
災 害 救 助 の 手 引 き

令和 5 年 4 月

静岡県健康福祉部

目 次

I 災害救助法について

1 災害救助法の概要	1
(1) 災害救助法の目的	1
(2) 基本的な考え方	1
(3) 他法との比較	1
(4) 災害救助法の効果	1
(5) 災害救助法の関係法令（通知）あらまし	2
2 救助の種類、程度、方法及び期間	3
(1) 救助の種類	3
(2) 救助の程度、方法及び期間	3
3 災害救助法の適用	4
(1) 基本的事項	4
(2) 適用基準（令第1条第1項第1号から第4号）	6
(3) 適用手続・被害報告	9
4 被害程度の認定基準と用語の定義	10
(1) 被害認定基準	10
(2) 用語の定義	10
5 費用	11
6 強制権の発動	11
7 県知事による事務委任	12
8 災害救助基準	14
9 応急救助事務の種類別概要	19
(1) 避難所の設置	20
(2) 応急仮設住宅の供与	21
(3) 炊出しその他による食品の給与	23
(4) 飲料水の供給	24
(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	25
(6) 医 療	26
(7) 助 産	27
(8) 被災者の救出	28
(9) 被災した住宅の応急修理	29
(10) 学用品の給与	30

(11) 埋 葬	31
(12) 死体の搜索	32
(13) 死体の処理	33
(14) 障害物の除去	34
(15) 応急救助のための輸送	35
(16) 応急救助のための賃金職員雇上費	37
(17) 救助に要した事務費	39
(18) 災害ボランティアセンターの運用	40
Ⅱ 諸帳簿の参考様式	41
Ⅲ 関連諸制度の概要	89
Ⅳ 規則、要綱等	
災害救助法施行細則	96
災害救助法施行細則による救助の程度等	106
災害弔慰金等補助金交付要綱	119
静岡県災害援護資金貸付要綱	133
被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱	146
Ⅴ 被災者生活再建支援制度（国制度）パンフレット	158
Ⅵ 被災者自立生活再建支援制度説明資料（県単独制度）	
被災者自立生活再建支援補助金について	172
被災者自立生活再建支援補助金交付要綱	187
被災者自立生活再建支援補助金交付要領	192
Ⅶ 資 料	
戦後の本県における災害救助法適用災害一覧	196
応急救助事務の担当一覧表	198

1 災害救助法の概要

(1) 災害救助法の目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

(2) 基本的な考え方

① 災害に際しての応急救助

災害により、食料品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、疾病傷病等の被害を受け、現に救助を必要としている者に対しての応急的、一時的救助を実施するための制度である。

② 災害にかかった者の保護と社会秩序の保全

個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を目的としており、災害の規模がこれらに影響を及ぼす程度のものであるときに実施される。

③ 救助の実施主体

県知事は、法定受託事務として、国にかわり救助を実施する。県知事は、迅速な救助の必要性を認めるとき、市町長に応急救助の実施を通知することができ、市町長は、通知を受けた応急救助事務を実施しなければならない。

④ 国民の協力の下に実施

救助に必要な人員の確保、物資の調達等は、地方公共団体、日本赤十字社等をはじめ、一般国民の協力を得て行う。

(3) 他法との比較

法律名	分類	概 要
災害対策基本法	一般法	災害対策に関する国、県、市町の責任区分等の基本的事項を定めている。
災害救助法	特別法	応急救助活動や救助費用負担等について特別に定めており、災害対策基本法に優先して行われる。
大規模地震対策特別措置法	特別法	大規模地震に関する予知、防災対策等の基本的事項を定め、被害の防止・軽減を図る。

災害対策基本法では、災害が発生した場合の応急措置は、市町長の義務と定めている。一定規模以上の災害又は特殊な救助が必要となった場合に、災害救助法による救助が併せて行われる。

(4) 災害救助法の効果

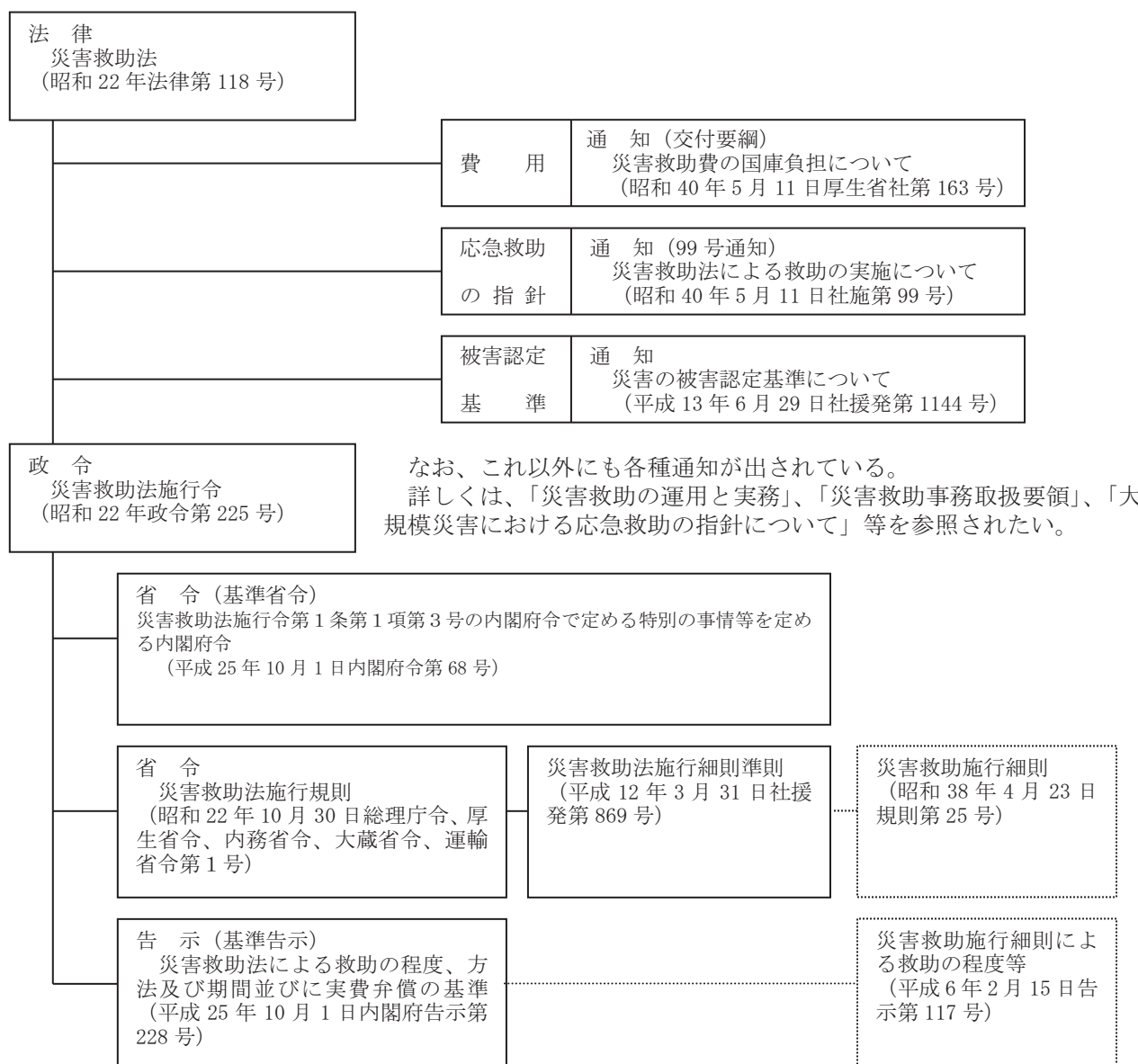
災害救助法の適用により、国の責任において、次の支援及び権限を得る。

- ①財政的支援（救助実施の費用負担等）
- ②法的強制権（技術者等への従事命令、近隣の者への協力命令、土地・建物・物資の収用命令）

※その他の適用による影響

災害援護資金貸付金、災害弔慰金、被災者生活再建資金、中小企業災害対策資金等の各種制度の適用が受けられる。

(5) 災害救助法の関係法令（通知）あらまし



2 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 救助の種類

- ①避難所の設置
- ②応急仮設住宅の供与
- ③炊き出しその他による食品の給与
- ④飲料水の供給
- ⑤被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- ⑥医療・助産
- ⑦被災者の救出（死体の搜索）
- ⑧住宅の応急修理
- ⑨学用品の給与
- ⑩埋葬
- ⑪死体の処理
- ⑫障害物の除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、あらかじめ内閣府の定める基準に従い知事が定める。「災害救助法施行細則による救助の程度等」（平成6年静岡県告示第117号）による。

※ ただし、この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3 災害救助法の適用

(1) 基本的事項

① 災害救助法の適用は市町単位

災害救助法は、市町単位で適用する。なお、政令指定都市については市単位での適用のほか、区単位での適用もできる。

例えば、〇〇市（政令指定都市）××区だけに水害が発生した場合、××区に法適用ができる。

② 対象災害の種類

災害救助法の対象となる災害は、暴風、豪雨、地震、津波、その他異常な自然現象の外に、大規模な火事又は爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等があり、同一災害の被害程度に基づき法適用を決定する。

例外として次の場合は、社会的混乱の同一性があれば一つの災害とみなす。

ア 同時又は相接近して異なる原因による災害

イ 時間的に近接して、同一市町内の別の地域での同種又は異なる災害

③ 被害世帯数により適用

原則として、被害世帯数（滅失世帯数）に基づき法適用を判断する。

市町又は県の人口に応じ、適用基準となる被害世帯数が定められているが、令第1条第1項第3号後段と第4号に、被害世帯数によらない特別な場合が規定されている。

○ 滅失世帯の算定方法

全壊・全焼・流失	→	全壊等世帯数	× 1
半壊・半焼	→	半壊等世帯数	× 1 / 2
床上浸水	→	床上浸水世帯数	× 1 / 3

* 小数点以下も合わせて合算する。

④ 適用時点

応急救助のための制度である性質上、適用時点で現に救助を必要とする状態にあることが必要である。従って、遡及適用は行わない。

<法適用の公示日と救助期間起算日>

原則として災害発生日＝救助の期間起算日＝公示日となるので、迅速な公示が必要。次の場合は例外となる。

①長雨等で被害が漸増した場合

基準に達した日＝公示日＝発生日＝起算日とみなす。

雨の降り始めや救助に着手した時点が、発生日や起算日と必ずしも一致しない。

②被害状況の把握が困難な事情のため遅延した場合

状況の判明した日＝公示日となるが、救助期間の起算日は災害発生日。

○非常災害等が発生するおそれがある段階において、国の災害対策本部が設置された場合には、災害救助法の適用が可能。

(2) 適用基準

ア 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

区 分	内 容
1号適用	県内の市町の滅失世帯数が次ページ別表「市町別災害救助法第1号適用基準一覧表」の基準に達したとき
2号適用	被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達し、かつ、当該市町の滅失世帯数が1号適用基準の1/2以上に達したとき
3号適用	ア 被害が県下全域に及ぶ災害で、県下の住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合で、当該市町の区域内の被害世帯数が多数であるとき 「多数」とは、概ね5世帯以上とし、市町の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき イ 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき 「特別の事情」とは次の2つの場合 ① 食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合 ② 被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合
4号適用	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、以下の基準に該当するとき ① 多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合 ② 被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合

イ 災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがある場合

[illegible]

○ 4 号基準の特徴

4 号基準



…①被害情報が正確には判明しない場合や、②災害による被害の発生が将来に想定される場合など、被害数が未確定な場合にも適用できる。

1 号基準、2 号基準、3 号基準

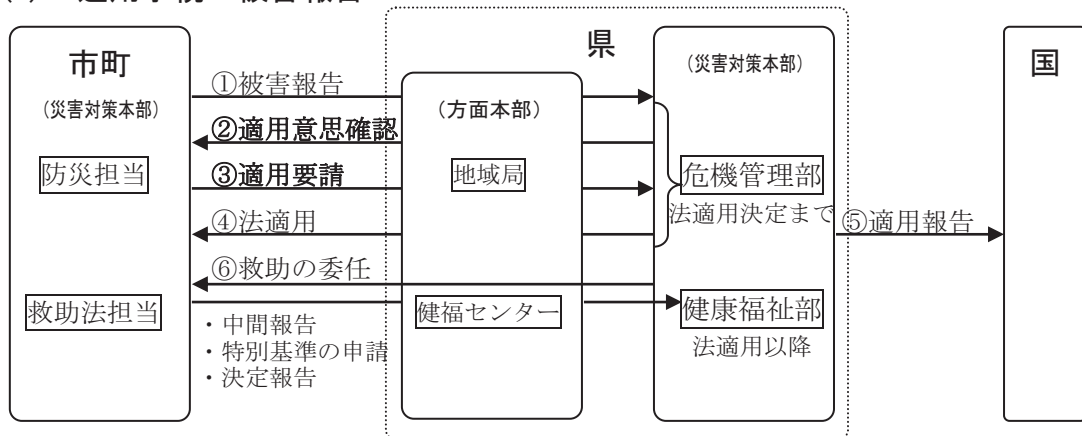
…実際に発生した被害数を算定基準として適用

災害救助法の適用にあっては、被害数による 1 号基準等にこだわらず、常に 4 号基準の適用を念頭において状況を判断し、県に情報提供、申請をすることが迅速な災害救助法の適用に欠かせないといえる。

○ 4 号適用の具体例（全国）

- ・大型台風等による豪雨により浸水被害や土砂災害の発生のおそれ及び住民生活への影響
- ・融雪等による地すべりの発生のおそれ及び住民生活への影響
- ・大規模な竜巻の発生に伴う被害及び住民生活への影響
- ・大雪による集落の孤立化と住民生活への影響

(3) 適用手続・被害報告



※ 南海トラフ地震の発生時には、①、②、③を省略し、県災害対策本部の決定により、県内全市町一括で4号適用する。

※ 大雨特別警報発表時には、①を省略し、対象市町に対し、4号適用の意思確認を行う。

①被害報告及び適用申請（災害救助法の適用までを危機管理部が所管）

- ・市町は、方面本部（地域局）に災害発生報告する。
- ・方面本部から市町に対して、災害救助法の適用意思の確認をする。
（適用意思確認がない場合でも、市町として法適用を検討する際には、方面本部へ連絡すること。）
- ・適用の要請について、市町は方面本部経由で危機管理部と協議する。
- ・市町からの要請は、まず電話・FAX等で行う（改めて文書を提出）。
- ・防災担当と災害救助法担当が分かれている市町においては、各担当課が十分に連絡を取り、法適用の必要がある場合にはスムーズな適用が出来るよう配慮すること。

②災害救助法適用以降の、中間報告、特別基準の申請、決定報告

- ・市町は、各健康福祉センターを経由して、健康福祉部企画政策課に報告する。

4 被害程度の認定基準と用語の定義

(1) 被害認定基準 ※「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府、令和2年改正)参照

ア 人的被害

区 分	認 定 基 準
死 者	・当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの ・死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの
災害関連死者	・当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
重 傷	1か月以上の治療を要する見込みの負傷
軽 傷	1か月未満で治癒できる見込みの負傷

イ 住家被害

区分	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊 に至らない (一部損壊)
被害の程度※	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※損害基準判定 (住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合)

(2) 用語の定義

	定 義
住 家	現実にその建物を直接居住の用に供しているもの。一般に非住家とする土蔵、小屋等であっても現に住家として居住しているときは、住家
世 帯	・生計を一にしている実際の生活単位 ・同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯 ・マンションのように1棟の建物内に、複数の世帯が独立した生計を営んでいる場合、それぞれの世帯をひとつの世帯とする。 ・寄宿舍、下宿、社会福祉施設等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舍等を1世帯として取り扱う。
非住家	住家以外の建築物(原則、官公署、学校、病院、公民館、神社等は非住家)
棟	・一つの独立した建物 ・2つ以上の建物が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。 ・母屋に付属する風呂、便所等は母屋に含めて1棟とする。
戸	・住家として居住するのに必要な一群の建物単位 ・炊事場、便所、浴場等が別である場合には、合して1戸とする。

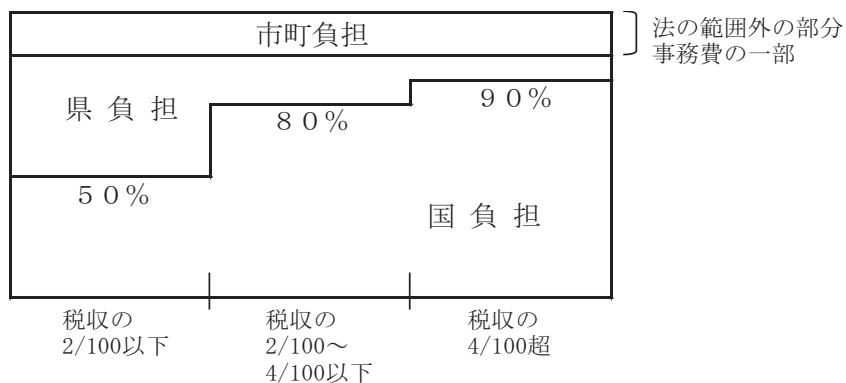
5 費用

災害救助法に基づく応急救助に関する費用は、県が支弁するが、災害救助法第13条第1項の規定により、救助の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととした場合又は県が支弁する暇のない場合においては、救助に要する費用等は、市町が一時繰替支弁する（災害救助法第30条参照）。

費用負担区分は次のとおり。

- ・ 災害救助法適用に至らない場合 → **全額市町負担**
- ・ 災害救助法が適用された場合
 - ア) 災害救助法による救助の種類・程度の範囲内の部分 → **国・県が全額負担**
(救助費総額が100万円未満の場合は全額県負担)
 - イ) 災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分 → **市町負担**

救助に要する費用の負担区分概念図（救助費総額が100万円以上の場合）



6 強制権の発動

知事には、災害の混乱した時期に迅速に救助業務を遂行するため、次のような強制権が与えられている。

- (1) 医師、土木作業員等を救助に関する業務に従事させる権限(従事命令)
- (2) 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限(協力命令)
- (3) 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限(収用権等)

従事命令や協力命令は国民の基本的な人権を著しく損なう危険があるため、安易にその運用を行うことは厳につつしむものである。(発動実績なし)

7 県知事による事務委任

救助の実施を市町長に委任した方がより迅速に災害に対処できると判断されるような場合、都道府県知事は、市町長に対して、その救助に関する事務の一部を委任することができることとされている。

なお、実際に事務委任を行う場合においては、事務の内容及び期間を市町長に通知し、その旨を公示しなければならない。

本県では、災害救助法が適用された災害が発生した場合、災害救助法第13条第1項に基づき、避難所の設置等に係る事務を市町に速やかに委任することとしている。

なお、事務委任をした際は、関係する健康福祉センター、県の担当課等へ情報提供する。

○災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)(抄)

(事務処理の特例)

第13条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

② 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

第 号
年 月 日

〇〇市町長

静岡県知事

災害救助法による救助に関する事務の一部の委任について

年 月 日に発生した による災害において災害救助法による救助を実施するにあたり、災害救助法第13条第1項の規定に基づき、救助に関する事務については、下記表のとおり貴職が行うこととしたので通知する。

なお、被害の状況により救助期間内では救助の適切な実施が困難な場合には、災害救助法施行令第3条第2項に基づき、内閣総理大臣と協議し期間を適宜延長する。

記

事務の内容	期 間
避難所の設置	災害発生の日から7日以内
炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内
医 療	災害発生の日から14日以内
助 産	分べんした日から7日以内
被災者の救出	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から3ヶ月以内 (国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内)
学用品の給与	教科書、教材は災害発生の日から1ヶ月以内 文房具、通学用品は災害発生の日から15日以内
埋 葬	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内

担当
電話

令和４年度災害救助基準

令和４年４月１日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第４条第１項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 １人 １日当たり ３３０円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	- 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 - 避難に当たっての輸送費は別途計上 - 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第４条第２項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 １人 １日当たり ３３０円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	- 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 - 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	- 建設型応急住宅 - 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 - 基本額 １戸当たり 6,285,000円以内 - 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から２０日以内着工	- 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 - 同一敷地内等に概ね５０戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) - 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 - 供与期間は２年以内
		- 賃貸型応急住宅 - 規模 建設型仮設住宅に準じる - 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	- 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 - 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,180 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4 月～9 月）冬季（10 月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内 （災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 ヶ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700 円 中学生生徒 5,000 円 高等学校等生徒 5,500 円	災害発生の日から （教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 213,800 円以内 小人（12 歳未満） 170,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

9 応急救助事務の種類別概要

○応急救助事務の概要を記載したものです。

○実務にあたる場合は、必ず以下を確認してください。

- ・『災害救助の運用と実務』【編著：災害救助実務研究会 第一法規】
- ・『災害救助事務取扱要領』【内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(被災者行政担当)付】…毎年更新され、内閣府HPに掲載

(1) 避難所の設置〔福祉避難所を含む〕（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	○ 災害によって現に被害を受けた者 ・ 住家が被害を受け居住の場所を失った者 ・ 現に災害を受けた者 ○ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者 ・ 避難命令の出た場所 ・ 避難命令は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合 ○ 被災者はその土地の住民であるかどうかを問わない ・ 寄宿舍等の労働者 ・ （必要に応じて）列車、バス等の旅客 ・ 法適用を受けている他市町村の避難者
救助の方法	○ 公民館等の集会施設、学校、福祉センター等の公共施設を利用する。適当な建物を得がたい場合は、その他既存の建物（旅館・ホテル等借上げ）を利用する。建物が得られない場合は、野外仮設物又はテントを設置する。 ○ 実態を把握し、必要な設備・備品を確保するとともに、避難の長期化に際しては、プライバシーの確保等に配慮する。 ○ 耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、バリアフリー化された施設が望ましいが、そうでない施設では、高齢者・障害者等が利用しやすいよう配慮する。 ○ 要配慮者等の所在の把握に努め、必要な保健福祉サービスが受けられるための連絡調整等を行う。 ○ 避難所を設置したときは、すみやかに被災者にその場所等を周知させ、避難すべき者を誘導し、保護しなければならない。 ○ 被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、女性の参加に配慮した自治組織を育成し、被災者自身による自発的な避難所におけるルールづくりを行わせるなど、避難者による自主的な運営が行われるように配慮する。 ○ 避難所に対して、各種の避難生活に必要な情報、生活復旧に関する情報等の提供に努める。 ○ 当面は最低限必要なもののみを整備し、迅速に設置することがより重要である。
費用の範囲	○ 賃金職員雇上費 ○ 消耗器材費（懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等） ○ 建物器物等の使用謝金（公共的建物器物は原則として無償） ○ 器物の借上費又は購入費（冷暖房器、畳、テレビ、掃除機、電話等） ○ 光熱水費（電気、ガス、灯油、水等） ○ 仮設便所等の設置費（仮設の便所、風呂、洗濯場、炊事場等）
特別基準	○ 期間の延長 通常の場合、基準の期間である7日間以内

(2) 応急仮設住宅の供与（県知事が実施）※

救助の対象	○ 住家が全焼、全壊又は流失した者 ○ 居住する住家がない者 ○ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者 ○ 災害地における住民登録の有無を問わない ○ その他、内閣府との個別協議により入居が認められた者	
救助の方法	○ 規格、規模、構造、単価等市町間で格差の生じないように広域的な調整が必要なため、都道府県知事が自らの責任で行うのが原則であるが、災害の規模等により、法適用市町長に委任することもやむを得ない。 ○ 供与対象者は、賃貸型応急住宅の場合は「被災者自らが探す方式」により決定するほか、高齢者・障害者等を優先的に入居させるために審査基準を設けて実施する「マッチング方式」により決定することも考えられる。 ○ 被災者に対し、一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去される、あるいは退去すべき性格のものであることをあらかじめ被災者に十分説明するとともに、住宅の斡旋を積極的に行い、なるべく早く恒久的な住宅に転居させるよう措置することが必要である。	
	建設型	賃貸型
	○ 建築は、都道府県又は市町の直営工事として実施しても、また、一括請負工事として実施しても差し支えない。 ○ 建築資材等を買取りにより設置しても、また、リース方式でもよい。 ○ 高齢者等が複数いる場合、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。 ○ 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会施設の建設も可能。50 戸未満の場合でも、戸数に応じた小規模の施設を設置できる。 ・規模及び費用は基準告示に定める規模及び額以内とする。	○ 不動産関係団体との協定に基づき、協力可能な不動産業者の情報を県が収集、市町に提供し、市町が入居者を募集する。 ○ 上記によるほか、被災者が直接不動産業者等に接触し、探してきた民間賃貸住宅についても、要件を満たす場合は賃貸型応急住宅として供与することができる。
費用の範囲	建設型	賃貸型
	○ 原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、及び建築事務費等の一切の経費 ○ 法第7条の規定によって従事命令の場合の実費弁償費 ○ 費用の算定に当たって想定されている費用 ・断熱材 ・特別な仕様を除く便所、風呂及び給湯器等の設備費用 ・手すりや敷地内の外灯、簡易舗装等 ○ 土地の借料は含まれない ○ 直営工事の場合の事務費	○ 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料等、民間賃貸住宅等の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものを含むとして、地域の実情に応じた額
基準 特別	○ 限度額の引上げ 特別な事情がある場合 ○ 着工期間の延長 必要最少限度の期間（建設型仮設住宅の場合）	

※平成 27 年 3 月 5 日付け府政防第 125 号「大規模災害発生時における被災者の住まいの確保に向けた取組の充実について」において、「応急仮設住宅の供与については、規格、規模、構造、単価等に市町村間で格差が生じないように広域的な調整を行うことが望ましく、**都道府県知事が行うことが望ましい**」ことから、県知事が実施。

ただし、被災者の入退去及び住宅の維持・管理に係る事務については、市町に委任して実施。

(3) 炊出しその他による食品の給与（県知事の委任により、市町が実施）

救助の対象	○ 避難所に収容された者 ○ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者 ○ 旅館やホテルの宿泊者、一般家庭の来訪客等 ○ 社会福祉施設の入所者（施設自らでは調理することができない状況の場合）
救助の方法	○ 炊出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施すること。 ○ 直ちに食することができる現物によること。 ○ 弁当やミルク等（乳幼児用）によっても差し支えない。 ○ 混雑にまぎれて配分もれ又は重複支給の者がないように注意すること。 ○ 実際にそれらを受けるべき被災者に支給した分に限られ、救助作業に従事する者は対象とならない。 ○ 一定期間経過後は、被災者自らが生活を再開していくという観点から、避難所における炊事場の確保や食材・燃料等の提供等、被災者による自炊、炊出しのできる環境づくりに配慮すること。
費用の範囲	○ 主食費 ・ 米穀販売業者及び食糧事務所等から購入した米穀 ・ 業者から購入した弁当等 ・ 一般の食料品店から購入したパン、うどん、インスタント食品等 ○ 副食費 ・ 調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限なし ○ 燃料費 ・ 品目、数量等について制限なし ○ 雑費 ・ 器物の使用謝金又は借上料金のほかアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費
特別基準	○ 期間の延長 通常の場合、基準の期間である 7 日間以内

(4) 飲料水の供給（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	○ 災害のために、現に飲料水を得ることができない者 ・ 住家等にはほとんど被害がなくても、飲料水が枯渇し、又は汚染したときは、飲料水の供給が受けられる。また、水道の水源地が破壊され、他に飲料水を求める方法のない者についても供給される。
救助の方法	○ 災害のため飲料に適する水がない場合に行われる。 ○ ろ水器等による浄水の供給及び飲用水中に直接投入する浄水剤の配付等も含まれる。 ○ 厳密には飲料用の水のみを供給すべきであるが、現実的には困難であるため、飲料用以外に利用された水も含めて差し支えない。
費用の範囲	○ 水の購入費（ただし、真にやむを得ない場合に限る） ○ 給水または浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ・ 機械：自動車、給水車、ポンプ等 ・ 器具：バケツ、ポリタンク、ビン等 ○ 薬品又は資材費 ・ 薬品費とは、カルキ等に要する費用であり、ろ水器に使用するもの及び各人が飲用する水を直接浄水するものに限られ、一般に防疫上の見地から散布する薬品は含まれない。 ・ 資材費とは、ろ水器等に使用するフィルター等に要する費用である。 ○ ボーリング等による新しい水源の開発、又は天然水を送水するための配水管の敷設等恒久的対策は対象とならない。 ○ 井戸さらいの場合の資材費や賃金職員雇上費、水道の補修工事に用いる配管等の資材費は、原則として認められない。
特別基準	○ 期間の延長 通常の場合、基準の期間である 7 日間以内

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	○ 災害により住家に被害を受けた者 ○ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者 ○ 被服寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者 ○ 住家の被害が要件を満たしても、別に保管した物があったり、寄贈を受けたりし、必要最小限のものが得られれば、対象とならない。
救助の方法	○ 一括購入又は備蓄物資からの放出 ○ 世帯構成員別被害状況等に基づき、備蓄物資の品目別在庫数量を考慮のうえ、物資の購入計画をすみやかにたてる。 ○ り災者調査原票に基づき、配分計画を作成し、被災者の被害区分等に応じ、受領書を徴して現物支給する。 ○ 備蓄物資を配分する場合におけるその価格の見積り方は時価評価による。毎年度当初に評価をして、評価調書を作成しておく。
費用の範囲	ア 被服、寝具及び身の回り品 洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等 イ 日用品 石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等 ウ 炊事用具及び食器 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等 エ 光熱材料 マッチ、プロパンガス等
基準 特別	○ 期間の延長 通常の場合、基準の期間である 10 日間以内 ○ 季別の変更 ○ 限度額の変更

(6) 医 療（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	○ 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者 ・ 災害の発生により医療機関がなくなるか、あるいは機能を停止した場合 ・ 災害により交通が途絶し、医療が受けられなくなった場合や診療のための人的物的設備が停止した場合 ・ 医療機関が一日間に診療できる患者数をはるかにこえる患者が発生し、救護班の派遣を必要とする場合、簡単な処置、投薬しかできない診療所の所在地に、複雑な処置を要する重症患者が発生した場合 ・ 通常の保険診療等が行われている場合、または行える場合には、通常、法による医療を行う必要はない。 ・ 災害の混乱時に強いて治療をしなくとも平常時に復してから治療すればよいような疾病は対象とされない。 ○ 医療を必要とする状態 ・ 医療を必要とするに至った原因を問わない。 ・ 法による医療は、見舞的あるいは補償的なものではない。 ・ 障害を受け又は疾病にかかった日時を問わない。 ・ 患者自身の経済的能力の如何を問わない。 ・ 被災者のみに限定されない。 ○ 応急的に医療を施す必要がある者 ・ 傷害、疾病の治療に関係のないものは、応急的に必要な医療とは認め難い。 ・ 予防的ないしは防疫上の措置は対象外。
救助の方法	○ 原則として救護班によって行うものとする。 ・ 重症患者等で救護班では医療が実施できない場合には、対応可能な病院等に移送して治療することとなるが、この場合は医療機関への輸送のみを救助の対象とし、医療機関における医療は保険診療等で行う。 ・ ただし、真にやむを得ない場合には、病院等において応急的に行う医療に限り、法による医療として行う途も開けている。 ○ 救護班とは、都道府県立又は市町村立の病院診療所や県医師会でチームを編成する等都道府県知事が派遣するもの、日本赤十字社の救護班である。足りない場合はその他の医療機関等から雇い上げることも差し支えない。
費用の範囲	○ 診療 ○ 薬剤又は治療材料の支給 ○ 処置、手術その他の治療及び施術 ○ 病院又は診療所への収容 ○ 看護
特別基準	○ 期間の延長

(7) 助産（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	○ 災害のため、助産の途を失った者 ・ 災害発生により、医療機関、助産所及び助産師等助産の機関がなくなった場合 ・ 機関の機能停止により、分べんの介助及び処置を行うことができない者 ○ 現に助産を要する状態の者 ・ 出産のみならず、死産及び流産を含む ○ 災害発生の日の以前又は以後 7 日以内に分べんした者 ○ 被災者であると否とを問わない ○ 本人の経済的能力の如何を問わない
救助の方法	○ 原則として救護班によって行われるが、助産師によることもできる。
費用の範囲	○ 分べんの介助 ・ 陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助 ○ 分べん前分べん後の処置 ・ 出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対する沐浴等を含む事後処置 ○ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料 ・ その他衛生材料費は、ネル、サラシ、油紙、亜麻仁油紙、リゾール、シッカロール等
特別基準	○ 期間の延長 通常の場合、基準の期間である 7 日間以内

(8) 被災者の救出（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	○ 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者 ・ 火災の際に火中に取り残されたような場合 ・ 地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合 ・ 水害の際に流失家屋と共に流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合 ・ 山津波や土石流により生き埋めになったような場合 ○ 災害のため、生死不明の状態にある者 ・ 行方不明の者で、諸般の情勢から生存していると推定される者 ・ 行方はわかっているが、生命があるかどうか明らかでない者 ○ 災害にかかった者の住家の被害状況は関係ない ○ 災害にかかった原因の如何を問わない ○ 人の救出だけに限定される
救助の方法	○ 生命の安全を第一とし、災害の状況に応じて最も的確かつ迅速に実施できる方法
費用の範囲	○ 借上費又は購入費 ・ 船艇その他救出のために必要な機械器具の借上費又は購入費 ・ 直接救出活動に使用したものに限る。 ○ 修繕費 ・ 救出のために使用した機械器具の修繕費 ○ 燃料費 ・ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代 ・ 捜索や救出作業を行う場合の照明代 ・ 救出した者を蘇生させるための採暖用の燃料費 ○ 救出のための賃金職員雇上費及び輸送費は、経理上救出費から分離し、賃金職員雇上費及び輸送費として一括計上する。
特別基準	○ 救出期間の延長 ・ 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき ・ 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき ・ 災害の発生が継続しているとき

(9) 被災した住宅の応急修理（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	1 災害によって住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ・ 応急修理の対象は、住家であること。 ・ 災害に起因するものであること。 ・ 当面の生活が営み得ない状態にあること。 ・ 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者（応急仮設住宅入居認定に準ずる。） 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者
救助の方法	○ 対象世帯ごとに個別に修理計画を作成し、現物給付をもって実施する。 ・ 実施機関が、建築関係業者と直接契約、または、実施機関自らが大工あるいは技術者を動員して実施する。 ○ 対象とする住家の選定は特に慎重に行い、十分調査のうえ決定する。 ○ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所に限られる。
費用の範囲	○ 最小限度の補修費 ・ 原材料費、大工、賃金職員等の労務費、材料の輸送費及び工事事務費の一切の経費が含まれる
特別基準	○ 期間の延長

(10) 学用品の給与（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	○ 災害によって住家に被害を受けた、児童及び生徒 ・ 住家の被害程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水 ・ 非住家だけが被害を受けた場合は対象外であるが、勉強部屋であった場合には対象となる ・ 通学途中または学校等で被災した場合、親類縁者の家に滞在中に被災し喪失または毀損した場合であっても、知事が必要と認めたときに限り給与して差し支えない ○ 小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒に限る ○ 学用品がなく、就学に支障を生じている者
救助の方法	○ 市町長が、学校及び教育委員会の協力を受け、調達から配分までを行う。 ○ 児童、生徒の確実な人員数を把握する。被災者名簿と当該学校における学籍簿等とを照合し被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。 ○ 実際に必要なものに限り支給する。 ○ 教科書をまず確保する。 ○ 被害状況等により、文房具や通学用品を購入、配分することができる。 ○ 小、中、高校生等別に 1 人当たりの配分計画表を作成し、これによって配分する。 ○ 同一規格、同一価格のものを購入するよう努めるべきであるが、困難な場合には、各品目別に購入価格の平均額を算出して決めることもやむを得ない。
費用の範囲	○ 教科書 ・ 文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書 ○ 教材（当該学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材） ・ 準教科書として使用されているテキスト等 ・ ワークブック、補充問題集、一般補充問題集等 * 辞書、図鑑等は除外するのが適当である。 ○ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規など） ○ 通学用品（運動靴、体育着、傘、かばん、長靴など） * 文房具及び通学用品の品目は例示であり、これ以外の品目でも必要なものは可。
特別基準	○ 期間の延長 通常の場合、基準の期間である 15 日ないし 1 箇月以内

(11) 埋 葬（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	○ 災害発生直後の混乱期に遺体が発見されたときには、遺族等の関係者に遺体を引き渡すことが原則であり、遺族等が埋葬をできない場合、又は遺族等に引き渡しをできない場合などに法による埋葬を行うものである。 ○ 災害時の混乱の際死亡した者であること。 ・ 死因及び場所の如何を問わない。 ・ 災害発生の日以前に死亡した者で、まだ葬祭が終わっていないもの。 ○ 災害のために埋葬を行うことが困難な場合であること。 ・ 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋葬を行うことが困難であるとき。 ・ 火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。 ・ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つば等の入手ができないとき。 ・ 埋葬すべき遺族がないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。 ○ 死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、刑事訴訟法及び検死規則等の変死体の取扱いに関する他の法令の規定によるべきであるので、直ちに警察署に届けることとし、法による埋葬を行わないようにすべきである。
救助の方法	○ 応急的な仮葬であり、正式の葬祭ではない。 ○ 土葬によろうと、火葬によろうと、問わない。 ○ 現物給付を原則とし、棺、ドライアイス又は骨つば等埋葬に必要な物資の支給、あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供である。 ○ 死者に遺族がない場合は、救助の実施機関が埋葬に必要な物資の調達から火葬又は土葬に至るまで一括して実施する。 ○ 民間の第三者が埋葬を行った場合には、例外的措置として、費用の限度内で実費を補償することもある。 ○ 遺族が埋葬を行う場合は、原則としてこの対象にならないが、必要に応じて棺又は棺材等の現物を支給しなければならない場合もある。
費用の範囲	○ 棺、骨つば及び火葬等の埋葬の費用 ○ 埋葬の際の賃金職員等雇上費及び輸送費 ○ 供花代、酒代等は含まれない
特別基準	○ 期間の延長 通常の場合、基準の期間である 10 日以内

(12) 死体の搜索（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	○ 行方不明の状態にある者で、各般の事情により、既に死亡していると推定される者 ・ 行方不明になってから相当の時間を経過している場合 ・ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合 ・ 災害発生後、ごく短期間のうちに引き続き当該地域に災害が発生したような場合 ○ 死亡した者の居住地に法が適用されたかどうかは関係がない。 ○ 死亡した者の住家の被害状況は関係がない。 ○ 死亡した原因の如何を問わない。
救助の方法	○ 様々な方法によることができるが、公費の支出という観点から、できる限り適正な程度及び方法で実施しなければならない。
費用の範囲	○ 借上費又は購入費 直接搜索作業に使用した船艇、その他必要な機械器具の借上費又は購入費 ○ 修繕費 搜索作業に使用した機械器具の修理費 ○ 燃料費 機械、器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行うための照明代等
特別基準	○ 期間の延長 通常の場合、基準の期間である 10 日以内

(13) 死体の処理（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	○ 災害による社会混乱のため、死体の処理ができない場合。通常埋葬の前提として行われるものであるため、埋葬を行う場合と同様に取り扱う。 ○ 警察官が発見した死体、又は警察官に対して届出がなされた死体に関しては、当該死体が警察当局から関係者に引き渡されてから後に、必要な死体の処理を行う。 ○ 死亡の原因が犯罪によるものではないかという疑いがもたれるような変死体については、この制度で着手すべきではない。
救助の方法	○ 救助の実施機関が現物給付として行うものである。 ・ 死体の一時保存のための施設等の設置 ・ 死体の洗浄、縫合、消毒、検案等の役務の提供 ・ 遺族のない場合は、実施機関が、死体の処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施する。 ・ 遺族が行う場合には、薬品、消毒剤等の資材について現物を支給する。 ○ 死体の処理の際の賃金職員等雇上費及び輸送費については、死体の一時保存の場合に限り原則としてこの中に含まれ、死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案については、別途認められている。
費用の範囲	○ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1 死体について必ずすべて行うものではなく、その死体について必要に応じて行う。 ○ 死体の一時保存 身元を識別するため。また、死亡者が多数の場合には、短時日の間に埋葬することは困難であり、埋葬が行われるまでの一時保存が必要となる。 ○ 検案 救護班によって行うことを原則としているが、死体の数が著しく多い場合とか、救護班が医療、助産等を行っていて検案を行うことができないような場合は、一般開業の医師によることができる。ただし、検案書の作成は本制度の対象外である。
特別基準	○ 期間の延長 通常の場合、基準の期間である 10 日以内

(14) 障害物の除去（県知事の委任により、市町長が実施）

救助の対象	○ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。 ○ 住家が半焼半壊又は床上浸水したものであること。 ○ 当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること。 ○ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること。
救助の方法	○ 救助の実施機関が現物給付をもって実施する。 救助の実施機関が作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。 ○ 対象とする住家の選定は、特に慎重に行うべきで、真に法による障害物の除去を実施する以外に方法のない者を、十分調査のうえ、決定することが必要である。 ○ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限られる。 居室、台所、玄関、便所等を対象とする。 ○ 応急的な除去に限られる。 原状回復を目的とする除去ではない。
費用の範囲	○ ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員雇上費等一切の経費が含まれる。
特別基準	○ 期間の延長 通常の場合、基準の期間である 10 日以内

(15) 応急救助のための輸送（県知事又は市町長（市町の実施とした救助）が実施）

救助の対象	○ 被災者の避難に係る支援 ・被災者自身を避難させるために輸送 ・被災者を誘導するための人員、資材等の輸送 ・災害を受けるおそれのある者の避難のための輸送は、市町長等が発した避難命令に基づく場合又は緊急なため命令する暇はないが、客観的にみて当然避難を要する状態にあった場合で、しかも市町長等の指示に従って避難したときに限られる。 ・以下の輸送は対象とならない 災害の予防、根本的解消又は拡大防止のための人員、物資、資材の輸送 ペット、家畜の避難ないし家財道具等の持出し又は輸送（本人の避難等に支障がある場合に、被災者全体の避難に支障をきたさない範囲で、併せて実施することを禁じるものではない） 警察、消防、自衛隊、海上保安庁等が救助の応援として実施した輸送 市町長の指示等に従わず勝手に避難したような場合 避難が終わり各自が帰宅する場合の輸送 ○ 医療及び助産における輸送 ・患者等を救護班が、仮設する診療所、病院、産院等に入院又は通院させる場合、あるいは他の病院、診療所等に輸送する場合（この制度によって、保護する以外に途がないことが前提である。） ・救護班に関する人員の輸送 ・以下の輸送は認められない 医薬品及び衛生材料等の輸送→救援用物資の輸送 退院又は分娩が終了し帰宅する際の輸送 ○ 被災者の救出 ・手段、方法等は被災者の避難のための輸送の場合と同一と解してよい ・救出された被災者の輸送と救出のための必要な人員、資材等の輸送 ・被災者の生命の安全を保護するための輸送に限られる ・以下の輸送は認められない 被災者救出のために輸送した人員及び資材等の輸送 ペット、家畜の避難及び家財道具等の持出しのための輸送（本人自身の救出に支障をきたすなどの場合に、被災者全体の輸送に支障をきたさない範囲内で、併せて実施することを禁じるものではない。） ○ 飲料水の供給 ・飲料水それ自体の輸送 ・飲料に適する水を確保するために必要な人員、ろ水器その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送 ・以下の輸送は対象とならない 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による生活用水供給のための輸送費 ○ 死体の搜索 ・死体の搜索のために必要な人員及び資材等の輸送 ・以下の輸送は認められない 災害地の清掃、後片付等のための人員及び資材等の輸送 警察、消防、自衛隊、海上保安庁等による輸送
-------	--

救助の対象	○ 死体の処理（埋葬を除く。） ・ 死体の消毒、縫合、洗浄等の処理並びに検案のための救護班員等人員の輸送 ・ 死体の処理のための衛生材料等の輸送 ・ 死体の発見場所から一時安置所までの移送その他死体の移動に伴う死体そのものの輸送 ・ 死体を移送するための人員の輸送 ・ 以下の輸送は対象とならない 仮設安置所設置のための資材及び人員等の輸送費→「死体の一時保存」 ○ 救援用物資の輸送 ・ 救援用物資とは、被災者の応急救助の目的のために直接使用される一切の物資をいう。 ・ 以下の輸送は対象とはならない 避難所設置の場合の仮設便所、炊事場等の建築に要する資材の輸送費→「避難所設置」 応急仮設住宅建築の際の資材等の輸送費→「応急仮設住宅設置費」 住宅応急修理用資材の輸送費→「住宅の応急修理費」 埋葬の棺、骨つぼ等の輸送費→「埋葬」 死体の一時保存のための資材等の輸送費→「死体の一時保存」 障害物の除去用資材の輸送費→「障害物の除去費」 炊出しの食品等を給与するための輸送→原則として消防団、青年団等の奉仕又は炊出しを受ける者等の相互協力等によって行うことが通常である 防疫対策用の機械器具及び資材等の輸送費→救援用物資ではない
費用の範囲	○ 運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料
特別基準	○ 期間の延長 ○ 期間の延長は、各救助種目の期間延長に伴い自動的に延長となる。ただし、輸送期間だけの延長も可能である。

(16) 応急救助のための賃金職員雇上費（県知事又は市町長(市町の実施とした救助)が実施）

救助の対象	○ 被災者の避難 ・ 災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるために雇い上げる賃金職員等 ○ 医療及び助産における賃金職員等 ・ 救護班では処置できない重症患者または救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がある場合に、病院、診療所に運ぶための賃金職員等（この制度による以外に他に途のない場合に限る。） ・ 救護班によって、医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等を移動に伴う賃金職員 ・ 公立病院または日本赤十字社等より派遣を受けた救護班だけでは十分な医療スタッフを得られない場合に、その他の医療機関から必要な要員を雇い上げることが考えられる ・ 救護班の事務を行う者または被災地や避難所等へ医療班を輸送する運転手等については、官公署等の職員等が行うと考えられるが、これらだけでは十分な救助がなし難い場合に、医療及び助産のために必要な賃金職員等として、救護班の事務を行う者、被災地や避難所等へ救護班を輸送する運転手等を雇い上げる場合が考えられる。 ・ 救護班のスタッフに係る費用は、官公署及び公立病院等の職員等については、時間外勤務手当等について救助事務費で、日本赤十字社の職員については法第19条の規定に基づく補償で対応することとなっており、その他の場合に限り、ここでいう賃金職員等雇上費の対象となる。 ○ 被災者の救出 ・ 被災者を救出する行為そのものに必要な賃金職員等 ・ 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し、又は後始末する賃金職員等 ○ 飲料水の供給 ・ 飲料水を供給するために要する賃金職員等 ・ 飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員等 ・ 飲料水を浄水するための医療品等の配布に要する賃金職員等 ○ 死体の搜索 ・ 死体を搜索する行為そのものに必要な賃金職員等 ・ 搜索に要する機械、器具その他の資材を操作し、又は後始末する賃金職員等 ○ 死体の処理（埋葬を除く。） ・ 死体の洗浄、消毒等の処置をするための賃金職員等 ・ 死体を仮安置所等まで運ぶための賃金職員等 ○ 救援用物資の整理、輸送及び配分 ・ 救援用物資の整理、輸送及び配分をするための賃金職員等 救援用物資の種類：被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊出し用の食糧品、調味料及び燃料、医薬品及び衛生材料 整理：種類別又は地区別に区分し、整頓し保管する場合の一切 輸送：送達するための荷物の積卸、上乗り及び運搬 配分：輸送された物資を被災者に配分すること
救助の方法	○ 県知事又は市町長等が雇い上げた賃金職員等でなければならない。 ○ その救助を行うに必要最小限度のものでなければならない。

費用 の 範囲	○ この業務を行うために雇上げた賃金職員
特別 基準	○ 雇上げ期間の延長は、各救助種目の期間延長に伴い自動的に延長となる。ただし、この期間以上に残務整理のための延長もできる。 ○ 埋葬のための賃金職員等 ○ 炊出しのための賃金職員等 ○ その他の賃金職員等

(17) 救助に要した事務費（県知事又は市町長（市町の実施とした救助）が実施）

事務費の費目	○ 旅費 ・ 都道府県内相互の指導連絡旅費、関係都道府県又は本省等への打合せ旅費、救援物資の調達、輸送の旅費 ○ 時間外勤務手当 ・ 職員（県及び市町職員に限る）が応急救助事務のため、正規の勤務時間をこえて勤務した場合の時間外手当。 ○ 賃金 ・ 応急救助事務を執行するのに必要な臨時雇い上げ職員等の日当 ○ 消耗品費 ・ 応急救助事務に必要な文房具及び消耗器材等 ○ 燃料費 ・ 救助の業務を行うのに必要な庁舎用暖房燃料及び自動車燃料等の燃料 ○ 食糧費 ・ 職員に対する炊出しの費用及び応急救助対策打合せ会の食費 ○ 印刷製本費 ・ 応急救助の事務を行うのに直接必要な印刷物及び応急救助のための資料等を印刷又は製本するのに要する費用 ○ 光熱水料 ・ 応急救助の事務を行うのに必要な電気料、水道料およびガス代等 ○ 通信運搬費 ・ 通信費、運搬料、近距離のバス、電車、船舶等の回数券 ○ 使用料及び賃借料 ・ 土地、家屋の借上料、自動車及び船舶の借上料、機械器具の借上料 ○ 修繕費 ・ 応急救助の事務に使用し、そのために修繕を要する状態になった自動車、船舶、自転車等の修繕費（現状回復が原則であり、改良、改善は原則として含まれない。） ○ 委託費														
事務費の範囲	○ 法第4条に規定する応急救助の事務を行うのに必要な経費に限られる。 ○ 応急救助を実施する期間の経費に限られる。 ○ 精算の事務を行うのに必要な経費については、精算事務終了の日までの間、その必要な経費が認められる。 ○ 精算の事務を行うに必要な事務費の範囲は、応急救助に要する事務費と同じである。														
負担限度額	○ 年間救助費の額（精算事務に要した費用を含む。）に応じて次の割合を乗じて得た額の範囲内で国庫負担の対象となる。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">3千万円以下の部分の金額</td><td style="text-align: right;">… 10 / 100</td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">3千万円を超え6千万円以下の部分の金額</td><td style="text-align: right;">… 9 / 100</td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">6千万円を超え1億円以下の部分の金額</td><td style="text-align: right;">… 8 / 100</td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">1億円を超え2億円以下の部分の金額</td><td style="text-align: right;">… 7 / 100</td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">2億円を超え3億円以下の部分の金額</td><td style="text-align: right;">… 6 / 100</td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">3億円を超え5億円以下の部分の金額</td><td style="text-align: right;">… 5 / 100</td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">5億円を超過した部分の金額</td><td style="text-align: right;">… 4 / 100</td></tr> </tbody> </table>	3千万円以下の部分の金額	… 10 / 100	3千万円を超え6千万円以下の部分の金額	… 9 / 100	6千万円を超え1億円以下の部分の金額	… 8 / 100	1億円を超え2億円以下の部分の金額	… 7 / 100	2億円を超え3億円以下の部分の金額	… 6 / 100	3億円を超え5億円以下の部分の金額	… 5 / 100	5億円を超過した部分の金額	… 4 / 100
3千万円以下の部分の金額	… 10 / 100														
3千万円を超え6千万円以下の部分の金額	… 9 / 100														
6千万円を超え1億円以下の部分の金額	… 8 / 100														
1億円を超え2億円以下の部分の金額	… 7 / 100														
2億円を超え3億円以下の部分の金額	… 6 / 100														
3億円を超え5億円以下の部分の金額	… 5 / 100														
5億円を超過した部分の金額	… 4 / 100														

(18) 災害ボランティアセンターの運用（被災自治体と災害ボランティアセンターの設置・運営者と委託契約により実施）

救助の対象	○災害ボランティア活動と被災自治体が実施する救助の調整事務 対象組織：災害ボランティアセンターの設置・運営を行う、社会福祉協議会、NPO団体等 対象期間：災害ボランティアセンターの活動中にボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整が実施されている期間
救助の方法	○委託契約の締結 ・災害救助費負担金の国庫負担の対象となるためには、被災自治体から災害ボランティアセンターの設置・運営を行う者に調整事務を委託契約することが必要
費用の範囲	○調整事務を行う人員を確保するための経費 ・人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）及び社協等が新たに雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金） 人件費単価：当該社協等が支払った実費又は、当該社協給与規程に基づき算出される人件費のうち、いずれかの少ない金額が対象 ・旅費（被災自治体外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費） 旅費単価：当該社協等が支払った実費又は、当該社協旅費規程に基づいて支払った旅費のうち、いずれかの少ない金額が対象 ○報奨金や謝金、資機材等の購入は対象外 ・がれき等の障害物除去のため、市町が災害救助費より購入した資機材等を社会福祉協議会等を通じてボランティアへ貸出しをすることは可能

〇〇〇第 号
年 月 日

静岡県知事 〇 〇 〇 〇 様

〇〇市(町)長 〇 〇 〇 〇

災害救助法による救助の要請について

このことについて、下記のとおり災害救助法施行令第1条第1項第〇号の規定に該当するため、災害救助法による救助を要請する。

記

＜被害の状況＞

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時頃に上陸した台風第〇〇号により、多数の者が生命又は身体に危険を受け、継続的な救助を必要としている。(又は受けるおそれが生じている。)

担当 〇〇市(町)災害対策本部 〇〇
電話

発信日時： 年 月 日 時 分
 発信所属・担当者名：
 危機対策課・県本部指令部⇔ 各地域局・方面本部 ⇔ 各市町

1 件 名

市町災害救助法適用意思確認

2 内 容

(例)

- ・〇年〇月〇日の〇〇により、県内市町に甚大な被害が予想される。
- ・災害救助法施行令第1条第1項第〇号の該当する可能性がある。
- ・管内市町へ災害救助法適用の意思確認のうえ、状況を回答されたい。
- ・適用意思の有無について、口頭で確認し本様式により回答すること。
 また、災害救助法適用の意思がある場合は改めて別紙による申請の提出を求め、危機対策課・県本部指令部まで提出されたい。(申請例は別紙のとおり)

3 回 答 (適用意思 あり：○ なし：× 連絡途絶：●)

地域	市町	適用意思	地域	市町	適用意思	地域	市町	適用意思
賀茂	下田市		中部	島田市		静岡	静岡市	
	東伊豆町			焼津市			葵区	
	河津町			藤枝市			駿河区	
	南伊豆町			牧之原市			清水区	
	松崎町			吉田町		浜松市		
	西伊豆町			川根本町		中区		
東部	沼津市		西部	磐田市		浜松	東区	
	熱海市			掛川市			西区	
	三島市			袋井市			南区	
	富士宮市			湖西市			北区	
	伊東市			御前崎市			浜北区	
	富士市			菊川市			天竜区	
	御殿場市			森町				
	裾野市							
	伊豆市		<通信欄> (例) 連絡途絶等により意思を確認できない市町に対し、 県の判断により法適用を決定する場合がある。					
	伊豆の国市							
	函南町							
	清水町							
	長泉町							
	小山町							

発信日時： 年 月 日 時 分
発信所属・担当者名：
危機対策課・県本部指令部→ 各地域局・方面本部 → 各市町
健康福祉部企画政策課

1 件 名

災害救助法適用決定通知

2 内 容

○適用決定日時 月 日 時 分

○適用市町名 ○○○市（町）

○適用基準

災害救助法施行令第1条第1項第○号

3 適用市町一覧

地域	市町	適用 決定	地域	市町	適用 決定	地域	市町	適用 決定
賀茂	下田市		中部	島田市		静岡	静岡市	
	東伊豆町			焼津市			葵区	
	河津町			藤枝市			駿河区	
	南伊豆町			牧之原市			清水区	
	松崎町			吉田町		浜松	浜松市	
	西伊豆町			川根本町			中区	
東部	沼津市		西部	磐田市			東区	
	熱海市			掛川市			西区	
	三島市			袋井市			南区	
	富士宮市			湖西市			北区	
	伊東市			御前崎市			浜北区	
	富士市			菊川市		天竜区		
	御殿場市			森町				
	裾野市		<通信欄>（例） 連絡途絶等により意思確認できていない市町においても、県の判断により、法の適用を決定した。					
	伊豆市							
	伊豆の国市							
	函南町							
	清水町							
	長泉町							
	小山町							

(例)

第 号
年 月 日

〇〇市町長

静岡県知事

災害救助法による救助に関する事務の一部を市町長が行うことについて

年 月 日に発生した による災害において災害救助法による救助を実施するにあたり、災害救助法第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記 1 の救助に関する事務については、下記 2 の期間において貴職が行うこととしたので通知する。

なお、被害の状況により下記 2 の期間では救助の適切な実施が困難な場合には、災害救助法施行令第 3 条第 2 項に基づき、内閣総理大臣と協議し期間を適宜延長する。

記

1 事務の内容	2 期 間
避難所の設置	災害発生の日から7日以内
炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内
医 療	災害発生の日から14日以内
助 産	分べんした日から 7 日以内
被災者の救出	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から 3 ヶ月以内 (国の災害対策本部が設置された災害においては6 ヶ月以内)
学用品の給与	教科書、教材は災害発生の日から1ヶ月以内 文房具、通学用品は災害発生の日から15日以内
埋 葬	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内

担当
電話

救助の種類に応じた必要書類

救助の種類	様式番号	様式名	救助に必要な書類	救助に際し、必要となる証拠書類等
避難所の設置	様式3	避難所設置及び避難生活状況	避難者名簿 アイ 救助実施記録日計票 ウ 避難所用物資受払簿 エ 避難所設置及び避難生活状況 オ 避難所設置に要した支払証拠書類 カ 避難所設置に要した物品受払証拠書類	・避難所ごとの避難者名簿(入退所日時・世帯数が分かるもの、応援自治体除く) ・避難所用物資受払簿・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料 など購入実績、金額等が確認できる書類(備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる 場合は評価額書)
応急仮設住宅	様式4	応急仮設住宅台帳 (建設型応急住宅) (賃貸型応急住宅)	救助実施記録日計票 アイ 応急仮設住宅台帳 ウ 応急仮設住宅用地賃借契約書 エ 応急仮設住宅使用賃借契約書 オ 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 カ 応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証拠書類	・工事に係る工程表、所在地図、配置図、仕様書、見積書 ・施工前(原状復旧時に必要になる) ・設置時及び解体時の施工中及び施工後の写真(工事報告) ・救助実施記録日計票(日々の入居状況の整理) ・住まいの確保状況調査(日々報告)
炊き出しの給与	様式5	炊き出し給与状況	救助実施記録日計票 アイ 炊き出しその他による食品給与物品受払簿 ウ 炊き出し給与状況 エ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払 証拠書類 オ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類	・炊出し受払簿(日毎の給与数が分かるもの、応援自治体除く)、 ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額 等が確認できる書類 (備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価額書)
飲料水の供給	様式6	飲料水の供給簿	救助実施記録日計票 アイ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿 ウ 飲料水の供給簿 エ 飲料水供給のための支払証拠書類	・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、 ・金額等が確認できる書類 (備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価額書)
被服・寝具、生活必需品給与又は貸与	様式7	被服、寝具その他生活必需品の給与状況	救助実施記録日計票 アイ 物資受払簿 ウ 物資の給与状況 エ 物資購入関係支払証拠書類 オ 備蓄物資払出証拠書類 (注)法による物資と義援物資は実際上も明確に区分しておくこと。	・申込書(=被災者の被害の程度(全壊・半壊・床上浸水)及び必要な物品を確認した書類)、 ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書等
医療	様式8・ 様式9	救護班活動状況 病院診療所医療実施状況	ア 救護班 (1)救助実施記録日計票 (2)医薬品衛生材料受払簿 (3)救護班活動状況 イ 都道府県又は委任を受けた市町村 (1)救助実施記録日計票 (2)医薬品衛生材料受払簿 (3)救護班活動状況(写) (4)病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類 (5)医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類	・活動実績が確認できる書類 ・協定書、費用支出要綱など ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額 等が確認できる書類

助産	様式10	助産台帳	救助実施記録日計票 ア 衛生材料等受払 イ 助産台帳 ウ 助産関係支出証拠書類 エ (注)救護班が助産を行った場合は、助産台帳とは別に、救護班活動状況にも明らかにしておくこと。	略	
被災者の救出、死体の捜索	様式11	被災者救出状況記録簿	【被災者の救出】 ア 救助実施記録日計票 イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿 ウ 被災者救出状況記録簿 エ 被災者救出関係支出証拠書類 【死体の捜索】 ア 救助実施記録日計票 イ 捜索用機械器具燃料受払簿 ウ 死体の捜索状況記録簿 エ 死体捜索関係支出証拠書類	略	
住宅の応急修理	様式12	住宅応急修理記録簿	(ア)救助実施記録日計票 (イ)住宅の応急修理記録簿 (ウ)住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 (エ)住宅の応急修理関係支出証拠書類	①応急修理申込書 (資力に係る申出書、応急修理申込チェックシート含む) ②リ災証明書 ③修理見積書 ④修理依頼書(市町村→業者宛) ⑤応急修理決定通知書(市町村→被災者宛) ⑥工事完了報告書 ⑦修理前、修理中及び修理後の写真(カラー) ⑧支払いをした伝票の写し	
生業に必要な資金の貸与	様式13	生業資金貸付台帳	現在では、この生業資金の貸与制度は運用されていない。	略	
学用品の給与	様式14	学用品の給与状況	救助実施記録日計票 ア 学用品の給与状況 イ 学用品購入関係支出証拠書類 ウ 備蓄物資支出証拠書類 エ	リ災証明書、 学用品の支払い根拠資料(請求書、納品書等)	
埋葬及び死体の処理	様式15 様式16	埋葬台帳 死体処理台帳	【埋葬】 ア 救助実施記録日計票 イ 埋葬台帳 ウ 埋葬費支出関係証拠書類 【死体の処理】 ア 救助実施記録日計票 イ 死体処理台帳 ウ 死体処理費支出関係証拠書類	略	
障害物の除去	様式17	障害物除去の状況	ア 救助実施記録日計票 イ 障害物除去の状況 ウ 障害物除去支出関係証拠書類	障害物の除去申請書類、 リ災証明書、 諸書・請求書・支払い根拠書類、 除去前、除去中及び除去後の写真(カラー)	
輸送	様式18	輸送記録簿		請求書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、金額等が確認できる書類	

賃金屋い上げ	様式18②	賃金職員屋上台帳		活動実績が確認できる書類 ・協定書・費用支出要綱など ・請求書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、金額等が確認できる書類
従事命令関係	様式19	(1)令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況	① 医師及び歯科医師 ② 薬剤師 ③ 保健師、助産師及び看護師 ④ 土木技術者及び建築技術者 ⑤ 大工、左官及びとび職	略
従事命令関係	様式20	(2)令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況	① 土木建築業者 ② 地方鉄道業者 ③ 軌道経営者 ④ 自動車運送業者 ⑤ 船舶運送業者 ⑥ 港湾運送業者	略
従事命令関係	様式21	(3)扶助金の支給状況	療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金	略
従事命令関係	様式22	(4)損失補償費の状況	救助に必要な物資の生産等を業とする者に対して、その物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用(取り上げて使う)することができ、その物資の処分を行う場合においては、損失を補償しなければならない。	略
委託費用の補償	様式23	法第19条の補償費の状況	日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄付金その他の収入を控除した額を補償する。	略

救助事務費算出表

(単位:円)

救助費総額	区分	対象金額	対象金額	補助率	負担額
	3千万円以下			10%	
	3千万円超え6千万円以下			9%	
	6千万円超え1億円以下			8%	
	1億円超え2億円以下			7%	
	2億円超え3億円以下			6%	
	3億円超え5億円以下			5%	
	5億円超え			4%	
救助費総額を入力すること。					救助事務費限度額

※ 救助費総額が3,000万円以下は救助費総額に負担率10%を乗じて算出すること。

様式1

災 害 救 助 費 概 算 額 調
(災 害 名)

〇〇県(市)

種 目 別 区 分			員数	単価	金額	備 考
I 救 助 業 務 に 要 し た 経 費				円	円	
1 救 助 費						
(1)	避難所設置費	避難所	延人			
		福祉避難所	延人			
		ホテル・旅館など	延人			
		計	延人			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	世帯			
		借上型仮設住宅	世帯			
		応急修理期間における 応急仮設住宅の使用	世帯			
		計	世帯			
(3)	炊出しその他による食品の給与費		延人			
(4)	飲料水の供給費					
(5)	被服寝具 その他生活 必需品給 付(費)与 費	全壊(焼)流出	世帯			
		半壊(焼)・床上浸水	世帯			
		計	世帯			
(6)	医療及び 助産費	医療	延人			
		助産	延人			
		計	延人			
(7)	被災者の救出費		人			
(8)	住宅の 応急修理 費	半壊以上	世帯			
		準半壊	世帯			
		計	世帯			
(9)	生業に必要な資金の貸与費		世帯			
(10)	学用品の 給与費	小学校児童	教科書	人		
			文房具等	人		
		中学校生徒	教科書	人		
			文房具等	人		
		高等学校生徒	教科書	人		
			文房具等	人		
		計	人			
(11)	埋葬費	大	人	体		
		小	人	体		
		計	人	体		
(12)	死体の捜索費		体			
(13)	死体の 処理費	洗浄、縫合、消毒等	体			
		一時保存	体			
		検案	体			
		計	体			
(14)	障害物の除去費		世帯			
(15)	輸送費					
(16)	賃金職員等雇上費					
2 実 費 弁 償 費			人			
3 扶 助 金			件			
4 損 失 補 償			件			
5 法 第 19 条 の 補 償						
II 救 助 事 務 に 要 し た 経 費						
1 都 道 府 県 事 務 費						
2 市 町 村 事 務 費						
3 法第20条第1項の求償に係る事務費						
4 災害ボランティアセンターの設置・運営(委託費)						
(合 計)						

令和〇〇年度災害救助基金報告書

〇〇県〔市〕

概況	災害救助基金現在高 (令和 年 4月 1日) A		円	備考
	当該年度における災害救助基金最少額 B		円	
	差引過△不足額 A - B = C		円	
	当該年度要積立額 D		円	
	当該年度積立予定額 E		円	
災害救助基金運用状況 (災害救助基金現在高内訳)	法第26条第1号の方法		円	
	同条第2号の方法		円	
	同条第3号の方法		円	
	計		円	
前年度決算状況	災害救助基金現在高 (令和 年 4月 1日) F		円	
	災害救助基金最少額 G		円	
	差引過△不足額 (F - G) H		円	
	要積立額 I		円	
	積立額 J		円	
	支出額 K		円	
	応急仮設住宅払下収入金	基金繰入額	円	
		その他	円	
	生業資金返還額	基金繰入額	円	
その他		円		

(注)「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては見込額とすること。

様式3

避難所設置及び避難生活状況

[illegible]

- (注) 1 「種別」欄は、避難所、福祉避難所、ホテル・旅館などの別に記入すること。
2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
3 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式4-1①(建設型応急住宅)

應 急 仮 設 住 宅 台 帳
(建設型応急住宅)

[illegible]

- (注) 1 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
2 「地区・住宅(団地)名、部屋番号」欄は、応急仮設住宅の住宅(団地)名及び棟番・部屋番号を記入すること。
3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
4 「備考」欄は、入居後における経過を明らかにすること。

応急仮設住宅台帳(その2)
(建設型応急住宅)

市町村名	整理番号	地区・住宅(団地)名	区分			竣工戸数	完成戸数	集会所	着工日	完成予定日	着工公表日	リース購入の別	集積施設		総込総額(円) (リースの場合は は総体費用等を含む)	集積施設 のうち、集積施設 (リースの場合は は総体費用等を含む)		1戸あたりの 平均価格(円)	民有地等借地料 (年額(円))	自治体名		〇〇県(市)	
			構造	基礎	仕様								敷地	集金所		集積施設	集積施設			集積施設	完成日	入居日	世帯数
〇〇市	1	例)〇〇総合運動公園住宅(団地)	モビリティ	コンクリート	手すり、スロープ	50	50	1	〇月〇日	△月△日	〇月×日	リース	291,414,000	5,714,000	5,714,000	5,714,000	0	△月△日	△月〇日	48	144		
	2	例)〇〇仮設住宅	木造	布基礎		20	20	1	〇月〇日	△月△日	〇月×日	購入	105,000,000	5,000,000	5,000,000	12,000,000	△月△日	△月〇日	19	38			
	3																						
	4																						
	5																						
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					
		計																					

(注) 1 地区・住宅(団地)名欄は、応急仮設住宅の住宅(団地)名を記入すること。
2 構造区分欄は、「木造」、「プレハブ」、「モバイル」、「トレーラー」住宅等の別を記入する。
3 基礎区分欄は、「木造」、「コンクリート」、「布基礎」、「べた基礎」住宅等の別を記入する。
4 仕様区分欄は、構造区分欄に「コンクリート」、「布基礎」、「べた基礎」のいずれかを記入すること。
5 敷地区分欄は、公営等別とし、有償の別を明記すること。
6 集算施設欄は、集算施設は敷設戸数を記入すること。なお、設置していない場合は「-」を記入すること。
7 リース購入の別欄は、「リース」又は「購入」を記入すること。
8 総工数欄は、団地別・建設した総額(リースの場合は借地料等を含む)を記入すること。なお、集算施設の費用も集算して記入すること。
9 うち、集算施設欄は、団地別・建設した集算施設に要した金額(リースの場合は借地料等を含む)を記入すること。
10 「1戸あたりの平均価格(年額)欄は、総額から集算施設を戸数で除して算出した金額を記入すること。
11 「入居日」欄は、応急仮設住宅の建設の完了した日を記入すること。
12 「世帯数」欄は、実際に応急仮設住宅に入居した世帯数と人数を記入すること。(原則、1世帯1室であるが、被災前に2世帯住宅に入居していた場合は、2世帯として差し支えない。)
13 「解消日」欄は、応急仮設住宅から全ての入居者が退去した日を記入すること。
14 本表とともに、応急仮設住宅に係る「位置図」、「配置図」、「仕様書」及び「見解書」も提出すること。
15

(注) 1 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
2 「所在地」欄は、借上型急応仮設住宅の所在住所を記入すること。
3 「間取り(対象人数)」欄は、2人以下等の家賃額上限を設定した際の部屋の広さに応じた居住可能人数を記入する。
4 「契約形態」欄は、「三者契約」、「2者契約と使用貸借」及び「その他」のいずれかで示す。
5 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにすること。

様式5

炊き出し給与状況

[illegible]

(注)「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式6

飲料水の供給簿

[illegible]

(注) 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式7

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

住家被害程度区分		世帯主 氏 名	基礎となっ た世帯構 成人員	給与月日 人 月 日	物資給与の品名			実支出額 円	備考
					〇〇	〇〇	...		
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式8

救護班活動狀況

救護班

[illegible]

(注)「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式9

病院診療所医療実施状況

診療 機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病名	診療区分		診療報酬		金額	備考
				入院	通院	入院 点	通院 点		
計 機関	人								

(注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

様式10

助産台帳

[illegible]

(注) 1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。
2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

様式12

住宅応急修理記録簿

[illegible]

(注)1 実施に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を備考欄に記入すること。

様式13

生業資金貸付台帳

[illegible]

(注)1 「貸与期間」欄は「 年 月 日まで 年 月間」を記入すること。

2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

注)	1	当核様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
	2	支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
	3	給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
	4	給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

(注) 1 埋葬を行った者が市(区)町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
2 市(区)町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

— 66 —

様式17

障害物除去の状況

			市町村名		
整理番号	住家被害程度区分		除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき 状態の概要
			月 日～ 月 日	円	
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

(注)1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

輸送記録簿

(注)1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
3 借上車等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

様式18②

賃金職員雇上台帳

自治体名		担当部局		担当者名		電話番号						
従事した救助 例)応急修理 窓口対応	氏名	雇上期間	日当		時間外勤務手当		手当	移動旅費	支給額	備考		
			日数	単価	合計	時間					単価	合計
	〇〇〇〇〇	R1.10.1から R1.11.30まで	61	9,300	567,300	40	1,300	52,000	900	5,000	625,200	手当は、〇〇手当

(実費弁償)

様式19

(1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職種	従業員数		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額				市町村名		算定基準による算定額	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当	計				
・医師 ・歯科医師 ・薬剤師	人	人			円	円	円	円			円	
・保健師 ・助産師 ・看護師 ・准看護師												
・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・臨床工学技士 ・救急救命士又は 歯科衛生士												
・士木技術者 ・建築技術者												
・大工 ・左官又はとび職												
計												

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業 者		従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額	備考
業種	数	実人員	延人員				
土木又は建築業者 及び これらの者の従業者		人	人			円	
鉄道事業者 及びその従業者							
軌道経営者 及びその従業者							
自動車運送事業者 及びその従業者							
船舶運送業者 及びその従業者							
港湾運送業者 及びその従業者							
計							

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

(3) 扶助金の支給状況

(注) 1 「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。
2 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

(4) 損失補償費の状況

(注) 1 「種類」欄には、法第5条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。
2 「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。
3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

法第19条の補償費の状況

区 分	支 出			備 考
	実 員 数	単 価	金 額	
1 人 件 費		円	円	
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時間外勤務手当 及び深夜手当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1) 救 護 器 材 費				
(2) 消 耗 器 材 費				
(3) 借 上 料 損 料				
3 救 護 諸 費				
(1) 薬 剤				
(2) 治 療 材 料				
(3) 医 療 器 具 破 損 料				
(4) 衛 生 材 料				
(5) 死 体 の 処 理 費				
(6) そ の 他				
4 輸 送 費				
5 賃 金 職 員 等 雇 上 費				
6 そ の 他 の 費 用				
7 扶 助 金				
(1) 療 養 扶 助 金				
(2) 休 業 扶 助 金				
(3) 障 害 扶 助 金				
(4) 遺 族 扶 助 金				
(5) 葬 祭 扶 助 金				
(6) 打 切 扶 助 金				
8 事 務 費				
(1) 消 耗 品 費				
(2) 通 信 運 搬 費				
(3) そ の 他				
計				

(注)「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

救助事務費の状況

自治体名

費 目	実 支 出 額	備 考
職 員 手 当	円	
時 間 外 勤 務 手 当		
賃 金		
旅 費		
需 用 費		
消 耗 品 費		
燃 料 費		
印 刷 製 本 費		
光 熱 水 費		
修 繕 費		
食 糧 費		
役 務 費		
通 信 運 搬 費		
使 用 料 及 び 賃 借 料		
計		

(注)1 本表に掲げる金額は、災害救助に直接必要と認め支出されたものに限り、災害対策や復旧関係の経費は認めないこと。

2 「備考」欄は、実支出額の内容を記入すること。

救助事務費調査票

自治体名		担当部局	担当者名	電話番号
具体的な内容		金額	備考	
(ア)時間外(休日、夜間含)勤務手当		超過勤務時間	0	
内訳	避難所の設置・運営	時間	様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	支援物資の荷捌き・搬送	時間	様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	飲料水の供給	時間	様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	医療	時間	様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式24⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	その他	時間	様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
(イ)旅費		0		
内訳	避難所の設置・運営		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	支援物資の荷捌き・搬送		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	飲料水の供給		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	医療		様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式24⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	その他		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
(ロ)消耗品費		0		
内訳	医療		様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し (必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)	
	その他		様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)	
(ハ)燃料費		0		
内訳	医療		様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し	
	その他		様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類の写し	
(ニ)食糧費		0		
内訳	医療		様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し	
	その他		様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(飲酒費用が計上されている場合は救助費の対象外)	
(ホ)使用料及び賃借料		様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(目的、期間、運転日報など明確な資料を併せて添付)		
(ヘ)通信運搬費		様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)		
(ロ)その他の経費() ※()内に具体的な経費の種類を記載し、明細書を作成ください。		様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)		
合 計		0		

— 77 —

機関名	支援先	
実施期間	日数	延人数

1. 医療

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(ア)薬剤費等			0	※医療に計上
・医薬品、治療材料			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・医療機器の修繕費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

2. 救助事務費

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(イ)職員手当			0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)
・時間外勤務手当			0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(ウ)旅費等			0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)
・旅費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・宿泊費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(エ)需用費			0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)
・消耗品費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・燃料費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・食糧費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

※ 人数は延べ人数。

※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。

※ 「1. 医療」の合計額は「様式9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。

※ 「2. 救助事務費」は「様式24 救助事務費」に各項目ごとに同額を記載し、救助事務費として計上すること。

機関名	支援先	
実施期間	日数	延人数

1. 医療

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(ア)薬剤費等			0	※医療に計上
・医薬品、治療材料			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
内訳				
内訳				
内訳				
・医療機器の修繕費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
内訳				
内訳				
内訳				

2. 応急救助の賃金雇上

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(イ)賃金職員雇上費			0	
・日当(時間外勤務手当含む)			0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
内訳				
内訳				
内訳				
(ウ)旅費等			0	
・旅費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
内訳				
内訳				
内訳				
・宿泊費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
内訳				
内訳				
内訳				
(エ)需用費			0	
・消耗品費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
内訳				
内訳				
内訳				
・燃料費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
内訳				
内訳				
内訳				
・食糧費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
内訳				
内訳				
内訳				
合計			0	※賃金職員雇上台帳に計上

※ 人数は延べ人数。

※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。

※ 「1. 医療」の合計額は、「様式9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。

※ 「2. 応急救助の賃金雇上」の合計額は、「様式18② 賃金職員雇上台帳」として計上すること。

救助事務費(DMAT(DPAT)活動時間調査票)

※ 留意事項

- 応急的な救護活動に要した実際の時間を記入し、待機時間等は除いてください。
- 調査票は、活動者毎、活動日別に記入してください。
- 活動記録等と調査票の内容が一致しているか確認をお願いします。

職種:	氏名:							
活動月日	活動概要	勤務命令時間	時間数	日当	時間外 勤務手当	旅費	宿泊費等	備考
月 日		～	0:00					
月 日		～	0:00					
月 日		～	0:00					
月 日		～	0:00					
月 日		～	0:00					
月 日		～	0:00					
月 日		～	0:00					
合計			0:00	0	0	0	0	

救助事務費明細書(その他費用)

費目		自治体名		
業務内容	購入品目等	購入等の目的・利用方法など	金額(円)	証拠書 No.
合計			0	

避難者名簿

〇〇県〇〇市

避難所名：〇〇〇〇

	氏名	年齢	世帯人数	住所	入所日	入所時間	退所日	退所時間	住家被害状況	備考
例	避難 太郎	35	4	〇〇市〇〇 〇〇〇〇	〇/〇	15:00	〇/〇	16:00	流出	糖尿病の持病あり
	花子	32		同上	同上	同上	同上	同上	同上	
	一郎	8		同上	同上	同上	同上	同上	同上	〇〇学校
	次郎	2		同上	同上	同上	同上	同上	同上	未就学児
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										

避難所用物資受払簿 ○○県○○市 避難所名：○○○○

	物資名	単位	受入数量	受入日	払出数量	払出日	残数	備考
例	毛布	枚	100	○/○			100	市で購入
	〃	〃			50	○/○	50	避難者○名に配布
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								

飲料水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

〇〇県〇〇市

	物資名	単位	受入数量	受入日	払出数量	払出日	残数	備考
例	浄水用薬品 (〇〇)	缶	10	〇/〇			10	市で購入
	"	"			3	〇/〇	7	〇〇地区浄水に利用 (約〇〇リットル分)
	燃料 (軽油)	ℓ			30	〇/〇	—	給水車に給油 (満タン返し分)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

生活必需品等物資受払簿

〇〇県〇〇市

	物資名	単位	受入数量	受入日	払出数量	払出日	残数	備考
例	炊飯器	個	15	O/O			15	市で購入
	〃	〃			10	O/O	5	避難者の退去（10世帯）に伴い給与
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								

医薬品衛生材料受払簿

〇〇県〇〇市

	物資名	単位	受入数量	受入日	払出数量	払出日	残数	備考
例	消毒薬	本	5	〇/〇			5	救護班で持参
	〃	〃			2	〇/〇	3	避難者の治療により使用
	ガーゼ	枚	500	〇/〇			500	救護班で持参
	〃	〃			100	〇/〇	400	避難者の治療により使用
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								

被災者救出用機械器具燃料受払簿 ○○県○○市

	物資名	単位	受入数量	受入日	払出数量	払出日	残数	備考
例	バックホウ (0.25m3)	機	3	○/○			3	市でレンタル
	燃料 (軽油)	ℓ			70	○/○	—	バックホウに給油 (満タン返し分)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								

災害弔慰金・災害障害見舞金補助金

1 根 拠 災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令
災害弔慰金等補助金交付要綱

2 目 的

(1) 災害弔慰金

政令で定める自然災害により死亡（行方不明）した者の遺族に対し、市町の条例の定めるところにより弔慰金の支給を行い、被害を受けた遺族の救済を図る。

(2) 災害障害見舞金

政令で定める自然災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、市町の条例の定めるところにより、見舞金を支給し、障害者の救済を図る。

3 内 容

(1) 対象災害

自然
災害

- ・ 1 市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- ・ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上ある場合の災害

(2) 弔慰金等の額

種 類	対 象 者	金 額
災害弔慰金	死亡者が災害弔慰金を受ける遺族の 生計を主として維持していた場合	500 万円
	その他の場合	250 万円
災害障害 見舞金	障害を受けた者がその世帯の生計を 主として維持していた場合	250 万円
	その他の場合	125 万円

- 4 支給される遺族の範囲 配偶者、子、父母、孫、祖父母、
兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その
者と同居し、又は生計を同じくしてい
た者に限る。）
- 5 実施主体 市町（←県←国）
＊ 市町は条例により支給し、国と県が補助をする。
- 6 補助率 国 2/4 県 1/4 市町 1/4

災害援護資金貸付金

1 根 拠

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令
静岡県災害援護資金貸付要綱

2 目 的

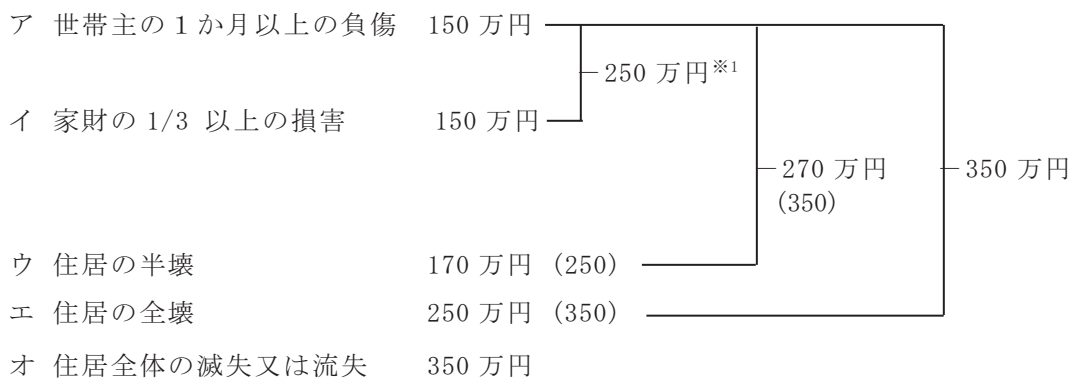
災害救助法による救助の行われた自然災害により被災した世帯に対し、市町の条例の定めるところにより災害援護資金を貸付け、その生活の立直しを図る。

3 内 容

(1) 適用基準

県内において災害救助法が適用された市町が 1 カ所以上あること。

(2) 貸付限度額



() 内は残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合

※1 アとイの両方の被害がある場合も限度額は 250 万円となる

(3) 貸付対象者の所得制限

総所得額が世帯人員に対して次の金額未満であること。ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円とする。

世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上
総所得額	220 万円	430 万円	620 万円	730 万円	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円加算

(4) 貸付方法

市町条例に基づき市町長が実施(災害発生から 3 か月以内に受付)

(5) 利 率

年 3%以内で市町の 条例で定める額 (利息は市町収入)	国 → 県 → 市町 → 対象者 無利子 無利子 年 3%以内で市町の 条例で定める額 (据置期間 3 年は無利子)
------------------------------------	---

(6) 償還期間

10 年償還 (うち据置期間 3 年)	対象者 → 市町 → 県 → 国
	10 年 11 年 12 年

(7) 償還方法

年賦、半年賦又は月賦 (元利均等償還)

4 実施主体 市町

5 費用負担 国 2/3 県・指定都市 1/3

被災者生活再建支援制度（国制度）

1 根 拠

被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）

被災者生活再建支援法施行令（平成 10 年政令第 361 号）

2 目 的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

3 内 容

（1）対象となる自然災害

- ①災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ②10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④①又は②に規定する被害が発生した都道府県内の他の市町村（人口 10 万人未満に限る）において、その自然災害により 5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ⑤①から③までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により 5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ⑥①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が 2 以上ある場合に、
 - 5 世帯以上の全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）
 - 2 世帯以上の全壊被害が発生した市町村（人口 5 万人未満に限る）

（2）支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯（**全壊世帯**）
- イ 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯（**半壊解体等世帯**）
- ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（**長期避難世帯**）
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（**大規模半壊世帯**）
- オ 住宅が半壊し、大規模半壊世帯に至らないが、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難である世帯（**中規模半壊世帯**）

4 支給条件

(1) 支給金額（定額（渡し切り）方式で支給）

以下の①と②の合計額

区 分	① 基礎支援金 (被害程度による)	② 加算支援金 (再建方法による)	合 計
ア 全壊世帯 (損害割合 50%以上) イ 半壊解体等世帯 ウ 長期避難世帯	100 万円	建設・購入 200 万円	300 万円
		補修 100 万円	200 万円
		賃借（公営住宅を除く） 50 万円	150 万円
エ 大規模半壊世帯 (損害割合 40%台)	50 万円	建設・購入 200 万円	250 万円
		補修 100 万円	150 万円
		賃借（公営住宅を除く） 50 万円	100 万円
オ 中規模半壊世帯 (損害割合 30%台)	なし	建設・購入 100 万円	100 万円
		補修 50 万円	50 万円
		賃借（公営住宅を除く） 25 万円	25 万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

(2) 支給に係るその他の要件

なし

(3) 支給方法

原則として、都道府県センターから被災者の口座への振込みによるものとする。

5 実施主体

被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）

6 費用負担

国 1/2 支援法人 1/2

（支援法人は、都道府県の拠出金 1,880 億円が原資）

7 事務体制

全都道府県からの委託に基づき、被災者生活再建支援法人が支援金支給事務を行う。

都道府県は、支給申請書の取りまとめ(健康福祉部)、法の適用となる自然災害の公示・内閣府への報告(危機管理部)等を行う。

市町は、住宅の被害認定、り災証明等の発行、支給申請書の受付等を行う。

県単独の被災者への支援制度

- 1 根 拠
静岡県補助金等交付規則（昭和 31 年静岡県規則第 47 号）第 22 条
被災者自立生活再建支援補助金交付要綱（平成 11 年静岡県告示第 914 号）
被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱（平成 18 年度創設）
- 2 目 的
自然災害により被災し、被災者生活再建支援法の適用を受けない市町
に居住するものに対し、県が補助金を交付して生活の再建を支援する。
- 3 制度の内容

区 分	被災者生活再建支援制度 (国制度)	被災者自立生活 再建支援事業	被災者住宅再建支援 事業費助成
対象 災害	①災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号適用 ②10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④①又は②に規定する被害が発生した都道府県内の他の市町村（人口 10 万人未満に限る）において、その自然災害により 5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ⑤①から③までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により 5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ⑥①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る） 2 世帯以上の全壊被害が発生した市町村（人口 5 万人未満に限る）	国制度の対象とならない災害	国制度と同じ (ただし、東海地震は除く)
対象 世帯	年齢・年収要件なし	年齢・年収要件なし	・年収 500 万円以下の世帯 ・年収 500 万円超 700 万円以下で世帯主が 45 才以上又は要援護世帯 ・年収 700 万円超 800 万円以下で世帯主が 60 才以上又は要援護世帯
被害程度	全壊、大規模半壊、中規模半壊	同 左	半 壊
助成 対象	<u>基礎支援金</u> （被害程度） 全壊世帯・・・100 万円 大規模半壊世帯・・・50 万円 <u>加算支援金</u> （住宅再建の方法） ・全壊・大規模半壊(中規模半壊) 建設・購入する世帯・・・200 万円(100 万円) 補修する世帯・・・100 万円(50 万円) 賃借する世帯・・・50 万円(25 万円) (用途の限定なし) (注)単数世帯はそれぞれ 3 / 4	同 左	住宅の建設、購入、補修費 (50 万円を限度)
費用負担	国 1 / 2 ・支援法人 1 / 2	県 1 0 / 1 0	県 1 / 2 ・市町 1 / 2
支給先	被災者	被災者	市町

○災害救助法施行細則

制 定 昭和38年 4 月 23 日 規則第25号

改 正	昭和39年 8 月 28 日	規則第48号	昭和59年10月 15 日	規則第49号
	昭和40年 7 月 20 日	規則第43号	昭和61年 2 月 7 日	規則第 2 号
	昭和42年 5 月 30 日	規則第23号	昭和61年 3 月 27 日	規則第12号
	昭和42年10月 13 日	規則第39号	昭和61年11月 1 日	規則第47号
	昭和43年 7 月 30 日	規則第41号	昭和62年 8 月 25 日	規則第48号
	昭和44年 9 月 19 日	規則第37号	昭和63年 9 月 16 日	規則第52号
	昭和45年10月 20 日	規則第64号	平成元年 9 月 29 日	規則第70号
	昭和46年 9 月 3 日	規則第41号	平成 2年10月 11 日	規則第39号
	昭和47年 9 月 26 日	規則第51号	平成 3年 9 月 17 日	規則第53号
	昭和48年 8 月 28 日	規則第45号	平成 4年12月 22 日	規則第66号
	昭和48年12月 25 日	規則第61号	平成 6年 2 月 15 日	規則第 1 号
	昭和49年 7 月 19 日	規則第49号	平成 6年 3 月 10 日	規則第 5 号
	昭和49年10月 29 日	規則第59号	平成10年 3 月 31 日	規則第29号
	昭和51年 3 月 30 日	規則第28号	平成12年 3 月 31 日	規則第60号
	昭和51年10月 23 日	規則第71号	平成13年 1 月 5 日	規則第 3 号
	昭和53年 1 月 12 日	規則第 3 号	平成19年 3 月 20 日	規則第 1 号
	昭和54年 3 月 22 日	規則第 9 号	平成19年 3 月 30 日	規則第13号
	昭和54年 7 月 27 日	規則第37号	平成19年 3 月 31 日	規則第29号抄
	昭和55年 8 月 19 日	規則第27号	平成22年 3 月 31 日	規則第18号抄
	昭和56年 7 月 4 日	規則第37号	平成25年12月 27 日	規則第73号
	昭和57年 7 月 31 日	規則第31号	平成31年 3 月 15 日	規則第 3 号
	昭和57年 7 月 31 日	規則第31号	令和 3 年 3 月 26 日	規則第 5 号
	昭和58年 8 月 29 日	規則第38号		

災害救助法施行細則をここに制定する。

災害救助法施行細則

災害救助法施行細則（昭和22年静岡県規則第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条及び第 3 条 削除

（救助の程度等）

第 4 条 政令第 3 条第 1 項の規定による救助の程度、方法及び期間は、知事が別に定めて告示する。

(実費弁償)

第5条 政令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、知事が別に定めて告示する。

(繰替支弁金の請求)

第6条 法第30条の規定により市町が救助の実施に要する費用を一時繰替支弁したときは、別に定める様式に係る書類を添付して知事に請求するものとする。

(書類の様式)

第7条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---|-------|
| (1) 省令第3条の規定による損失補償請求書 | 様式第1号 |
| (2) 省令第4条第2項の規定による届出書 | 様式第2号 |
| (3) 省令第5条の規定による実費弁償請求書 | 様式第3号 |
| (4) 省令第6条の規定による扶助金支給申請書 | 様式第4号 |
| (5) 法第10条第3項において準用する法第6条第4項
の規定による証票 | 様式第5号 |

(請求の経由)

第8条 この規則の規定に基づき市町が知事に対して行う請求は、静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）第20条第2項の規定により当該市町の区域を管轄する健康福祉センターの長を経由するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（昭和39年8月28日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年6月16日から適用する。

附 則（昭和40年7月20日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年5月30日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和42年10月13日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年8月1日から適用する。

附 則（昭和43年7月30日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年7月1日から適用する。

附 則（昭和44年9月19日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年10月20日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年9月3日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年 9 月26日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和48年 8 月28日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和48年12月25日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年10月 1 日から適用する。

附 則（昭和49年 7 月19日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和49年10月29日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年10月 1 日から適用する。

附 則（昭和51年 3 月30日規則第28号）

この規則は、昭和51年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 の改正規定は、公布の日から施行し、昭和50年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和51年10月23日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和51年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和53年 1 月12日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和52年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和54年3月22日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和53年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和54年7月27日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和54年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和55年8月19日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和55年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和56年 7 月 4 日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年 7 月31日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和58年 8 月29日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第 1 の規定は、昭和58年 8 月 1 日から適用する。

附 則（昭和59年10月15日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年2月7日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年3月27日規則第12号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年11月1日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年8月25日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年9月16日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成元年9月29日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年10月11日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第1及び別表第2の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成3年9月17日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年12月22日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成6年2月15日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月10日規則第5号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第29号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第60号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の災害救助法施行細則様式第2号により提出されている届出書は、改正後の災害救助法施行細則様式第2号により提出された届出書とみなす。

附 則（平成13年1月5日規則第3号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の災害救助法施行細則様式第4号により提出されている届申請書は、改正後の災害救助法施行細則様式第4号により提出された申請書とみなす。

附 則（平成19年3月20日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（抄）

平成19年3月30日規則第13号

（災害救助法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

第11条 この規則の施行に交付されている前条の規定による改正前の災害救助法施行細則様式第5号による証票は、同条の規定による改正前の災害救助法施行細則様式第5号による証票とみなす。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第29号抄）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第29号抄）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第18号抄）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月15日規則第3号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第5号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第 1 号（第 7 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

損 失 補 償 請 求 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕

氏 名 〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け公用令書第 号による損失補償として、次のとおり請求します。

- 1 請 求 額 円
- 2 請求理由
- 3 添付書類
 - (1) 損失補償額算出明細書
 - (2) 受領調書の写し

様式第2号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

災害救助の実施に従事できない届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕

氏 名 〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け公用令書第 号により従事命令を受けましたが、次の理由により、救助に関する業務に従事することができないので、届け出ます。

- 1 従事できない理由
- 2 添付書類

（注）従事できない理由により、次の書類を添付すること。

- （1）負傷又は病気による場合は、医師の診断書
- （2）天災その他避けられない場合は、市町長又は警察官の証明書

様式第3号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

実 費 弁 償 請 求 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕

氏 名 〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

職 業

年 月 日付け公用令書第 号により救助に従事した実費弁償として、次の
とおり請求します。

1 請 求 額 円

内訳 別紙明細書のとおり

2 従事した業務

3 従事した期間

4 従事した場所

様式第4号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

療 養
休 業
障 害
災害救助法による 扶助金支給申請書
遺 族
葬 祭
打 切

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所

氏 名

災害救助法第12条の規定による扶助金の支給を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷し、病気にかかり、又は死亡した者の住所及び氏名					
負傷し、病気にかかり、又は死亡した日時及び場所					
負傷、病気又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体 の状況					
公 用 令 書 番 号					
負傷し、病気にか かり、又は死亡し た当時本人と関 係のあった主な 親族の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備考

- (注) 添付書類
- (1) 療養扶助金申請書には、医師の診断書及び療養費の請求書又は領収書
 - (2) 休業扶助金申請書には、給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
 - (3) 障害扶助金申請書には、身体障害の程度及び療養の経過を詳細に記載した医師の診断書
 - (4) 遺族扶助金又は葬祭扶助金の申請書には、医師の死亡診断書及び戸籍謄本その他の死亡者との関係を証明する証明
 - (5) 打切扶助金申請書には、療養経過、症状、治癒見込期間等の医師の意見書

様式第5号 (第7条関係) (用紙 縦6センチメートル、横9センチメートル)

表

裏

(4)

注 意
1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 この証票の有効期間は 年 月 日までとする。
3 この証票は、有効期間が経過したとき又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

(2)

第 号	所 属	職 名	氏 名
災害救助法第10条の規定による立入検査の権限を有する者であることを証する。			
年	月	日	交付
静岡県知事			氏 名 印

(1)

身 分 証 明 書

(3)

災 害 救 助 法 抜 粋
第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査させることができる。
2 都道府県知事等は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。

災害救助法施行細則による救助の程度等

制 定	平成 6 年 2 月 15 日	告示第 117 号
改 正	平成 6 年 8 月 5 日	告示第 576 号
	平成 7 年 9 月 18 日	告示第 683 号
	平成 9 年 10 月 28 日	告示第 907 号
	平成 10 年 12 月 11 日	告示第 1035 号
	平成 11 年 11 月 12 日	告示第 913 号
	平成 13 年 3 月 23 日	告示第 281 号
	平成 14 年 6 月 11 日	告示第 540 号
	平成 15 年 5 月 23 日	告示第 555 号
	平成 16 年 4 月 13 日	告示第 1563 号
	平成 17 年 5 月 2 日	告示第 701 号
	平成 18 年 4 月 25 日	告示第 540 号
	平成 21 年 12 月 22 日	告示第 1000 号
	平成 22 年 9 月 14 日	告示第 629 号
	平成 24 年 7 月 6 日	告示第 597 号
	平成 25 年 12 月 27 日	告示第 942 号
	平成 26 年 4 月 8 日	告示第 384 号
	平成 26 年 6 月 20 日	告示第 507 号
	平成 27 年 1 月 16 日	告示第 20 号
	平成 27 年 6 月 30 日	告示第 593 号
	平成 28 年 7 月 5 日	告示第 735 号
	平成 29 年 2 月 7 日	告示第 58 号
	平成 29 年 9 月 1 日	告示第 650 号
	平成 30 年 2 月 27 日	告示第 109 号
	平成 30 年 6 月 12 日	告示第 455 号
	平成 31 年 3 月 5 日	告示第 150 号
	令和 元年 12 月 10 日	告示第 418 号
	令和 2 年 1 月 7 日	告示第 1 号
	令和 2 年 3 月 10 日	告示第 153 号
	令和 3 年 3 月 16 日	告示第 199 号
	令和 3 年 7 月 9 日	告示第 612 号
	令和 4 年 2 月 25 日	告示第 130 号
	令和 4 年 5 月 24 日	告示第 31 号
	令和 5 年 月 日	告示第 号

災害救助法施行細則(昭和 38 年静岡県規則第 25 号)第 4 条及び第 5 条により、救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償に関して必要な事項を、次のように定める。

- 1 救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与

ア 避難所

- (ア) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- (イ) 避難所は、学校、公民館その他の既存建物とする。ただし、当該建物を利用することができないときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。
- (ウ) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。
- (エ) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(ウ)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- (オ) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- (カ) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

イ 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。

(ア) 建設型応急住宅

- a 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であるものとする。
- b 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内とする。
- c 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- d 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のも

のに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できる。

e 建設型応急住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

f 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項による期間内（最高 2 年以内）とする。

g 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

(イ) 賃貸型応急住宅

a 賃貸型応急住宅の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(ア)の b に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

b 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。

c 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(ア)の f と同様の期間とする。

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ア 炊き出しその他による食品の給与

(ア) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

(イ) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

(ウ) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1 人 1 日当たり 1,180 円以内とする。

(エ) 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

イ 飲料水の供給

(ア) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

(イ) 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械・器具の借上げ、修繕及び燃料の経費並びに薬品及び資材の経費とし、当該地域における通常の実費とする。

(ウ) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）

ア 生活必需品の給与等は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上

浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

イ 生活必需品の給与等は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

(ア) 被服、寝具及び身の回り品

(イ) 日用品

(ウ) 炊事用具及び食器

(エ) 光熱材料

ウ 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。この場合において、季別は、夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季(10月から3月までの期間をいう。以下同じ。)とし、災害発生の日をもって決定する。

(ア) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季 別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	18,700 円	24,000 円	35,600 円	42,500 円	53,900 円	7,800 円
冬季	31,000 円	40,100 円	55,800 円	65,300 円	82,200 円	11,300 円

(イ) 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季 別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	6,100 円	8,200 円	12,300 円	15,000 円	18,900 円	2,600 円
冬季	9,900 円	12,900 円	18,300 円	21,800 円	27,400 円	3,600 円

エ 生活必需品の給与等は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(4) 医療及び助産

ア 医療

(ア) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

(イ) 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において、医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。

(ウ) 医療は、次の範囲内において行うものとする。

- a 診療
- b 薬剤又は治療材料の支給
- c 処置、手術その他の治療及び施術
- d 病院又は診療所への収容
- e 看護

(エ) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

(オ) 医療を実施できる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

イ 助産

(ア) 助産は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

(イ) 助産は、次の範囲内において行うものとする。

- a 分べんの介助
- b 分べん前及び分べん後の処置
- c 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(ウ) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 100 分の 80 以内の額とする。

(エ) 助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

(5) 被災者の救出

ア 被災者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索し、救出することによって行うものとする。

イ 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のため必要な機械・器具等の借上げ又は購入、修繕、燃料の経費として当該地域における通常の実費とする。

ウ 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

(6) 被災した住宅の応急修理

ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ず

る程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

イ 住宅の応急修理の対象は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費用は、1 世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(7) (i) に掲げる世帯以外の世帯 655,000 円

(ii) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円

ウ 住宅の応急修理は、現物をもって行うものとする。

エ 住宅の応急修理は、災害発生の日から 3 月以内（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 月以内）に完了するものとする。

(7) 生業に必要な資金の貸与

ア 生業に必要な資金の貸与は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

イ 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的な事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

ウ 生業に必要な資金として貸与できる金額は、生業費 1 件当たり 30,000 円以内、就職支度費 1 件当たり 15,000 円以内とする。

エ 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 月以内に完了しなければならない。

オ 生業に必要な資金は、次の条件で貸与する。

(ア) 貸与期間 2 年以内

(イ) 利子 無利子

カ 生業に必要な資金の貸与については、別途生活福祉資金貸付制度が設けられているので、この制度による資金の活用を図るものとする。

(8) 学用品の給与

ア 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以

下同じ。) に対して行うものとする。

イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

(ア) 教科書、(イ) 文房具、(ウ) 通学用品

ウ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

(ア) 教科書代

a 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号) 第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

b 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1 人当たり 4,700 円

中学校生徒 1 人当たり 5,000 円

高等学校生徒 1 人当たり 5,500 円

エ 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了しなければならない。

(9) 埋葬

ア 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

イ 埋葬は、次の範囲内において、なるべく、棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。

(ア) 棺(附属品を含む。)

(イ) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

(ウ) 骨つば及び骨箱

ウ 埋葬のため支出できる費用は、1 体当たり大人 213,800 円以内、小人 170,900 円以内とする。

エ 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

(10) 死体の搜索

ア 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

イ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のため必要な機械・器具等の借上げ又は購入、修繕、燃料の経費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 死体の搜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

(11) 死体の処理

ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。

イ 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。

- (ア) 死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処理
- (イ) 死体の一時保存
- (ウ) 検案

ウ 検案は、原則として救護班によって行うものとする。

エ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによるものとする。

- (ア) 死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処理のための費用は、1 体当たり 3,500 円以内とする。
- (イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上げに係る通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1 体当たり 5,400 円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算する。
- (ウ) 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

(12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

イ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械・器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均が 138,300 円以内とする。

ウ 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

(13) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

ア 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

- (ア) 被災者の避難に係る支援
- (イ) 医療及び助産
- (ウ) 被災者の救出
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 死体の捜索
- (カ) 死体の処理
- (キ) 救済用物資の整理配分

イ 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

ウ 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

2 実費弁償に関して必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者の日当、時間外勤務手当及び旅費

職 種	日 当 (1 人 1 日 当 たり)	時間外勤務手当	旅 費
医師及び歯科医師	22,600 円以内	勤務 1 時間につき、当該日当の額に 7.75 分の 1 を乗じて得た額に 100 分の 125 (当該勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 150) を乗じて得た額とする。	職員の給与に関する条例（昭和 28 年静岡県条例第 31 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する行政職給料表による 5 級の職務にある者の旅費の額に相当する額以内とする。
薬 剤 師	16,900 円以内		
保健師、助産師、看護師及び准看護師	15,800 円以内		
診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	16,900 円以内		
救 急 救 命 士	14,700 円以内		
歯 科 衛 生 士	16,900 円以内		
土木技術者及び建築技術者	16,400 円以内		
大 工	28,200 円以内		
左 官	26,700 円以内		
と び 職	25,700 円以内		

(2) 令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内とする。

3 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項の救助の事務

を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次のとおりとする。

(1) 救助事務費に支出できる範囲

救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

ア 時間外勤務手当

イ 賃金職員等雇上費

ウ 旅費

エ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）

オ 使用料及び賃借料

カ 通信運搬費

キ 委託費

(2) 各年度において救助事務費に支出できる費用

各年度において、(1)の救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る(1)のアからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

ア 3,000 万円以下の部分の金額については 100 分の 10

イ 3,000 万円を超え 6,000 万円以下の部分の金額については 100 分の 9

ウ 6,000 万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8

エ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7

オ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6

カ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5

キ 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4

(3) 救助事務費以外の費用の額

(2)の「救助事務費以外の費用の額」とは、1の(1)から(13)までに規定する救助の実施のために支出した費用及び2に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年 8 月 5 日告示第 576 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年 9 月 18 日告示第 683 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 9 年 10 月 28 日告示第 907 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 10 年 12 月 11 日告示第 1035 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 11 年 11 月 12 日告示第 913 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 13 年 3 月 23 日告示第 281 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年 6 月 11 日告示第 540 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 5 月 23 日告示第 555 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 16 年 4 月 13 日告示第 1563 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 17 年 5 月 2 日告示第 701 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 4 月 25 日告示第 540 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 12 月 22 日告示第 1000 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 9 月 14 日告示第 629 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 7 月 6 日告示第 597 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成 24 年 4 月 6 日から適用する。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日告示第 942 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 4 月 8 日告示第 384 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 20 日告示第 507 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 1 月 16 日告示第 20 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 30 日告示第 593 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 7 月 5 日告示第 735 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の 1 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 2 月 7 日告示第 58 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 1 日告示第 650 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 2 月 27 日告示第 109 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 12 日告示第 455 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 5 日告示第 150 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 10 日告示第 418 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 1 月 7 日告示第 1 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、令和元年 8 月 28 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 10 日告示第 153 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 16 日告示第 199 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 9 日告示第 612 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年2月25日告示第130号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年5月24日告示第31号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年 月 日告示第 号）

この告示は、公示の日から施行する。

災害弔慰金等補助金交付要綱

第 1 趣旨

知事は災害により死亡した者（災害の際現にその場に居合わせた者で、当該災害により死亡したものと推定できるものを含む。以下「災害死亡者」という。）の遺族に対する災害弔慰金及び災害障害者に対する災害障害見舞金を支給する市町に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和 31 年静岡県規則第 47 号）及びこの要綱の定めるところによる。

第 2 定義

- (1) この要綱において「災害」とは、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき政令で定められた災害をいう。
- (2) この要綱において「遺族」とは、法第 3 条第 2 項に規定する遺族をいう。
- (3) この要綱において「災害障害者」とは、法第 8 条第 1 項に規定する障害者をいう。

第 3 補助の対象及び補助率

(1) 補助の対象

市町が、災害死亡者の遺族に対する災害弔慰金及び災害障害者に対する災害障害見舞金を支給する事業に要する経費

(2) 補助率（額）

(1)に掲げる経費の 4 分の 3 以内とし、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度とする。

災 害 弔 慰 金	死亡者が災害弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合	5,000,000 円
	その他の場合	2,500,000 円
災害障害見舞金	障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合	2,500,000 円
	その他の場合	1,250,000 円

第 4 交付の申請

(1) 提出書類 各 2 部

- ア 交付申請書（様式第 1 号）
- イ 事業計画書（様式第 2 号）
- ウ 収支予算書
- エ 市町の災害弔慰金の支給等に関する条例、規則等
- オ その他参考となる書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助金と事業に係る予算と決算との関係を明らかにした調書（様式第3号）を作成し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならないこと。

第6 実績報告

- (1) 提出書類 各2部

ア 実績報告書（様式第4号）

イ 事業実績書（様式第5号）

ウ 収支決算書

エ その他参考となる書類

- (2) 提出期限

補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日まで

第7 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書受領後10日以内

第8 概算払の請求手続

提出書類 1部

概算払請求書（様式第6号）

第9 書類の経由

この要綱に基づき市町が知事に提出すべき書類は、当該市町の区域を管轄する健康福祉センターの長を経由するものとする。

附 則

この要綱は、昭和49年度分の補助金から適用する。

市町村災害弔慰金及び見舞金補助金交付要綱（昭和48年3月3日施行）は廃止する。

附 則

この改正は、昭和50年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、昭和51年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、昭和51年9月7日以後に発生した災害に係る補助金から適用する。

附 則

この改正は、昭和57年9月1日以後に発生した災害に係る補助金から適用する。

附 則

この改正は、昭和 58 年 8 月 1 日以後に発生した災害に係る補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 3 年 6 月 3 日以後に発生した災害に係る補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 10 年 4 月 1 日以後に発生した災害に係る補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成 23 年 2 月 21 日以後に発生した災害に係る補助金から適用する。

様式第 1 号（様式 日本産業規格 A 4 縦型）

災害弔慰金等補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名 印

年度において災害弔慰金等支給事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

- (1) 金額 円
- (2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

- (1) 金額 円
- (2) 理由
- (3) 時期

様式第2号 (その1) (用紙 日本産業規格A4横型)

事業計画書

災害名	災害発生年月日	死亡・行方不明の別	災害		死亡者			遺族		支給予定額 A 円	県費補助所要額 B 円	死亡又は行方不明に至った経過	
			区分	住所	氏名	年齢	性別	続柄	氏名				
合 計			生計維持者		(年 月 日 生)					円			
		(年 月 日 生)											
		(年 月 日 生)											
		(年 月 日 生)											
			その他の者	(年 月 日 生)									
		(年 月 日 生)											

(注) 1 「死亡、行方不明の別」欄のうち、行方不明として記入する場合における行方不明者とは、災害によって死亡したものと推定できる者をいう。

2 「災害死亡者」欄の () には、生年月日を記入すること。

3 B欄には、A欄の額に4分の3を乗じて得た額 (生計維持者についてはその額が3,750,000円を超える場合は3,750,000円、その他の者についてはその額が1,875,000円を超える場合は1,875,000円とする。) を記入すること。

様式第2号 (その2) (用紙 日本産業規格A4横型)

事業計画書

災害名	災害発生 年月日	災害障害者			支給予定額 A 円	県費補助所要額 B 円	障害に至った経過
		区分	住所	氏名 (年 月 日 生)	年齢	性別	
		生計維持者		(年 月 日 生)			
				(年 月 日 生)			
				(年 月 日 生)			
				(年 月 日 生)			
				(年 月 日 生)			
		その他の者		(年 月 日 生)			
合 計							

(注) 1 「災害障害者」欄の()には、生年月日を記入すること。

2 B欄には、A欄の額に4分の3を乗じて得た額(生計維持者についてはその額が1,875,000円を超える場合は1,875,000円、その他の者についてはその額が937,500円を超える場合は937,500円とする。)を記入すること。

様式第3号 (用紙 日本産業規格A 4 横型)

年度災害弔慰金等補助金調書

年度静岡県健康福祉部所管				市町名 ()						備考
県			市町							
歳出 予算科目	交 付 額	補 助 率	歳入		歳出					
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち県費補助相当額	支出済額	うち県費補助相当額

- (注) 1 「市町」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

様式第4号（様式 日本産業規格A4縦型）

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた災害弔慰金等支給
事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第5号 (その1) (用紙 日本産業規格A4横型)

事業実績書

災害名	災害発生年月日	死亡・行方不明の別	災害死		遺族氏名	実支出額A	県費補助所要額B	県費補助交付決定額C	県費補助金受入済額D	差引過不足額(B-D)E	備考
			区分	住所							
				(年 月 日 生)		円	円	円	円	円	
				(年 月 日 生)							
				(年 月 日 生)							
				(年 月 日 生)							
				(年 月 日 生)							
				(年 月 日 生)							
合計											

(注) 1 「死亡、行方不明の別」欄のうち、行方不明として記入する場合における行方不明者とは、災害によって死亡したものと推定できる者をいう。

2 「災害死亡者」欄の () には、生年月日を記入すること。

3 B欄には、A欄の額に4分の3を乗じて得た額(生計維持者についてはその額が3,750,000円を超える場合は3,750,000円、その他の者についてはその額が1,875,000円を超える場合は1,875,000円とする。)を記入すること。

様式第5号 (その2) (用紙 日本産業規格A4横型)

事業実績書

災害名	災害発生年月日	災害障害者			実支出額 A	県費補助 所要額B	県費補助 交付決定額C	県費補助 金受入済 額D	差引過 △不足額 (B-D)E	備考
		区分	住所	氏名 (年 月 日生)						
		生計維持者		(年 月 日生)	円	円	円	円	円	
				(年 月 日生)						
				(年 月 日生)						
				(年 月 日生)						
		その他の者		(年 月 日生)						
				(年 月 日生)						
合計										

(注) 1 「災害障害者」欄の()には、生年月日を記入すること。

2 B欄には、A欄の額に4分の3を乗じて得た額(生計維持者についてはその額が1,875,000円を超える場合は1,875,000円、その他の者についてはその額が937,500円を超える場合は937,500円とする。)を記入すること。

様式第6号（様式 日本産業規格A4縦型）

請 求 書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた災害弔慰金等支給事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名 印

口座振替先金融機関名

口座種別 No.

災害弔慰金の申請書類について

1 根拠規定

県「災害弔慰金等補助金交付要綱」

第4 交付の申請（提出書類 各2部）

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 市町の災害弔慰金の支給等に関する条例、規則等

エ 収支予算書

オ その他参考となる書類

2 申請書類の記載方法

書類	説 明																																									
ア	所定様式に必要事項を記載してください。																																									
イ	〃																																									
ウ	支給根拠となる条例や規則等の写を添付してください。																																									
エ	各市町の様式で可、A4横にて作成し市町長印を押印。 （参考例） 市町名 ○○市町 歳 入 （単位：千円） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">款項目</th><th rowspan="2">本年度</th><th rowspan="2">前年度</th><th colspan="2">節</th><th rowspan="2">説 明</th></tr> <tr> <th>区 分</th><th>金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 歳 出 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">款項目</th><th rowspan="3">本年度</th><th rowspan="3">前年度</th><th colspan="3">本年度の財産内訳</th><th colspan="2">節</th><th rowspan="3">説明</th></tr> <tr> <th colspan="3">特定財源</th><th rowspan="2">一般財源</th><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">金額</th></tr> <tr> <th>国・県負担金</th><th>地方債</th><th>その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> この抄本は原本と相違ないことを証明する。 令和 年 月 日 ○○市町長 印	款項目	本年度	前年度	節		説 明	区 分	金 額							款項目	本年度	前年度	本年度の財産内訳			節		説明	特定財源			一般財源	区分	金額	国・県負担金	地方債	その他									
款項目	本年度				前年度	節		説 明																																		
		区 分	金 額																																							
款項目	本年度	前年度	本年度の財産内訳			節		説明																																		
			特定財源			一般財源	区分		金額																																	
			国・県負担金	地方債	その他																																					

1 災害弔慰金の支給に関する調書（①～⑥について記載）

①死亡者（住所、指名、性別、生年月日、年齢）

②死亡年月日

③死亡状況

④支給の制限に関する事項※したの【参考】参照

「〇〇氏は、〇〇（死亡の理由を可能な限り詳細に記載）により死亡したことから故意又は重大な過失があったとは思われない。

又、死亡に関し、奉職金その他これに準じる厚生労働大臣が定める給付金の支給もないことから、支給の制限を受けるものはない。」

⑤支給額 〇〇万円（県 3/4 町 1/4）

⑥災害弔慰金支給に関する市町としての意見

主たる生計維持者であるかどうかの見解等を記載してください。

【参考】災害弔慰金の支給等に関する法律 第5条

災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不適当と認められる政令で定める場合には、支給しない。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令 第2条

法第5条で定める場合は、当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で内閣総理大臣が定めるものが支給される場合とする。

「災害弔慰金の支給等に関する法律における災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給制限について」平成23年7月28日付 社援総発0728第1号 厚生労働省社会・援護局総務課長通知（抜粋）

1 支給制限の対象となる給付金には、労働者災害補償保険法に基づく各種給付は含まれない。

2 「当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金」とは、次の規則等に基づき支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金である。

（1）警察表彰規定（昭和29年国家公安委員会規定第14号）

（2）消防表彰規定（昭和37年消防庁告示第1号）

（3）賞じゅつ金に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第15号）

3 「その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるもの」とは、災害救助法第12条の規定により支給される扶助金である。

災害救助法（抜粋）

（従事命令）

第7条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

（協力命令）

第8条 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

（扶助金の支給）

第12条 第7条又は第8条の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、政令の定めるところにより扶助金を支給する。

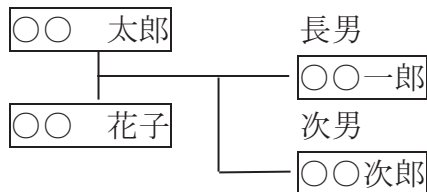
2 世帯構成図

（以下を参考に作成してください）

世帯構成図

現住所 ○○市町○○1234番地の5

本人（亡）



3 死体検案書（写）

4 死亡届（写）

5 被災現場地図（広域及び詳細）

6 住民票（除票）

7 新聞記事等（関連記事がある場合）

（1～7以外に参考となる書類があれば適宜添付してください）

静岡県災害援護資金貸付要綱

第1 趣旨

この要綱は、災害によって被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う市町に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき県が貸付ける貸付金（以下「県貸付金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 貸付対象事業

県貸付金は、法第10条第1項の規定により市町が行う災害援護資金貸付事業を対象とする。

第3 貸付額

県貸付金の貸付額は、次のアに定める額と次のイに定める額とを比較して、いずれか少ない額とする。

ア 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）第3条に規定する災害により被害を受けた世帯で、令第4条に定めるところにより算定したこれに属する者の年間所得の合計額が令第5条に定める額に満たないものについて、次の表の左欄に掲げるこれらの世帯が受けた被害の種類及び程度の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める金額を合計した額

被 害 の 種 類 及 び 程 度	金 額
(1) 世帯主の1月以上の負傷	1 5 0 万円
(2) 家財等の損害	
ア 家財の3分の1以上の損害	1 5 0 万円
イ 住居の半壊	1 7 0 万円
ウ 住居の全壊（エの場合を除く。）	2 5 0 万円
エ 住居全体の滅失	3 5 0 万円
(3) (1)と(2)が重複した場合	
ア (1)と(2)のアが重複した場合	2 5 0 万円
イ (1)と(2)のイが重複した場合	2 7 0 万円
ウ (1)と(2)のウが重複した場合	3 5 0 万円
(4) 次のいずれかに該当し、かつ、被災した住居を立て直すに際し、残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合	
ア (2)のイの場合	2 5 0 万円
イ (2)のウの場合	3 5 0 万円
ウ (3)のイの場合	3 5 0 万円

イ 市町が、法第10条第1項の規定に基づき、条例の定めるところにより貸し付けた災害援護資金の額

第4 貸付けの条件

次に掲げる事項は、県貸付金の貸付決定をする際の条件となるものとする。

- 1 貸付の利率は、延滞の場合を除き無利子とする。

- 2 償還期限は、災害援護資金県貸付金の貸付決定通知日の翌日から起算して 11 年間とする。
- 3 償還の方法は、県貸付金の償還期間の終期前 1 年までの間は、災害援護資金の償還を受けたときに、毎年度 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に被災者から償還を受けた金額については、当該年度の 3 月 31 日までに、毎年度 10 月 1 日から 3 月 31 日までの間に償還を受けた金額については、翌年度の 9 月 30 日までに、償還を受けた金額（利子及び延滞利子に係る金額を除く。）に相当する金額をそれぞれの期間ごとにとりまとめて行うものとする。
- 4 知事は、市町が法第 14 条第 1 項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、法第 14 条第 2 項の規定により当該市町に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- 5 知事は、市町がこの条件に違反した場合には県貸付金の全部又は一部について一時償還を命ずることができるものとする。
- 6 貸付を受けた市町が償還期日までに債務を履行しないときは、償還未済金につき、償還期日の翌日から履行する日までの期間に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額を県に支払わなければならない。
- 7 5 の一時償還を命ぜられたときは、当該貸付金の貸付の日から履行する日までの期間に応じ、一時償還を命ぜられた額に対し年 5 パーセントの割合で計算した金額を県に支払わなければならない。
- 8 知事は、必要があるときは、市町に対し貸付事務又は貸付金の状況に関し質問し、帳簿書類を調査し、又は参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。
- 9 市町は、貸付事業の遂行は困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示に従わなければならない。
- 10 貸付を受けた市町が県貸付金の全部又は一部を償還期限到来前に繰上げ償還をしようとするときは、あらかじめ知事の指示を得なければならない。

第 5 借入れの申請

県貸付金の貸付を受けようとする市町は、別に定める日までに様式第 1 号による借入申請書を知事に提出しなければならない。

第 6 貸付けの決定

知事は、第 5 に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは貸付を決定し、その旨を当該市町に通知するものとする。

第 7 貸付けの手続

第 6 の規定による通知を受けた市町は、速やかに、様式第 2 号による貸付請求書及び様式第 3 号による借用証書を知事に提出しなければならない。

第 8 貸付金の変更申請等の手続

貸付金の貸付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加申請等を行う場合には、第5及び第7に定める手続に従い行うものとする。

第9 貸付事業報告

県貸付金による災害援護資金貸付事業（以下「貸付事業」という。）が完了したときは、当該年度における貸付事業及び当該年度前の貸付けに係る償還状況を様式第4号による報告書により翌年度5月末日までに知事に提出しなければならない。

第10 書類の経由

この要綱に基づき市町が知事に提出する書類は、当該市町の区域を管轄する健康福祉センターの長を経由するものとする。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、昭和50年度分の県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和51年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯に対する県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和51年9月7日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和52年6月1日以後に災害により被害を受けた世帯に対する県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和54年6月1日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和55年6月1日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和56年6月1日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和56年7月1日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和57年9月1日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和58年8月1日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和59年6月1日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和 60 年 6 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和 61 年 6 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和 62 年 6 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、昭和 63 年 6 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、平成元年 6 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、平成 2 年 6 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、平成 3 年 6 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、平成 3 年 5 月 26 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、平成 4 年 6 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、平成 10 年 4 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、平成 23 年 2 月 21 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

附 則

この改正は、令和元年 8 月 1 日以後に発生した災害に係る県貸付金から適用する。

様式第 1 号（様式 日本産業規格 A 4 縦型）

年度災害援護資金県貸付金借入申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名 印

年 月 日発生の 災害における資金の貸付けを行うため、災害援護資金県貸付金を次のとおり借りたいので、関係書類を添えて申請します。

1 借入申請額 円

2 貸付事業内容

(1) 年度災害援護資金貸付内訳書 別紙 1

(2) 年度災害援護資金貸付の重複貸付及び特別貸付内訳書 別紙 2

3 添付書類

(1) 年度歳入歳出予算書の写

(2) 災害援護資金貸付決定通知を行った者の名簿の写

(3) その他参考となる書類

ア 市町の災害援護資金貸付に関する条例

イ 市町の被害状況

ウ その他

別紙 1 (用紙 日本産業規格 A 4 横型)

年度災害援護資金貸付内訳書

市町名

(単位：千円)

災 害 名	貸 付 限 度 額 別 貸 付 件 数 及 び 貸 付 額														本 年 度 既 貸 付 額	考 備
	世帯主の負傷		住居の全壊		住居の半壊		家財の損害		重複貸付及び特別貸付		計					
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額				
1 月 日 発生 of 災害																
計																

- (注) 1 「本年度既貸付額」には、本貸付計画前の災害において貸付けた貸付額を計上すること。
- 2 「重複貸付及び特別貸付」がある場合は、別紙 2 の様式による内訳を作成のこと。

別紙2（用紙 日本産業規格A4横型）

年度災害援護資金の重複貸付及び特別貸付内訳書

(単位：千円)

市町名	災 害 名	貸 付 限 度 額 別 貸 付 件 数 及 び 貸 付 額										備 考
		家財の損害と負傷		住居の半壊と負傷		住居の全壊と負傷		特 別 貸 付		計		
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
	1 月 日 発生 of 災害											
	計											

(注) この内訳書は、別紙1の「重複貸付及び特別貸付」の内訳であること。

様式第2号（様式 日本産業規格A4縦型）

年度災害援護資金県貸付金貸付請求書

金 額 円

年 月 日付け 第 号により貸付決定を受けた 年度災害援護資金
県貸付金として上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名 印

口座振替先金融機関名

口座種別 No.

様式第3号（様式 日本産業規格A4縦型）

災害援護資金県貸付金借用証書

災害援護資金県貸付金 円を静岡県災害援護資金貸付要綱を承諾の
うえ借用しました。

なお、元金は次の場所に払いこみます。

静岡県指定金融機関又は指定代理金融機関

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名 印

様式第 4 号（様式 日本産業規格 A 4 縦型）

年度災害援護資金県貸付金貸付事業
償 還 状 況 報 告 書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名 印

年 月 付け 第 号により貸付けの決定を受けた標記事業及び当該年度前における貸付金の償還状況について、次のとおり報告します。

1 年度貸付事業報告

(1) 借入決定額 円

(2) 貸付事業内訳

ア 年度災害援護資金貸付事業内訳 別紙 1

イ 年度災害援護資金貸付事業の重複貸付及び特別貸付内訳書 別紙 1 の 2

2 災害援護資金償還状況報告 別紙 2

3 添付書類

(1) 年度市町歳入・歳出決算書抄本

(2) その他参考となる書類

（注） 1 の (1) の貸付決定額は 2 回以上にわたって貸付決定を受けた場合はその内訳を記入すること。

災 害 援 護 資 金 償 還 狀 況 報 告

年度		市町名		(単位：円)				
県貸付金受入額		県貸付金の償還額			償還を免除した額	未償還額	備考	
受入年月日	償還期限	金額A	既償還額B	本年度償還額C	計 (B+C) D	(A-D-E)F		
計								

被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた世帯であって経済的理由等により住宅を再建することが真に困難なものの住宅再建を支援するため、当該世帯が住宅の建設、購入又は補修を行う場合に、その費用の全部又は一部を補助する市町に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「自然災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により県内において生ずる被害であって、被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号に該当するものをいう。ただし、東海地震は除く。

(2) この要綱において「被災世帯」とは、自然災害によりその居住する住宅が半壊した世帯のうち、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用を受ける世帯を除く。

ア 当該世帯に属する者の収入（当該世帯に属する者の当該世帯が被災世帯となった年の前年（1月から5月までの間に被災世帯となった場合にあっては、前前年）の総所得金額の区分に応じ、それぞれ別表1の収入の額の欄に掲げる額をいう。以下同じ。）の合計額（以下「収入合計額」という。）が500万円以下である世帯

イ 収入合計額が500万円を超え800万円以下である世帯であって、その世帯主の年齢が60歳以上であるもの（収入合計額が500万円を超え700万円以下である世帯にあっては、その世帯主の年齢が45歳以上60歳未満である世帯を含む。）又は要援護世帯（別表2に掲げる世帯をいう。以下同じ。）であるもの

第3 補助の対象及び補助率(額)

(1) 補助の対象

被災世帯が被災した住宅に代わる住宅の建設、購入（他の都道府県において住宅を建設、購入する場合を除く。）又は被災した住宅の補修を行うのに要する費用の全部又は一部について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費

(2) 補助率(額)

(1)に掲げる経費の2分の1以内とし、250,000円を限度とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ 市町の補助金交付要綱

(2) 提出期限

当該自然災害が発生した日から起算して、2年を経過する日（知事がやむを得ない事情があると認めた場合にあっては、知事が別に定める日）まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業に要する経費の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第4号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第5号）
- イ 事業実績書（様式第6号）
- ウ 収支決算書（様式第3号）

- (2) 提出期限

補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第7号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日以降に生じた自然災害にかかる補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年12月14日以降に生じた自然災害にかかる補助金から適用する。

別表 1

総 所 得 金 額	収 入 の 額
97万5千円以下の額	総所得金額に65万円を加えた額
97万5千円を超え、108万円以下の額	総所得金額を0.6で除した額
108万円を超え、234万円以下の額	総所得金額に18万円を加えた額を0.7で除した額
234万円を超え、474万円以下の額	総所得金額に54万円を加えた額を0.8で除した額
474万円を超え、780万円以下の額	総所得金額に120万円を加えた額を0.9で除した額
780万円を超える額	総所得金額に170万円を加えた額を0.95で除した額

別表 2

1	心神喪失の常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者が属する世帯
2	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級が1級である者として記載されている者が属する世帯
3	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者が属する世帯
4	国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条第1項、第30条の2第3項、第30条の3第1項又は第30条の4第1項若しくは第3項の規定により障害基礎年金を支給されている者で同法第30条第2項に定める障害等級が1級であるものが属する世帯
5	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の規定によりその父母又は養育者が特別児童扶養手当を支給されている障害児で同法第2条第5項に定める障害等級が1級であるもの、同法第17条の規定により障害児福祉手当を支給されている重度障害児、同法第26条の2の規定により特別障害者手当を支給されている特別障害者又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定により福祉手当を支給されている者が属する世帯
6	戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項又は第2項の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に定める特別項症から第3項症までである者として記載されている者が属する世帯
7	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第2項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者で同法第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けているものが属する世帯

8	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第4項の規定により公害医療手帳の交付を受けている者で、同法第25条第1項に定める障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）第10条の表に定める特級、1級若しくは2級に該当するものが属する世帯
9	常に就床を要し、かつ、複雑な介護を要する者が属する世帯
10	精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者でその障害の程度が本表1の項又は3の項に準ずるものが属する世帯
11	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病で国の施策に基づきその医療及び療養に要する費用の全部又は一部が国により負担されるものに罹患している者が属する世帯
12	配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）と死別し、又は婚姻を解消した者で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの、配偶者の生死が明らかでない者その他これらに準ずる状態にある者で、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に児童を扶養しているものが属する世帯
13	父母のない児童又は父母に監護されない児童が属する世帯
14	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の要保護者である者が属する世帯

被災者住宅再建支援事業費補助金交付申請書

第 年 月 号
日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名 印

年度において被災者住宅再建支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 金額 円
- 2 事業の目的

事業計画書(変更事業計画書)

1 事業着手予定年月日及び事業完了予定年月日

- (1) 事業着手予定年月日 年 月 日
- (2) 事業完了予定年月日 年 月 日

2 交付申請額の算出方法

対象世帯数(世帯)	支出見込額（円）	備 考
うち県費補助金交付額		

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
計					

被災者住宅再建支援事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた被災者住宅再建支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

実 績 報 告 書

第 年 月 号 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた被災者住宅再建
支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

事業実績書

世帯の状況					実支出額 A (円)	県費 補助金額 B (円)
住 所	世帯主 氏 名	要援護 世帯の 種 別	世帯の 収 入 合計額 (円)	建設 購入 補修 の別		
合 計						

(注)

- 1 「要援護世帯の種別」欄には、要綱別表2の1から14の別を記入すること。
- 2 B欄には、A欄の額に2分の1を乗じて得た額を記入すること。ただし、要綱第3(2)の補助額を超える場合は当該補助額を記入すること。

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた被災者住宅再建支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名 印

口座振替先金融機関名

口座種別 No.

自然災害による被災者のための 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法人
公益財団法人都道府県センター 事業部 被災者生活再建支援基金課

令和4年6月

この度の自然災害で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

この制度は、平成10年5月に成立した被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯（「被災世帯」）に被災者生活再建支援金（「支援金」）を支給し、生活の再建を支援するものです。

平成19年11月の支援法の改正により、これまでの複雑な支援金の申請手続きが大幅に改善され、住宅の被害程度と再建方法に応じて定額渡し切り方式となった支援金は、用途の制限もなくなり、被災者にとって大変利用しやすい制度になりました。

支援金は、「基礎支援金」として全壊世帯、解体世帯及び長期避難世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円が支給され、この額に、「加算支援金」として住宅を建設・購入する場合は200万円、補修する場合は100万円、賃貸する場合は50万円がそれぞれ加算される仕組み（金額はいずれも世帯人数が複数の場合、単数世帯は各3/4相当の金額）となっております。

さらに、令和2年12月の支援法の一部改正により、支援金の支給対象が中規模半壊世帯まで拡大されました（適用される対象災害については、令和2年7月豪雨災害以降に適用）。中規模半壊世帯への支援金は「加算支援金」のみとして、住宅を建設・購入する場合は100万円、補修する場合は50万円、賃貸する場合は25万円がそれぞれ支給される仕組み（金額はいずれも世帯人数が複数の場合、単数世帯は各3/4相当の金額）となっております。

被災者の皆様におかれましては、被災者生活再建支援制度を十分に活用されて、一日も早い生活の再建を実現されますことを祈念申し上げます。

目次

1	対象となる自然災害	1
2	支援金の支給額	1
3	支援金の申請	2
4	支援金の申請期間	4
5	支援金支給決定の取消しと返還請求	4
6	本制度の実施機関	4
7	支援金支給の仕組み	4

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火などの自然現象によって住宅に被害があった場合を対象にしています。

ただし、この制度が適用になるには、被害の大きさが法律で決められているため、適用になるかどうかについて、都道府県からお知らせ（公示）があります。

2 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります（中規模半壊世帯を除く）。

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（ 単位：万円 ）

区 分		基 礎 支 援 金	加 算 支 援 金	計 ①+②
		住宅の被害程度	住宅の再建方法	
		①	②	
複 数 世 帯 （世 帯 の 構 成 員 が 複 数）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	1 0 0	建設・購入 2 0 0	3 0 0
			補 修 1 0 0	2 0 0
			賃 借 5 0	1 5 0
	大規模半壊世帯	5 0	建設・購入 2 0 0	2 5 0
			補 修 1 0 0	1 5 0
			賃 借 5 0	1 0 0
	中規模半壊世帯	—	建設・購入 1 0 0	1 0 0
			補 修 5 0	5 0
			賃 借 2 5	2 5
	単 数 世 帯 （世 帯 の 構 成 員 が 単 数）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	7 5	建設・購入 1 5 0
補 修 7 5				1 5 0
賃 借 3 7. 5				1 1 2. 5
大規模半壊世帯		3 7. 5	建設・購入 1 5 0	1 8 7. 5
			補 修 7 5	1 1 2. 5
			賃 借 3 7. 5	7 5
中規模半壊世帯		—	建設・購入 7 5	7 5
			補 修 3 7. 5	3 7. 5
			賃 借 1 8. 7 5	1 8. 7 5

【注意事項】

○解体世帯とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯をいいます。

○住宅が「半壊」、「中規模半壊」または「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。

○住宅が「半壊」として罹災判定を受けた住宅はすべて解体しなければ（一部解体は）対象となりません。

3 支援金の申請

申請書に必要書類を添えて、被災時に居住していた市区町村役場に提出して下さい。

(1) 対象世帯

この制度において支給の対象となる世帯は、全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯または大規模半壊世帯、中規模半壊世帯と法律で規定されており、このうち、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊は市区町村が発行する罹災証明書に記載されております。

なお、解体及び長期避難の証明書類については市区町村にご確認ください。

(2) 住民票の取得

- ① 支援金の申請者は、被災世帯の「世帯主」となります。
- ② 世帯の構成員が、複数か単数かで支援金の額が異なります。住民票はこのことを証明する書類です。
- ③ 申請書に世帯主のマイナンバーを記載すれば住民票の添付は省略することができます。

(3) 申請書の作成

「被災者生活再建支援金支給申請書」(別紙様式第7号)で申請する際には、罹災証明書の被害程度が変更された場合、既に出されていた支給決定が取消又は変更されることに伴う差額返還に同意の上で、必要事項を記入して下さい。

(4) 必要書類の用意

- ① 「罹災証明書」(市区町村が発行)
- ② 「半壊」、「中規模半壊」または「大規模半壊」の被害認定を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険な状況である場合や修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、そのことを証明する「解体証明書」(市区町村が発行)または「滅失登記簿謄本(閉鎖事項証明書)」(法務局が発行)

※敷地被害による解体の場合は、上記に加えて、敷地被害を証明する書類(宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など)が必要です。

- ③ 「住民票」(市区町村が発行)

被災した全員の住民票を添付して下さい。住民票と異なる住所で被災した場合も世帯全員の住民票が必要です。

転居や世帯分離等により被災日時点の被災者の住所や世帯構成が不明な場合は、変更履歴が表示された住民票を添付して下さい。(例:住民票個人票、住民票附票、改製原住民票等)

申請書に世帯主のマイナンバーを記載すれば、世帯主、世帯員および生計を一にする同住所の方の住民票の省略が可能です。

- ④ 預金通帳の写し(銀行名「支店名」・ゆうちょ銀行「記号」、預金種目、口座番号、世帯主本人名義「フリガナ名」の記載があるもの)(申請者が用意)
- ⑤ 「加算支援金」を「基礎支援金」と同時に申請される場合は、住宅の再建方法(住宅の建設・購入、補修または賃借)に応じ、このことを確認できる契約書の写し等

		全壊	解体		大規模 半壊	中規模 半壊
			半壊 解体	敷地被害 解体		
基礎支援金 ※中規模半 壊の場合は 加算支援金	①罹災証明書	○	○	○	○	○
	②		○	○		
			○	○		
				○		
	③住民票	○	○	○	○	○
加算支援金	④預金通帳の写し	○	○	○	○	○
加算支援金	⑤契約書等の写し	○	○	○	○	○

※①～③の書類は原本の添付が必要です。

※③申請書にマイナンバーを記載すれば、住民票は添付不要です。

※長期避難世帯の申請には、市区町村による長期避難世帯であることの証明書の添付が必要です。

(5) 申請書の提出先

申請書に必要書類を添えて被災当時に居住していた市区町村役場に提出して下さい。

(6) 支援金の支給

申請書は、被災当時に居住していた市区町村役場と都道府県の審査を経て、公益財団法人都道府県センター事業部被災者生活再建支援基金課(被災者生活再建支援法人)に郵送され、本法人において申請書の内容の最終確認を行い支給金額を決定し、指定された金融機関の口座に支援金を振り込みます。

※単身世帯の方が支給を受ける前(申請後の場合も含みます。)に亡くなられた場合は、支給されません(なお、支援金申請の権利は相続の対象となりません)。

4 支援金の申請期間

区分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から 13ヶ月の間	災害のあった日から 37ヶ月の間

5 支援金支給決定の取消しと返還請求

本法人は、世帯主が支援金を不正に受領した場合は、本財団の業務規定の定めにより支援金の支給決定を取り消し、返還請求を行います。

その場合、本法人は、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金について年10.95%の割合で計算した加算金を請求させていただくとともに、納期日までに納付されない場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額について年10.95%の割合で計算した延滞金を請求いたします。

なお、以上の支援金の不正な受領以外にも、市区町村による被害認定（罹災証明書に記載）の変更があり、支援金の支給要件に該当しなくなった場合も、お支払いした支援金の返還請求を行います。

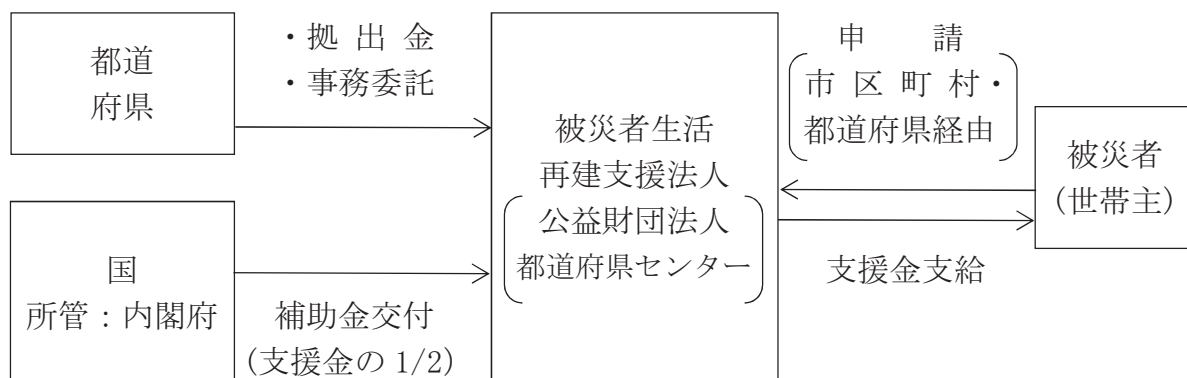
6 本制度の実施機関

支援金の支給事務を行う法人として、（旧）財団法人都道府県会館が、平成11年2月8日付けで被災者生活再建支援基金として国から指定されました。（被災者生活再建支援基金は平成16年3月11日に被災者生活再建支援法人に名称変更し、更に財団法人都道府県会館は、平成26年4月1日付けで公益財団法人に移行しました。また、平成30年4月1日付けで法人名称を変更し、公益財団法人都道府県センターとして、現在も引き続き業務を継続しております。）

なお、本法人は法律に基づき全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けております。

7 支援金支給の仕組み

被災された世帯に支給される支援金は、47都道府県から被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）への拠出金と拠出金に係る運用益及び支給した支援金に係る国からの補助金を原資としております。



【制度解説】「加算支援金」の申請と支給について

「2 支援金の支給額」のところで、複数世帯と単数世帯別に支給額の一覧表を掲げました。ご覧のように、加算支援金は住宅の再建方法別に支給金額が異なっております。申請者はどの方法で住宅の再建を図るかを決め、それに応じて支援金を申請されることになりますが、実際には、被災直後は一時的にアパートを借り、その後諸般の事情を考慮して住宅を新築するか購入するか、また、被災家屋を修繕して引き続き住むことにするかを決めるケースも多いと思われます。このような事情も考慮し、これら3つの選択肢のうち、2つ以上該当する場合は、基礎支援金にいずれか支援金額の高い方の加算支援金を加えることとしております。

被災後どこに住まいを求めて将来的にはどのような形で住宅の再建をされるかは、被災者の皆様が個々に判断され対処される問題であります。この制度においては、次のようなルールを定めています。

それは、1回目の選択に従って既に支援金を受給し、後日、2回目の別の選択による支援金を申請する場合は、1回目の受給済額との差額を申請することになります。

(例) 1回目で賃借50万円で申請・受給し、2回目に建設で申請すると、差額の150万円が支給されます。

【制度解説】「被災者生活再建支援金支給申請書」（別紙様式第7号）のⅣについて

※「受給済（B）」の欄に「大規模半壊」の50万円と37.5万円が記載されているのは、2回目の申請で住宅を解体した場合の差額申請用に設けており、1回目の申請で「大規模半壊」の50万円か37.5万円のどちらかを受給済みである場合にそれを○で囲んでもらうためのものです。

・例えば、当初「大規模半壊」と認定された世帯が基礎支援金の50万円を受給し、その後やむを得ない事由によりその住宅を解体したため、2回目の申請として「解体（半壊・敷地被害）」による支援金100万円と受給済みの50万円との差額50万円を申請するケースに備えております。その際、今回申請（A）の「解体（半壊・敷地被害）」の複数世帯100万円を○で囲み、受給済（B）の大規模半壊50万円を○で囲み、表の右下の申請額（A－B）に差額の50万円を記入していただくことになります。

・逆に、「全壊」、「解体（半壊・敷地被害）」、「長期避難」のいずれかを1回目で申請した場合は、基礎支援金の限度額まで受給することになり、差額支給での2回目の申請は考えられませんので、斜線で欄を消しております。

※「受給済（D）」の欄に「賃貸住宅（※公営住宅入居者除く）」の50万円と37.5万円が記載されているのは、2回目の申請で賃貸住宅から、建設・購入又は補修に変更する場合の差額申請に備えるため、1回目の申請で「賃貸住宅（※公営住宅入居者除く）」の50万円か37.5万円のどちらかを受給済みであることを○で囲んで示してもらうためのものです。

・例えば、被災当初、賃貸住宅に入居された世帯が加算支援金の50万円を受給し、その後の将来設計として住宅を新築されるため、2回目の申請として「建設・購入」による

支援金 200 万円と受給済みの 50 万円との差額 150 万円を申請するケースに備えて
おります。その際、今回申請（C）の「建設・購入」の複数世帯 200 万円を○で囲み、
受給済（D）の「賃貸住宅（※公営住宅入居者除く）」の 50 万円を○で囲み、表の右
下の申請額（C－D）に差額の 150 万円を記入していただくことになります。

- ・逆に、「建設・購入」、「補修」のどちらかのケースを 1 回目で申請した場合は、アパー
トなどの賃貸物件に一時的に入居される場合とは異なり、生活再建は完了したこととし
ておりますので、加算支援金はこれをもって終了したことになり、斜線で欄を消してお
ります。従って、「補修」で申請されますと、改めて「建設・購入」の申請はできませ
んのでご注意ください。

災害名 [市区町村記入欄]

別紙様式第7号

被災者生活再建支援金支給申請書

都道府県センター受付欄

【同意事項】罹災証明書の被害程度が変更された場合、既に出されていた支給決定が取消又は変更されることに伴う差額を返還します。

被災者生活再建支援法人
公益財団法人都道府県センター理事長 殿
申請日 令和 年 月 日
上記【同意事項】に同意の上、被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名

申請回数 [支給番号]	
初回	2回目 [以降]

世帯主以外の方が申請する場合はその理由：

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

①世帯主の氏名

ふりがな	生年月日	性別
氏 名	大・昭 平・令 年 月 日	男 女

②被災した住宅の住所（被災住所）

〒

③世帯員の氏名（初めて申請される方は必ず記入してください。） 7人以上の場合は備考欄へ記入して下さい。

1	ふりがな	生年月日	4	ふりがな	生年月日
		大・昭 平・令 年 月 日			大・昭 平・令 年 月 日
2	ふりがな	生年月日	5	ふりがな	生年月日
		大・昭 平・令 年 月 日			大・昭 平・令 年 月 日
3	ふりがな	生年月日	6	ふりがな	生年月日
		大・昭 平・令 年 月 日			大・昭 平・令 年 月 日

※世帯員とは、世帯主と住宅及び生計を1つにする世帯主以外の方をいいます。

II 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。

☐ 前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は☐に✓を記入し下表は空欄にしてください。）

現在の住所	☐ 被災住所と同じ 〒
電話番号	()

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい。

☐ 前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は☐に✓を記入し下表は空欄にしてください。）

金融機関名		支店名等		種別	口座番号
				普通	
ゆうちょ銀行	記号			番号	
口座名義（カナ）					

口座名義が世帯主と異なる場合はその理由を記入してください（前回と同じ名義であれば記入不要です。）

IV

(1) 申請する**基礎支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。
(初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のまま結構です。
なお、中規模半壊で初めて申請される場合には、(2)に記入してください。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)	
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯
全壊	100 万円	75 万円		
半壊解体	100 万円	75 万円		
敷地被害解体	100 万円	75 万円		
長期避難	100 万円	75 万円		
大規模半壊	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円

半壊解体・敷地被害解体の場合は
その理由：

申請額(A-B)：万円

(2) 申請する**加算支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200 万円	150 万円			
補修	100 万円	75 万円			
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円	
中規模 半壊	建設・購入	100 万円	75 万円	100 万円	75 万円
	補修	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円
	賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	25 万円	18.75 万円	25 万円	18.75 万円

申請額(C-D)：万円

注) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

V 初めての申請の際、世帯主のマイナンバーを以下へ記入した場合は住民票の添付が不要となります。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

市区町村本人確認欄

市区町村記入欄

添付書類確認欄

罹災 証明書	住民票	預金通帳 の写し	解体 証明書	敷地被害 証明書	長期避難 証明書	契約書 の写し	その他

備考欄

その他添付書類・申し送り事項等

※罹災証明書における被害の程度が変更となった場合は□に✓及びカッコへ変更経過を記入
□ (【変更前】 → 【変更後】)
*この場合、都道府県センターで事実関係を確認後に、支給決定を行います。

担当部署 担当者名

【被災者生活再建支援金支給申請書記入の仕方(1枚目)】

※記入上の注意事項については、「P11【記入等に関する注意事項】」を参照して下さい。

①災害名[市区町村記入欄]

- ・内閣府公示の災害名を記入して下さい。

②申請期限内に申請して下さい。

- 被災者が自治体に申請書を提出した初回年月日を記入して下さい。
- (郵便の場合は封入された日)

③申請者氏名

- ・申請する人の氏名を記入して下さい。
- ・世帯主もしくは世帯主に準ずる人が申請して下さい。
- ・申請者と「Ⅰ-①世帯主」が異なる場合はその理由もあわせて記入して下さい。
- ※世帯員以外の申請の場合、その関係について確認する場合があります。

④申請回数

- ・初回の場合には「初回」に○を記入して下さい。
- ・解体や加算支援金など2回目以降の申請の場合には支給番号を記入し、支給番号が不明な場合は「2回目以降」に○を記入して下さい。

⑤世帯主の氏名

- ・住民票の世帯主氏名を記入して下さい。
- ※被災後に死亡、世帯分離などで世帯主が変わっている場合であっても、被災時の世帯主を記入して下さい。

⑥被災した住宅の住所

- ・被災時居住していた住所を住民票の記載どおりに記入して下さい。

⑦世帯員の氏名

- ・被災した家屋に被災時居住していた世帯の中で世帯主を除く世帯員全員の氏名・生年月日を記入して下さい。
- ※2回目以降の申請では記入不要です。

⑧現在の住所等

- ・郵送物が受け取れる住所、日中連絡がとれる電話番号を記入して下さい。
- ※支給が決まると「通知書」をお送りします。
- また申請内容に不備があった場合には電話連絡をすることがあります。

⑨振込先口座

- ・被災時世帯主の通帳内容を記入して下さい。(普通口座に限ります。)
- ・銀行等を希望する場合は、上段に記入して下さい。
- ・ゆうちょ銀行を希望する場合は、下段に「記号」「番号」を記入して下さい。
- ・「Ⅰ-①世帯主」と名義が異なる場合は理由を記入して下さい。
- ※世帯主の口座情報を通帳のとおり記入して下さい。
- ※姓と名の間はスペースを空けて下さい。
- ※濁点(半濁点)は1文字として記入して下さい。
- ※世帯主以外の口座を希望する場合は「P12」を参照して下さい。

別紙様式第7号

被災者生活再建支援金支給申請書

北海道庁センター受付係

災害名[市区町村記入欄] ①

申請日 令和 ② 月 日

申請回数(支給番号) ④

初回 2回目以降

申請者氏名 ③

世帯主以外の方が申請する③その理由:

Ⅰ 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

①世帯主の氏名 ⑤

ふりがな	生年月日	性別
氏名	大・昭 平・会	年 月 日 男 女

②被災した住宅の住所(被災住所) ⑥

〒

③世帯員の氏名(初めて申請される方は必ず記入してください) 7人以上の場合は備考欄へ記入して下さい。

氏名	生年月日	氏名	生年月日
1	大・昭 平・会	大・昭 平・会	年 月 日
2	大・昭 平・会	大・昭 平・会	年 月 日
3	大・昭 平・会	大・昭 平・会	年 月 日

※世帯員とは、世帯主と住宅及び生計を1つにする世帯主以外の方をいいます。

Ⅱ 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。

☐ 前回申請と同じ(前回申請と同じ場合は口✓を記入し下表は空欄にしてください)

現在の住所 ⑧

電話番号 ()

Ⅲ 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい。

☐ 前回申請と同じ(前回申請と同じ場合は口✓を記入し下表は空欄にしてください)

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
ゆうちょ銀行	記号	普通	⑨
口座名義(カナ)			

口座名義が世帯主と異なる場合はその理由を記入してください(前回と同じ名義であれば記入不要です)。

— 168 —

⑩基礎支援金・加算支援金の申請

- ### ⑪ マイナンバー

- ## 市区町村記入欄

- Ⅳ

(1) 申請する**半壊支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。
 (初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままで結構です。
 なお、中規模半壊で初めて申請される場合には、(2)に記入してください。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)	
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯
全壊	100 万円	75 万円		
半壊解体	100 万円	75 万円		
敷地被害解体	100 万円	75 万円		
長期避難	100 万円	75 万円		
大規模半壊	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円

申請額(A-B): 万円

半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由:

(2) 申請する**加算支援金**について該当する金額を⑩で囲み、申請額を記入して下さい。

区 分		今回申請(C)		受給済(D)	
		複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯
建設・購入		200 万円	150 万円		
補修		100 万円	75 万円		
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く		50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円
中規模 単棟	建設・購入	100 万円	75 万円	100 万円	75 万円
	補修	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円
	賃貸住宅 ※公営住宅入居者 除く	25 万円	18.75 万円	25 万円	18.75 万円

注) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

V 初めての申請の際、世帯主のマイナンバーを以下へ記入した場合は住民票の添付が不要となります。

[illegible]

市区町村对个人照像

市区町村記入欄

罹災 証明書	住民票	預金通帳 の写し	解体 証明書	敷地被害 証明書	長期避難 証明書	契約書 の写し	その他

備考欄

その他送付書類、由上送

市区町村記入欄

※罹災証明書における被害の程度が変更となった場合は□に✓及びカッコへ変更経過を記入

□ (【変更前】) → (【変更後】)

*この場合、都道府県センターで事実関係を確認後に、支給決定を行います。

担当部署

担当者名

【被災者生活再建支援金支給申請書記入等に関する注意事項】

① 災害名[市区町村記入欄]

- ・内閣府公示の災害名を記入してください。

② 申請日

- ・必ず申請期限内に申請を行って下さい。

③ 申請者氏名

- ・申請者は、原則として住民票に記載されている世帯主が申請して下さい。
- ・やむを得ず世帯主ではない方が申請する場合は、その方の氏名、および「世帯主以外の方が申請する場合はその理由」欄にその理由を記入して下さい。

④ 申請回数

- ・1回目（初回）の申請の場合は「初回」に○を記入して下さい。
- ・解体や加算支援金など2回目以降の申請の場合は、「被災者生活再建支援金支給通知書」に記載されている支給番号を記入して下さい。

⑤ 世帯主の氏名

- ・被災当時の世帯主は、原則として住民票により判断をします。
- ・住民票上の世帯主以外の方が世帯の生計を維持している場合はその方を世帯主として申請をすることができますので、その方の氏名を記入して下さい。その場合、別途生計を維持していたことが証明できる書類が必要です。
※申請前に世帯主の方が亡くなられている場合でも、住民票のとおり記入して下さい。

⑥ 被災した住宅の住所

- ・被災時に居住していた住所を住民票記載どおりに記入して下さい。
- ・被災した住宅の住所に住民票を置いていない場合は、被災住所に生活の本拠があったことが証明できる書類を添付して下さい。
- ・複数の住宅に跨がって生活していた場合、生活の本拠として日常的に使用している住宅のみ対象となります。

⑧ 現在の住所等

- ・支援法人から支給決定者に送付する支給予定日や金額等を記載した「被災者生活再建支援金支給通知書」の発送宛先として使用します。
- ・この支給通知書は支給金額などの個人情報を含む書類であるため、送付先となる現住所は、個人情報の保護のため、一時的な避難所ではなく申請者本人が支給通知書を確実に受け取れる住所を記入して下さい。
- ・また、「電話番号」は、申請内容について確認する事項がある場合の連絡先ですので、日中に連絡がとれる電話番号を記入して下さい。

⑨ 振込先口座

- ・銀行（農協、信用金庫等を含む）は上段に、ゆうちょ銀行は下段に口座情報を記入して下さい。
- ・銀行等に振り込む場合の種別は普通預金口座のみとなります。当座預金・貯蓄預金等の口座については、取り扱いができません。
- ・振込先は日本国内の金融機関に限ります。
- ・支援金の振込先口座は、「Ⅰ-①世帯主の氏名」で記載した世帯主の口座を記入して下さい。支援金は、この世帯主の口座に支給します。
- ・申請前や申請後支給前に世帯主の方が亡くなっている場合等は、被災時同一世帯員の口座に限り、振込口座を変更し支給します（被災当時の世帯を確認するため、被災世帯全員の住民票（除票）を添付して下さい）。※複数世帯に限る
- ・その他やむを得ない理由がある場合は被災時の同一世帯員に限り、世帯主に代わって支援金を受け取ることが可能です。その場合は世帯主から支援金の受け取りを委任されていることが確認できる書類を添付して下さい。
- ・口座情報は「預金通帳の写し」と相違がないよう、正しく記入して下さい（誤記入は支給の遅延につながりますのでご注意下さい）。
- ・「預金通帳の写し」は、口座名義の「よみがな」が記載されているものを添付して下さい。
- ・2回目以降の申請で、前回とは異なる口座に変更する場合、あらためて通帳の写しを添付して下さい。

⑩ [Ⅳ（１）] 基礎支援金の申請

- ・基礎支援金を申請する場合に記入して下さい。
- ・罹災証明書に記載されている被害状況、住民票に記載されている世帯状況をもとに、該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。
- ・大規模半壊で受給済みの方が差額の申請をする場合は、受給済みの金額および今回申請の金額を○で囲み、申請額欄には差額を記入して下さい。
- ・半壊解体および敷地被害解体の区分で申請する場合は、解体の理由を必ず記入して下さい。

⑩ [Ⅳ（２）] 加算支援金の申請

- ・加算支援金を申請する場合に記入して下さい。
- ・被災した世帯が「建設・購入」・「補修」・「賃貸」のうち、どの再建方法を選択するのかに応じて、該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。
- ・「契約書等の写し」は、再建方法に応じた書類を添付して下さい。
契約書の名義は、世帯主もしくは被災時同一世帯員に限ります。
- ・賃貸で受給済みの方が差額の申請をする場合は、受給済みの金額および今回申請の金額を○で囲み、申請額欄には差額を記入して下さい。

被災者自立生活再建支援補助金について

○はじめに

この制度は、静岡県の独自制度であり、国の「被災者生活再建支援制度」の対象とならない災害により、居住する住居が全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯に支給される制度です。一部損壊世帯は対象とはなりません。

また、補助の対象は国の制度と同様、「被災した世帯」であるため、賃貸住宅等に入居する賃借人も補助の対象です。

しかし、家主等の賃貸人は、所有する不動産が被害を受けても補助の対象にはなりません。

○補助金の交付額について

「被災者自立生活再建支援補助金申請明細書（別紙様式第1号）記載要領」に記載の通り。

○申請期限

基礎支援金 被災した日から13か月

加算支援金 〃 37か月

基礎支援金と加算支援金は一括で申請しても別々に申請しても構いませんが、基礎支援金の申請をしないで加算支援金のみを申請することはできません。

また、原則として加算支援金の申請時には、賃借、補修、再築等、加算支援の要件を満たす（生活再建が行われている）必要があります。

○り災証明

申請の前提として、被害の程度を示すものである、市町が発行する「り災証明書」が必要です。

市町は、被災者の申請に基づき、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき調査を行い、「り災証明書」を発行します。

○現地調査

本制度申請予定の被災現場や解体・再築の現地調査を行う場合があります。

○申請書の作り方(基本例)

- 1 「被災者自立生活再建支援補助金交付申請書」（様式第1号）
- 2 「被災者自立生活再建支援補助金申請明細書」（別紙様式第1号）
- 3 住民票（写）（世帯全員が確認できるもの）
- 4 り災証明書（写）
- 5 銀行口座（写）（補助金の振り込みに必要です。）

1～5の順で上から綴ります。必ずホッチキス等で留めること。

それ以外に、半壊・解体の場合は解体が確認できる書類（写）、加算支援金の申請には、賃貸借契約書（写）や建築や修繕の契約書（写）の提出が必要です。

詳しくは「被災者自立生活再建支援補助金申請明細書」（別紙様式第1号）記載要領の2 添付書類についてを参照してください。

申請書類に不備がある場合、補助金の交付が遅くなる場合があります。

提出部数は一部で結構です。

○申請の流れ

- 1 自然災害が発生し被災
- 2 被災者は、居住する市町に「り災証明書」の発行を申請する。
- 3 市町は、現地調査を実施
- 4 市町は、申請者に「り災証明書」を交付
- 5 被災者は、生活再建の意向と併せ、補助対象か対象外か等を市町に相談

対象外	対 象
・ 一部損壊 ・ 準半壊 ・ 半壊	・ 半壊・解体（止むを得ず解体する場合）→全壊扱い ・ 中規模半壊 ・ 大規模半壊 ・ 全壊

- 6 申請者は、申請書を作成し市町に提出
 - 7 市町は、申請書を取りまとめ県健康福祉センターへ提出
 - 8 県健康福祉センターは、債権者登録を行い、申請書に写しを添付の上、県企画政策課に送付
 - 9 県企画政策課は、申請者に「補助金交付決定及び確定通知書」を交付
 - 10 申請者は、9の通知受領後、10日以内に「請求書」に必要事項を記載し提出
 - 11 県企画政策課は、受理後、補助金支出処理
 - 12 県企画政策課は、申請書の銀行口座に補助金を振り込み。
- ※市町福祉担当課は、現地調査や申請者への助言、県への連絡等のご協力をお願いします。

○県の受付窓口

県内7か所の健康福祉センター

○担当課

県健康福祉部政策管理局企画政策課企画班

TEL 054-221-2363

被災者自立生活再建支援補助金申請明細書（別紙様式第1号）記載要領

この記載要領をよく読んでいただき、被災者自立生活再建支援補助金申請明細書（以下、「申請明細書」といいます。）を記入して下さい。

〇はじめに

1 被災者自立生活再建支援補助金の交付について

被災者自立生活再建支援補助金（以下、「補助金」といいます。）は被災者の方の自立した生活の開始を支援するために交付されます。その用途は限定されませんが、交付額や申請期間は定められており、被災者の方の申請に基づき交付されます。

2 添付書類について

申請には以下の書類が必要になりますので準備をして下さい。

- (1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町が発行する証明書類（写）
- (2) 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市町が発行する災害証明書（写）、住宅が半壊の被害を受け、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書類（写）〔市町発行の解体証明書（写）、登記簿謄本(滅失登記済)（写）〕
- (3) 預金通帳の写し（銀行「支店名」、預金種目、口座番号、世帯主本人の名称「カタカナ名」の記載があるもの）
- (4) 加算支援金を申請される場合は、今後お住まいをどのようにされるのか（住宅の建設・購入、補修又は賃借）に応じ、そのことを確認できる契約書等の写し

3 申請回数について

補助金の申請回数の制限はありません。

〇申請明細書の書き方

（以下のⅠ～Ⅴはそれぞれ申請明細書のⅠ～Ⅴに対応）

4 申請日、氏名等（交付申請書の右上から記入していきます）

- ・ 申請する日付を記入して下さい。
- ・ 申請者氏名を記入して下さい。
- ・ 世帯主以外の方が申請する場合はその理由を記入して下さい（補助金の交付申請は原則として世帯主の方が行って下さい。）。
- ・ 「交付番号」は、既に補助金の交付を受けている場合のみ、県からの通知文に記載されている交付番号を記入して下さい。

I 被災時の世帯の状況について

- ・ 世帯に属する者の総数（全員の人数）によって、単数か複数を○で囲んでください。
- ・ 氏名等欄には、世帯主の氏名及びよみがなを記入して下さい。
- ・ 被災した住宅の住所を記入して下さい。

II 被災世帯の現在の住所等

- ・ 現在お住まいの住所、電話番号を記入して下さい。

III 世帯主の補助金の振込先口座

- ・ 希望する補助金の振込先口座（銀行等）を記入して下さい。振込先は、世帯主本人名義の口座に限ります。

IV 住宅の被害状況について

- ・ 被災日（災害が発生した日）を記入して下さい。
- ・ 市町の発行する「り災証明書」をもとに、該当する被害状況を○で囲んで下さい。
- ・ 「半壊解体」とは「半壊」だがやむを得ない理由があって解体し、又は解体されるに至った場合です。この場合、その理由（倒壊による危険を防止するため、居住するために必要となる補修費が著しく高額となる等）を記載して下さい。
- ・ 「敷地被害解体」とは、住宅は微小な被害にとどまったが、その敷地に被害が発生し、その住宅に居住することができず、解体せざるを得ない場合です。この場合、その理由（地震により地盤の液状化や地すべりが発生した等）を記載してください。
- ・ 「長期避難」とは、自然災害による避難指示等が出され、長期にわたり住宅に居住できない場合で、県が対象地域を設定します。該当する場合のみ○で囲んで下さい（長期避難の設定を行った地域は市町からお知らせしています。詳しくはお問い合わせ下さい）。

V

- 1 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。
- 2 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

5 補助金の種類について

補助金には、住宅の被災程度に応じて交付される「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて交付される「加算支援金」があり、それぞれ交付額が定められています。また、世帯員の数によっても交付額が異なります。

6 補助金の交付額について

補助金の世帯別交付額は、下表のとおり、被災状況及び世帯員の数などにより異なります。

(全壊世帯の場合)

世帯員 の数	基礎支援金	加算支援金		補助金交付額 (総計)
2人 以上	100万円	住宅を建設・購入する場合	200万円	300万円
		住宅を補修する場合	100万円	200万円
		住宅を賃借する場合	50万円	150万円
单身	75万円	住宅を建設・購入する場合	150万円	225万円
		住宅を補修する場合	75万円	150万円
		住宅を賃借する場合	37万5千円	112万5千円

(大規模半壊世帯の場合)

世帯員 の数	基礎支援金	加算支援金		補助金交付額 (総計)
2人 以上	50万円	住宅を建設・購入する場合	200万円	250万円
		住宅を補修する場合	100万円	150万円
		住宅を賃借する場合	50万円	100万円
单身	37万5千円	住宅を建設・購入する場合	150万円	187万5千円
		住宅を補修する場合	75万円	112万5千円
		住宅を賃借する場合	37万5千円	75万円

(中規模半壊世帯の場合)

世帯員 の数	基礎支援金	加算支援金		補助金交付額 (総計)
2人 以上	—	住宅を建設・購入する場合	100万円	100万円
		住宅を補修する場合	50万円	50万円
		住宅を賃借する場合	25万円	25万円
単身	—	住宅を建設・購入する場合	75万円	75万円
		住宅を補修する場合	37万5千円	37万5千円
		住宅を賃借する場合	18万7千5百円	18万7千5百円

(注意)

- ・精算交付申請の限度額は、6の交付額の表の額となりますが、既に補助金の交付を受けている場合（前年度以前に交付を受けている場合を含む。）には、以下のとおりです。

基礎支援金…既に交付を受けている補助金の額を控除した額

加算支援金…「住宅を補修する場合」の補助金の交付を受けている場合は0、それ以外の場合は、既に交付を受けている補助金の額を控除し

○以上で記入は終了ですが、以下の事項にもご注意ください。

○ご注意

7 補助金の申請期間について

補助金の申請期間は災害の発生時を基準として、補助金の種類毎に下記のとおり定められており、申請期間中に申請する必要があります。

支援金の種類	申請期間
基礎支援金	1 3 カ月
加算支援金	3 7 カ月

8 補助金の返還について

- (1) 県は静岡県補助金交付規則（以下「規則」という。）第17条及び第18条の規定により、概算交付額が確定額を超えるときは期限を定めて当該差額の返還を請求します。この場合に、納期日までに納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額について延滞金を納付していただきます。
- (2) 県は、規則第16条の規定により
- ①偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき、
 - ②交付決定の内容若しくはこれにつけた条件その他法令またはこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- また、交付決定を取り消したときに、取消に係る補助金をすでに交付している場合は、県は期限を定めて当該補助金の返還を請求します。この場合に、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金について加算金を納付していただくとともに、納期日までに納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額について延滞金を納付していただきます。
- (3) なお、延滞金及び加算金にあっては、やむを得ない事情があると認めるときは被災者の申請により、その全部又は一部を免除することができます。

「被災者自立生活再建支援補助金」申請書類チェックリスト

書類名称		内 容	チェック
交付申請書 (様式第 1 号)		・ 申請日は申請期間内か。 (災害の発生日から基礎支援金 13 か月・加算支援金 37 か月)	
		・ 記載住所は住民票と一致しているか。	
申請明細書 (別紙様式第 1 号)		・ 記載事項と添付書類の一致	
		Ⅱ住 所「被災住所と現住所は適切な欄に記載されているか」	
		Ⅲ口 座「記載口座と口座(写)は一致しているか」	
		Ⅳ被災日「り災証明書の日付と同日か」	
		Ⅴ申請金額「世帯人数、被災状況、生活再建の意向」から 補助金交付額に間違いがないか。	
住 民 票		・ 世帯主及び世帯の構成が確認できるか。	
り災証明		・ 「り災証明書」は添付されているか。	
		・ 「住家被害認定調査票」(写)は添付されているか ※内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」所定様式 又は内閣府と協議し認められた様式	
解体証明書・ 登記簿謄本 (滅失登記済)		・ 半壊被害を受け当該住宅をやむを得ず解体した場合に添付 されているか。	
預金通帳の写		・ 金融機関名、支店名等、預金種別、口座番号、 世帯主本人のカタカナ氏名の確認ができるか。	
必要となる書類 加算支援金申請に	建設・購入	・ 建設又は購入に係る契約書(写)が添付されているか。	
	補修	・ 契約書(写)又は「見積書＋経費支払の領収書」が添付されて いるか。	
	賃貸	・ 賃貸借契約書の(写)が添付されているか。 ※社宅等に入居する場合でも契約書(写)は必要。	

様式第 1 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

被災者自立生活再建支援補助金交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
申請者
氏 名

被災者自立生活再建支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円

口座振替先 金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人（カナ）

別紙様式第1号

被災者自立生活再建支援補助金申請明細書

令和 年 月 日

申請者氏名		交付番号	第 号
-------	--	------	-----

・世帯主以外の方が申請する場合はその理由

()

・補助金の振込みについてⅡの口座登録をお願いします。

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい

① 単身世帯、複数世帯の別を○で囲んでください (単数 ・ 複数)

② 世帯主の氏名

よみ	がな	
----	----	--

③ 被災した住宅の住所 〒

Ⅱ 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい

現 在 の 住 所	〒
電 話 番 号	()

Ⅲ 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい

金 融 機 関 名	支 店 名 等	種 別	口 座 番 号
		普通・当座・その他	

Ⅳ 住宅の被害状況を○で囲んで下さい (被災日：令和 年 月 日)

被害状況 (全壊・半壊解体・敷地被害解体・ 大規模半壊・中規模半壊・ 長期避難)	(半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：)
---	------------------------

V

- (1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。
(初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は特に必要がない限り空欄のままです。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊	100万円	75万円			住民票 預金通帳の写し り災証明書 その他 ()
解体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円			
長期避難	100万円	75万円			
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
					申請額(A-B) : 万円

- (2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

※ 中規模半壊世帯の場合は、下段の金額を選択してください。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200万円 100万円	150万円 75万円			契約書の写し その他 () 中規模半壊世帯の場合は上記 に加えて下記を添付
補修	100万円 50万円	75万円 37.5万円			
賃貸住宅	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	住民票 預金通帳の写し り災証明書
※公営住宅入居者除く	25万円	18.75万円	25万円	18.75万円	
					申請額(C-D) : 万円

- (注1) 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで(その他の場合は書面名も記入して)ください。
(注2) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高いほうの額が最終的な支給額となります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

別紙様式第2号

被災者自立生活再建支援補助金交付決定及び確定通知書

第 号
年 月 日

(申 請 者) 様

静岡県知事 氏 名

年 月 日に申請があった被災者自立生活再建支援補助金の交付について、
次のとおり決定し、及び確定します。

記

決定及び確定の内容

(1) 金 額 円

(2) 交付の対象

被災者自立生活再建支援補助金交付決定明細書のとおり

被災者自立生活再建支援補助金交付決定明細書					
1	交付番号	第	号		被災日
2	交付額		円		年 月 日
項 目		申請額	交付額	摘要	備考
基礎 支 援 金	既交付額※				
	今年度交付決定額				最終申請期限
	今回申請額				年 月 日
	申請額合計				
加 算 支 援 金	既交付額※				
	今年度交付決定額				最終申請期限
	今回申請額				年 月 日
	申請額合計				
合計（既交付額＋申請額）					
今回申請額計					
※ 既交付額は前年度までの交付額の合計を記載します。					

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた被災者
自立生活再建支援補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
申請者
氏 名

別紙様式第3号

被災者自立生活再建支援補助金却下決定通知書

第 年 月 日

(申請者)

静岡県知事 氏 名

年 月 日に申請された被災者自立生活再建支援金につきましては、審査の結果、下記の理由により申請を却下することに決定しましたので通知します。

記

(理由)

被災者自立生活再建支援補助金交付要綱

平成11年11月12日

告示第914号

静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)第22条の規定に基づき、被災者自立生活再建支援補助金交付要綱を次のように定める。

被災者自立生活再建支援補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者の生活の再建を支援するため、被災世帯となった世帯の世帯主に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「自然災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により県内において生ずる被害で、被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第1条各号に該当しないものをいう。

(2) この要綱において「被災世帯」とは、自然災害により、その居住する住宅が被害を受けた世帯のうち次のいずれかに該当するものをいう。

ア その居住する住宅が全壊した世帯

イ その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

エ その居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(イ及びウに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。)

オ その居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(イからエまでに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊世帯」という。)

(3) この要綱において「基礎支援金」とは、住宅の被災程度に応じて交付する補助金をいう。

(4) この要綱において「加算支援金」とは、住宅の再建方法に応じて、基礎支援金に加

算して交付する補助金をいう。

第3 補助額

別表の被災世帯の欄及び補助金の欄に掲げる被災世帯及び補助金の区分に応じ、それぞれ同表の補助額の欄に掲げる額(同一の自然災害について、既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている場合(前年度以前に交付を受けている場合を含む。))にあつては、知事が別に定める額)とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書(様式第1号)
- イ その他知事が別に定める書類

(2) 提出期限

当該自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金については13月、加算支援金については37月を経過する日(知事がやむを得ない事情があると認めた場合にあつては、知事が別に定める日)まで

第5 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第2号)

(2) 提出期限

補助金交付決定及び確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第6 書類の経由

この要綱に基づき知事に提出すべき書類は、申請者の所在地を管轄する健康福祉センターの長を経由するものとする。

第7 その他

この補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第3条に規定する被災者生活再建支援金の支給に準じて行うものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成11年4月5日以降に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

附 則(平成17年3月15日告示第331号)

この告示は、公示の日から施行し、平成16年4月1日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

附 則(平成18年3月7日告示第239号)

この告示は、公示の日から施行し、平成17年4月1日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

附 則(平成18年10月24日告示第976号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。
- 3 この告示の施行前に従前の規定及び様式により作成されている用紙等は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成19年3月30日告示第452号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月7日告示第170号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月1日告示第121号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年1月4日告示第1号)

この告示は、公示の日から施行し、令和2年7月3日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する補助金の交付について適用する。

附 則(令和3年 月 日告示第 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のそれぞれの告示(第 号に掲げる告示を除く。)の規定及び様式は、令和3年度分の補助金から適用する。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 4 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表

被災世帯		補助金		補助額
全壊世帯	複数世帯	基礎支援金		100万円
		加算支援金	その居住する住宅を建設し、又は購入する場合	200万円
			その居住する住宅を補修する場合	100万円
			その居住する住宅を賃借する場合	50万円
	単数世帯	基礎支援金		75万円
		加算支援金	その居住する住宅を建設し、又は購入する場合	150万円
			その居住する住宅を補修する場合	75万円
			その居住する住宅を賃借する場合	37万5,000円
大規模半壊世帯	複数世帯	基礎支援金		50万円
		加算支援金	その居住する住宅を建設し、又は購入する場合	200万円
			その居住する住宅を補修する場合	100万円
			その居住する住宅を賃借する場合	50万円
	単数世帯	基礎支援金		37万5,000円
		加算支援金	その居住する住宅を建設し、又は購入する場合	150万円
			その居住する住宅を補修する場合	75万円
			その居住する住宅を賃借する場合	37万5,000円
中規模半壊世帯	複数世帯	基礎支援金		—
		加算支援金	その居住する住宅を	100万円

			建設し、又は購入する場合	
			その居住する住宅を補修する場合	50万円
			その居住する住宅を賃借する場合	25万円
	単数世帯	基礎支援金		—
		加算支援金	その居住する住宅を建設し、又は購入する場合	75万円
			その居住する住宅を補修する場合	37万5,000円
			その居住する住宅を賃借する場合	18万7,500円

(注)

- 1 「全壊世帯」とは、大規模半壊世帯及び中規模半壊世帯以外の被災世帯をいう。
- 2 「複数世帯」とは、被災世帯であって単数世帯以外の世帯をいう。
- 3 「単数世帯」とは、被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯をいう。
- 4 加算支援金の補助額は、同一の自然災害について2以上の場合に該当するときは、これらの場合に応じた補助額のうち最も高い補助額とする。
- 5 賃借する住宅には、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅は含まないものとする。

被災者自立生活再建支援補助金交付要領

第1 目的

被災者自立生活再建支援補助金の交付は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、被災者生活再建支援法の適用を受けない市町に居住するものに対し、自立した生活の開始を支援することを目的とする。

第2 自然災害の認定

(1) 自然災害の認定

被災者自立生活再建支援補助金交付要綱(平成11年静岡県告示第914号。以下「要綱」という。)第2(1)の「自然災害」は、原則として同一の自然現象(以下「原因」という。)によるものを単位とする。ただし、同時または相接近して異なる原因による自然災害が発生した場合で、いずれの原因によるものであるかを判別できない場合には、これらの自然災害を1つの原因によるものとみなし、認定するものとする。

(2) その他の異常な自然現象の定義

要綱第2(1)の「その他の異常な自然現象」とは地すべり、山崩れ、崖崩れ、土地隆起、土地沈降、土石流、火砕流等をいうものとする。

第3 被災世帯の認定

(1) 世帯の定義

ア 要綱第2(2)の「世帯」とは、社会生活上の単位として、住宅及び生計を1つにする者の集まり又は独立して生計を維持する単身者をいうものとする。

イ 赴任先で被災した単身赴任者についても1つの世帯として取り扱うものとするが、生活の本拠が移転していないと認められる場合には、この限りでない。

ウ 1つの建物に居住しているが、生計を異にしていると認められる者についても、別の世帯として取り扱うものとするが、この場合には、災害発生時点で別の世帯として住民登録が行われていることを原則とし、住民登録上は同一世帯とされている場合には、公共料金の契約が別に行われている場合など生計が別であることを確認できる場合に限り、別の世帯として取り扱うものとする。

(2) 住宅の定義

要綱第2(2)の「住宅」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかは問わないものとする。

(3) 居住の定義

要綱第2(2)の「居住」とは、世帯が当該住宅を生活の本拠として日常的に使用していることをいい、旅行者等の一時的な滞在、別荘等を一定期間管理する場合などは居住には当たらないものとする。住民登録の有無は、生活の本拠を見分ける上で有力な判断材料の1つである。

(4) 住宅全壊世帯と同等の被害を受けたと認められる世帯

ア 要綱第2(2)イの「その他これらに準ずるやむを得ない事由」とは、賃借している住宅に被害を受けて賃貸人の意向で当該住宅が解体された場合の賃借人世帯などが考えられ、また、敷地被害については、敷地の修復のため住宅を解体せざるを得ないという場合が典型的なケースと考えられるところであるが、どのような事情で当該住宅を解体し、又は解体されたのかについて、個別に判断していくことになる。

イ 要綱第2(2)ウの世帯とは、火砕流等の発生により、住宅に直接被害が及んでいるか、又は被害を受ける恐れがあるなど世帯に属する者の生命又は身体に著しい危険が切迫していると認められることから、当該住宅への居住が不可能な状態が既に継続しており、かつ、その状態が引き続き長期にわたり継続する可能性がある当該世帯等をいうものとする。

本規定は、雲仙岳噴火災害のように警戒区域の設定等の危険な状態により、長期の避難が見込まれる被災世帯や離島における地震災害等により社会的インフラストラクチャーが失われ居住することが不能となるような被災世帯を念頭においたものであり、その認定にあたっては、設定時点において、避難状態が解消する見通しがなく、世帯の生活及び住宅の実情等から新たな生活を開始する必要性が生じていると判断される場合に、被災世帯として認定するものとする。

なお、この場合にあっては、個別の災害があらかじめ要綱第2(1)に定める自然災害となるものでなければならない。

(5) 大規模半壊の定義

要綱第2(2)のエの「構造耐力上主要な部分」とは、住宅の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分（基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するもの）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するもの）等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。

大規模半壊は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「統一基準」という。）による「住家半壊」の基準のうち、原則として下記にしたがって「大規模半壊」の認定を行う。

住家半壊の基準	うち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の 20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損害割合（経済的被害）が 20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

(6) 中規模半壊の定義

中規模半壊は、統一基準による「住家半壊」の基準のうち、原則として下記にしたがって「中規模半壊」の認定を行う。

住家半壊の基準	うち「中規模半壊」
損壊部分が延床面積の 20%以上70%未満のもの	30%以上50%未満
損害割合（経済的被害）が 20%以上50%未満のもの	30%以上40%未満

(7) 住宅の被害認定

住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（統一基準）、「浸水等による住宅被害の認定について（平成16年10月28日府政防第842号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」により市町が行うものとする。被害認定に当たっては、その重要性に鑑み、迅速かつ適正に行うよう努めなければならない。

なお、全壊には全焼、全流出が、半壊には半焼が含まれるものとする。

第4 補助対象世帯の認定

(1) 世帯主の定義

要綱第1に定める世帯主とは、世帯の居住する住宅が被害を受けた日（以下「被災日」という。）において、主として当該世帯の生計を維持している者をいうものとする。

なお、「生計を維持している」とは、社会通念上その者が世帯に属する他の者を扶養していると認められる場合をいうものとするが、当該扶養の判断の基準を一律に定めることは困難であることから、当該世帯の諸般の事情を勘案し、個々の事例に即して判断すべきものとする。

(2) 認定の基準日

世帯主、世帯に属する者の認定は、原則として被災日を基準とする。

第5 補助金の交付の申請方法等

(1) 申請者

補助金の交付を受けようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、特段の事情がある場合には、当該世帯主に準ずる者を申請者として申請することができる。その場合は、被災者自立生活再建支援補助金申請明細書（別紙様式第1号）に理由を記載すること。

(2) 要綱第4(1)イに規定する「知事が別に定める書類」は以下のとおりとする。

ア 被災者自立生活再建支援補助金申請明細書（別紙様式第1号）

イ 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町が発行する証明書類

ウ 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる市町が発行する災害証明書（要綱第2(2)ア又はエに該当する世帯の場合）（住宅に半壊の被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体した場合（要綱第2(2)イに該当する世帯の場合）も同様。）

エ 住宅に半壊の被害、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる書類（要綱第2(2)イに該当する世帯の場合）

オ 宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書、写真など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる書類（要綱第2(2)イに該当する世帯のうち住宅の敷地に被害を受けた世帯の場合）

カ 長期避難世帯に該当する旨の市町による証明書類（要綱第2(2)ウに該当する世帯の場合）

(3) 申請期間の延長

要綱第4(2)に規定する補助金の申請期間の延長は、知事が、被災世帯の世帯主が申請することができないやむを得ない事情があると認められる場合におこなうものとするが、この場合、自然災害が発生した日から起算して要綱第4(2)に定める申請期間に最大12月を加えた期間を経過する日までの範囲を限度として、真に必要と判断される期間を設定するものとする。

また、発生した自然災害の状況によっては、個別に延長期間を定めることが事務の煩雑さを招くとともに、被災世帯間の公平性が損なわれることとなるため、市町を単位として、申請期間の延長を行うことができるものとする。

(4) 要綱第2(2)イに該当する場合は、基礎支援金の対象となるため、解体は、原則として、基礎支援金の申請期間である13月以内に行われる必要がある。

(5) 要綱第3に規定する「知事が別に定める額」は以下のとおりとする。

ア 基礎支援金については、既に交付を受けている額を控除した額

イ 加算支援金については、「住宅を補修する場合」の補助金の交付を受けている場合は0、それ以外の場合は、既に交付を受けている額を控除した額

第6 補助金の交付決定

(1) 知事は、申請者に対して補助金を交付することを決定したときは、交付番号、申請期間等を記載した被災者自立生活再建支援補助金交付決定及び確定通知書（別紙様式第2号）を申請者に速やかに交付しなければならない。

(2) 知事は、申請者に対して補助金を交付しないことを決定したときは、被災者自立生活再建支援補助金却下決定通知書（別紙様式第3号）を申請者に速やかに交付しなければならない。

戦後の本県における災害救助法適用災害一覧

年度	発 生 年月日	災 害 名	被 害 区 分								救助法適用市町村
			死 者	不 明	負傷者	全壊、流失	半壊 (焼)	一部破損	床上浸水	床下浸水	
S 2 0	20. 10. 4	台風第19号	24				18		391	3, 320	※災害救助法は昭和22年10月20日施行のため適用外だが適用相当規模の災害のため掲載
	20. 10. 8	阿久根台風	5		2	43	17		706	2, 437	
2 3	23. 9. 13	アイオン台風	5		14	203	218		2, 723	7, 653	(田方郡) 六郷村
2 4	24. 8. 31	キテイ台風	1	6	72	143	247		290	291	(田方郡) 網代町、宇佐美村
2 5	25. 4. 13	火災			1, 168	1, 465	8				熱海市
2 7	27. 6. 23	ダイナ台風	7		10	5	13	258	995	2, 949	沼津市、焼津市、(庵原郡) 内房村、 (榛原郡) 金谷町
2 8	28. 9. 13	停滞前線	9	1		65	14		71	209	(駿東郡) 小山町
	28. 9. 25	テス台風	1		13	60	120	322	1, 642	4, 954	(浜名郡) 舞阪町、新居町、鷺津町、新所村、入出村、南庄内村、北庄内村、伊佐美村、雄踏町、村櫛村、和地村、篠原村、三方原村、(引佐郡) 三ヶ日町、気賀村、東浜名村、(田方郡) 戸田村
2 9	29. 9. 18	台風第14号	13		10	19	9		1, 129	1, 123	(志太郡) 朝比奈村、(榛原郡) 金谷町、 (小笠郡) 原町村、袋井町
3 0	30. 8. 30	水害	1		4	6	26		559		(富士郡) 吉原町、(庵原郡) 富士川町
3 1	31. 6. 23	水害	1			1	1		368	2, 084	吉原市
	32. 2. 28	火災	1		16	104	2				静岡市
3 3	33. 7. 23	台風第11号	1	1	2				504	954	静岡市、(田方郡) 函南村
	33. 8. 26	台風第17号	3	2	7				128	62	(磐田郡) 佐久間町
	33. 9. 26	狩野川台風 (台風第22号)	728	217	1, 496	1, 297	1, 003	799	7, 115	7, 581	沼津市、熱海市、伊東市、(賀茂郡) 城東村、河津町、下田町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、(田方郡) 伊豆長岡町、修善寺町、函南村、韭山村、大仁町、北狩野村、中狩野村、上狩野村、中伊豆町
3 4	34. 8. 14	台風第 7 号	7	1	397	525	1, 497	16, 528	1, 389	2, 278	静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、吉原市、富士市、(賀茂郡) 南伊豆町、 (富士郡) 鷹岡町、(田方郡) 函南村、 韭山村
	34. 8. 26	停滞前線	5		279	43	62	126	4, 216	12, 950	島田市、掛川市、藤枝市、袋井市、(榛原郡) 金谷町、(小笠郡) 三笠村、(周智郡) 森町、(磐田郡) 豊岡村、(浜名郡) 浜北町
	34. 9. 26	伊勢湾台風	3		33	338	1, 796	12, 195	450	617	浜松市、天竜市、(磐田郡) 龍山村、佐久間町、水窪町、(浜名郡) 舞阪町、新居町、湖西町、(引佐郡) 三ヶ日町
3 5	35. 8. 13	台風第11・12号	13	19	29	99	110	79	785	2, 852	島田市、藤枝市、(榛原郡) 川根町、金谷町、(志太郡) 岡部町
	35. 11. 16	火災			5	125	9				(庵原郡) 富士川町、(榛原郡) 川根町
3 6	36. 6. 29	梅雨前線	24	2	50	142	227	71	6, 854	15, 752	天竜市、三島市、沼津市、焼津市、(田方郡) 土肥町、修善寺町、大仁町、伊豆長岡町、韭山村、戸田村、函南村、(磐田郡) 龍山村、(賀茂郡) 賀茂村
3 7	37. 7. 29	台風第 7 号	3		8	21	43		345	1, 720	(榛原郡) 相良町、(小笠郡) 浜岡町
4 0	40. 9. 10	台風第23・24号				12	39		521	627	天竜市、(周智郡) 春野町、(磐田郡) 佐久間町
4 1	41. 9. 25	台風第26号	42	4	487	308	1, 775	10, 903	144	359	吉原市、富士市、焼津市、富士宮市、御殿場市、(富士郡) 鷹岡町、(庵原郡) 富士川町、(安倍郡) 梅ヶ島村
	41. 10. 12	水害				1			165	200	(引佐郡) 三ヶ日町
4 3	43. 8. 25	台風第10号				4	176	14	161	40	(磐田郡) 佐久間町
4 4	44. 8. 5	台風第 7 号			4	1	124	36	272	363	(磐田郡) 佐久間町、(周智郡) 春野町
4 6	46. 8. 31	台風第23号	1		8	15	65	174	1, 458	9, 446	浜松市
4 7	47. 7. 12	47. 7豪雨	2	1	8	17	29		78	138	(駿東郡) 小山町
4 9	49. 5. 9	伊豆半島沖地震	30		102	139	240	1, 917			(賀茂郡) 南伊豆町
	49. 7. 7	七夕豪雨 (台風第 8 号)	44		241	241	350	152	26, 452	54, 092	静岡市、浜松市、沼津市、清水市、三島市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市、袋井市、天竜市、浜北市、湖西市、(駿東郡) 清水町、(庵原郡) 由比町、(志太郡) 岡部町、(周智郡) 森町、春野町、(磐田郡) 豊岡村、(引佐郡) 細江町、引佐町、三ヶ日町

年度	発 生 年月日	災 害 名	被 害 区 分								救助法適用市町村
			死 者	不 明	負傷者	全壊、流失	半壊 (焼)	一部破損	床上浸水	床下浸水	
5 0	50. 10. 7	前線による大雨	6		18	4	11	49	2, 864	16, 572	浜松市、磐田市、下田市、（賀茂郡）南伊豆町
5 1	51. 7. 11	前線による大雨	16		70	35	40	52	2, 300	5, 044	下田市、（賀茂郡）南伊豆町、河津町、松崎町
	51. 8. 9	前線による大雨			7	7	17	24	746	3, 111	富士市
	51. 10. 9	前線による大雨							266	299	（賀茂郡）南伊豆町
5 2	53. 1. 14	伊豆半島近海地震	25		205	100	633	4, 256			（賀茂郡）東伊豆町、河津町
5 5	55. 8. 16	ゴールデン街 ガス爆発	15		222	6		16			静岡市
5 7	57. 9. 12	前線と台風第18号	14	1	44	51	31	163	6, 465	14, 731	静岡市、清水市、掛川市、焼津市、藤枝市、島田市、（榛原郡）榛原町、金谷町、（小笠郡）菊川町
H 3	3. 9. 10	集中豪雨	4		7	24	11	13	160	284	（賀茂郡）河津町
1 0	10. 8. 30	8月末豪雨	2		2	2	6	2	180	299	（田方郡）函南町
1 6	16. 10. 9	台風第22号	5	1	100	174	280	3, 966	305	1, 052	伊東市
R 1	1. 10. 12	台風第19号	3		7	7	9	449	1, 010	1, 424	伊豆の国市、（田方郡）函南町
3	3. 7. 3	7月の大雨	26	1	4	53	11	34			熱海市
4	4. 9. 23	台風第15号	3		7	9	2, 428	3, 215	5, 647	4, 035	静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、清水町、長泉町、吉田町、川根本町、森町

応急救助事務の県担当一覧表

各救助の種類について、県の担当一覧を以下に示す。

ただし、救助事務全体の所管は健康福祉部企画政策課である。

【県担当課】

(令和5年1月時点)

救助の種類	県担当	電話番号	Eメールアドレス
避難所設置	危機情報課	054-221-2644	boujou@pref.shizuoka.lg.jp
(福祉避難所)	企画政策課	054-221-3357	kenfuku_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp
応急仮設住宅の供与 (福祉仮設住宅)	住まいづくり課	054-221-3081	sumai@pref.shizuoka.lg.jp
	企画政策課	054-221-3357	kenfuku_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp
応急仮設住宅の供与 (福祉仮設住宅)	住まいづくり課	054-221-3081	sumai@pref.shizuoka.lg.jp
炊出しその他による 食品の給与	経済産業部総務課	054-221-2606	keisan-soumu@pref.shizuoka.lg.jp
飲料水の供給	水資源課	054-221-2420	mizu_riyou@pref.shizuoka.lg.jp
	経済産業部総務課	054-221-2606	keisan-soumu@pref.shizuoka.lg.jp
被服、寝具その他生活 必需品の給与又は貸与	経済産業部総務課	054-221-2606	keisan-soumu@pref.shizuoka.lg.jp
医療	地域医療課	054-221-2406	chiikiiryou@pref.shizuoka.lg.jp
	薬事課	054-221-2410	yakuji@pref.shizuoka.lg.jp
助産	地域医療課	054-221-2406	chiikiiryou@pref.shizuoka.lg.jp
	こども家庭課	054-221-2922	kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
災害にかかった者の 救助	危機対策課	054-221-3601	saitai@pref.shizuoka.lg.jp
住宅の応急修理、 障害物の除去	住まいづくり課	054-221-3081	sumai@pref.shizuoka.lg.jp
学用品の給与	私学振興課	054-221-2065	shigakushinkou@pref.shizuoka.lg.jp
	義務教育課	054-221-3140	kyoui_gimu@pref.shizuoka.lg.jp
埋葬	衛生課	054-221-2448	eisei@pref.shizuoka.lg.jp
死体の搜索	危機対策課	054-221-3601	saitai@pref.shizuoka.lg.jp
死体の処理	危機政策課	054-221-2456	boukei@pref.shizuoka.lg.jp
災害ボランティアセ ンターの設置・運営	福祉長寿政 策課	054-221-2844	fukushi-chouju@pref.shizuoka.lg.jp

【市町担当課】

(令和5年1月時点)

番号	市 町	担当課	電話番号	FAX番号	Eメールアドレス	備考
1	下田市	防災安全課	0558-36-4145	0558-22-3910	bousai@city.shimoda.lg.jp	適用まで
		福祉事務所	0558-22-2216	0558-22-3910	fukushi@city.shimoda.lg.jp	適用後
2	東伊豆町	防災課	0557-95-1103	0557-95-0122	bousai@town.higashiizu.lg.jp	適用まで
		住民福祉課	0557-95-6204	0557-95-5691	fukushi@town.higashiizu.lg.jp	適用後
3	河津町	防災課	0558-34-1112	0558-34-0099	bousai@town.kawazu.shizuoka.jp	適用まで
		福祉介護課	0558-36-3232	0558-34-1811	fukushi@town.kawazu.shizuoka.jp	適用後
4	南伊豆町	総務課防災室	0558-62-6211	0558-62-1119	soumu@town.minamiizu.shizuoka.jp	適用まで
		福祉介護課	0558-62-6233	0558-62-2493	fukukai@town.minamiizu.shizuoka.jp	適用後
5	松崎町	総務課	0558-42-3963	0558-42-3183	soumu@town.matsuzaki.lg.jp	適用まで
		健康福祉課	0558-42-3966	0558-42-3184	fukushi@town.matsuzaki.lg.jp	適用後
6	西伊豆町	防災課	0558-52-1965	0558-52-1906	bousai@town.nishiizu.shizuoka.jp	適用まで
		健康福祉課	0558-52-1961	0558-52-5750	kenkou@town.nishiizu.shizuoka.jp	適用後
7	熱海市	危機管理課	0557-86-6441	0557-86-6446	kikikanri@city.atami.lg.jp	適用まで
		長寿介護課	0557-86-6323	0557-86-6264	chojusomu@city.atami.lg.jp	適用後
8	伊東市	危機対策課	0557-32-1362	0557-36-8260	kikitaishaku@city.ito.lg.jp	適用まで
		社会福祉課	0557-32-1531	0557-36-0775	syakai@city.ito.lg.jp	適用後
9	沼津市	危機管理課	055-934-4803	055-934-0027	kikikanri@city.numazu.lg.jp	適用まで
		社会福祉課	055-934-4824	055-934-2631	shafuku@city.numazu.lg.jp	適用後
10	三島市	危機管理課	055-983-2650	055-981-7720	kiki@city.mishima.shizuoka.jp	適用まで
		福祉総務課	055-983-2610	055-976-5555	hukusou@city.mishima.shizuoka.jp	適用後
11	裾野市	危機管理課	055-995-1817	055-992-4447	bousai@city.susono.shizuoka.jp	適用まで
		総合福祉課	055-995-1819	055-992-3681	fukushi@city.susono.shizuoka.jp	適用後
12	伊豆市	危機管理課	0558-72-9867	0558-72-6588	bousai@city.izu.lg.jp	適用まで
		社会福祉課	0558-72-9862	0558-72-8638	syakai@city.izu.lg.jp	適用後
13	伊豆の国市	危機管理課	055-948-1482	055-948-1169	kiki@city.izunokuni.lg.jp	適用まで
		社会福祉課	0558-76-8036	0558-76-8029	fukusi@city.izunokuni.lg.jp	適用後
14	函南町	総務課	055-979-8102	055-978-1197	soumu@town.kannami.lg.jp	適用まで
		福祉課	055-979-8126	055-979-8143	fukushi@town.kannami.lg.jp	適用後
15	清水町	くらし安全課	055-981-8205	055-973-1711	bousaitaisaku@town.shizuoka-shimizu.lg.jp	適用まで
		福祉介護課	055-981-8214	055-973-1959	fukushi@town.shizuoka-shimizu.lg.jp	適用後
16	長泉町	地域防災課	055-989-5505	055-989-5656	bousai@town.nagaizumi.lg.jp	適用まで
		福祉保険課	055-989-5512	055-989-5515	fukushi@town.nagaizumi.lg.jp	適用後
17	御殿場市	危機管理課	0550-82-4370	0550-83-9739	bosai@city.gotemba.lg.jp	適用まで
		社会福祉課	0550-82-4239	0550-84-1046	fukushi@city.gotemba.lg.jp	適用後
18	小山町	危機管理局	0550-76-5715	0550-76-5910	bousai@town.shizuoka-oyama.lg.jp	適用まで
		福祉長寿課	0550-76-6661	0550-76-4770	fukushi@town.shizuoka-oyama.lg.jp	適用後
19	富士宮市	危機管理局	0544-22-1319	0544-22-1239	bosai@city.fujinomiya.lg.jp	適用まで
		福祉企画課	0544-22-1457	0544-22-1203	fukushi@city.fujinomiya.lg.jp	適用後
20	富士市	防災危機管理課	0545-55-2936	0545-51-2040	bousai@div.city.fuji.lg.jp	適用まで
		福祉総務課	0545-55-2840	0545-52-2290	fu-fukushisoumu@div.city.fuji.lg.jp	適用後
21	静岡市	危機管理総室	054-221-1012	054-251-5783	kikikanri@city.shizuoka.lg.jp	適用まで
		市民自治推進課	054-221-1265	054-221-1538	shiminjichi@city.shizuoka.lg.jp	適用後
22	島田市	危機管理課	0547-36-7320	0547-35-6000	kikikanri@city.shimada.lg.jp	適用まで
		福祉課	0547-36-7407	0547-37-0235	fukushi@city.shimada.lg.jp	適用後
23	焼津市	防災計画課	054-625-0128	054-625-0132	bousaieikaku@city.yaizu.lg.jp	適用まで
		地域福祉課	054-631-5530	054-626-2189	fukushi@city.yaizu.lg.jp	適用後
24	藤枝市	大規模災害対策課	054-643-3119	054-645-3050	saigai@city.fujieda.lg.jp	適用まで
		福祉政策課	054-643-3148	054-644-2941	fukusi@city.fujieda.lg.jp	適用後
25	牧之原市	危機管理課	0548-23-0056	0548-23-0049	bousai@city.makinohara.shizuoka.jp	適用まで
		社会福祉課	0548-23-0070	0548-23-0099	fukushi@city.makinohara.shizuoka.jp	適用後
26	吉田町	防災課	0548-33-2164	0548-32-6121	bousai@town.yoshida.shizuoka.jp	適用まで
		福祉課	0548-33-2104	0548-33-0361	fukushi@town.yoshida.shizuoka.jp	適用後

番号	市 町	担当課	電話番号	F A X 番号	E メールアドレス	備考
27	川根本町	総務課	0547-56-2220	0547-56-2235	soumu@town.kawanehon.lg.jp	適用まで
		健康福祉課	0547-56-2224	0547-56-1117	kenko-fukushi@town.kawanehon.lg.jp	適用後
28	浜松市	危機管理課	053-457-2537	053-457-2530	bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp	適用まで
		福祉総務課	053-457-2326	050-3730-5988	fukushisoumu@city.hamamatsu.shizuoka.jp	適用後
29	磐田市	危機管理課	0538-37-2114	0538-32-0177	kiki@city.iwata.lg.jp	適用まで
		福祉課	0538-37-4814	0538-36-1635	shakaifukushi@city.iwata.lg.jp	適用後
30	掛川市	危機管理課	0537-21-1131	0537-21-1168	kotu-bosai@city.kakegawa.lg.jp	適用まで
		福祉課	0537-21-1140	0537-21-1163	fukusi@city.kakegawa.lg.jp	適用後
31	袋井市	危機管理課	0538-86-3701	0538-86-5522	bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp	適用まで
		しあわせ推進課	0538-44-3121	0538-43-6285	shiawase@city.fukuroi.lg.jp	適用後
32	湖西市	危機管理課	053-576-4538	053-576-2315	kikikanri@city.kosai.lg.jp	適用まで
		地域福祉課	053-576-4873	053-576-1220	chifuku@city.kosai.lg.jp	適用後
33	御前崎市	危機管理課	0537-85-1119	0537-85-1143	kikikanri@city.omaezaki.shizuoka.jp	適用まで
		福祉課	0537-85-1121	0537-85-1144	fukushi@city.omaezaki.shizuoka.jp	適用後
34	菊川市	危機管理課	0537-35-0923	0537-35-2200	kikikanri@city.kikugawa.shizuoka.jp	適用まで
		福祉課	0537-37-1123	0537-37-1255	fukushi@city.kikugawa.lg.jp	適用後
35	森町	防災課(防災係)	0538-85-6302	0538-85-5259	bousai@town.shizuoka-mori.lg.jp	適用まで
		福祉課(地域福祉係)	0538-85-1800	0538-86-6301	fukushi@town.shizuoka-mori.lg.jp	適用後

番号	所属名	課名	電話番号	FAX 番号	E メールアドレス	備考
1	賀茂健康福祉センター (賀茂方面本部)	総務課	0558-24-2032	0558-24-2159	kfkamo-soumu@pref.shizuoka.lg.jp	NTT回線
			5(8)-101-2032	5(8)-101-6131		防災無線
2	熱海健康福祉センター (東部方面本部)	総務課	0557-82-9106	0557-82-9131	kfatami-soumu@pref.shizuoka.lg.jp	NTT回線
			5(8)-102-6121	5(8)-102-6131		防災無線
3	東部健康福祉センター (東部方面本部)	総務課	055-920-2073	055-920-2191	kftoubu-soumu@pref.shizuoka.lg.jp	NTT回線
			5(8)-103-6121	5(8)-103-6131		防災無線
4	御殿場健康福祉センター (東部方面本部)	福祉課 (総務班)	0550-82-6687	0550-82-4345	kfgotenba-fukushi@pref.shizuoka.lg.jp	NTT回線
			5(8)-123-1101	5(8)-123-8002		防災無線
5	富士健康福祉センター (東部方面本部)	総務課	0545-65-2603	0545-65-2288	kffuji-soumu@pref.shizuoka.lg.jp	NTT回線
			5(8)-104-2603	5(8)-104-2288		防災無線
6	中部健康福祉センター (中部方面本部)	総務課	054-644-9267	054-644-4471/9229	kfchuubu-soumu@pref.shizuoka.lg.jp	NTT回線
			5(8)-106-6121	5(8)-106-6131		防災無線
7	西部健康福祉センター (西部方面本部)	総務課	0538-37-2243	0538-37-2241	kfseibu-soumu@pref.shizuoka.lg.jp	NTT回線
			5(8)-107-6121	5(8)-107-6131		防災無線
8	健康福祉部政策管理局 (本部・災害救助チーム)	健康福祉政策課	054-221-3357	054-221-3264	kenfuku_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp	NTT回線
			5(8)-100-3357	5(8)-100-6043		防災無線

国担当機関	課 名	電話番号
内閣府	政策統括官(防災担当)付 参事官(被災者生活再建担当)付	03-3593-9394(直通) 090-3143-2702(閉庁時)

「災害救助の手引き」

令和5年4月

発行 静岡県健康福祉部企画政策課

住所 〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。



生きがいと健康づくり
イメージキャラクター
「ちゃっぴー」

静岡県健康福祉部



「印刷用の紙にリサイクルできます」

この印刷物は 305 部印刷し、1 部あたりの印刷経費は 301.4 円です。